

経済産業省委託調査

令和3年度補正

信頼あるグローバル・バリューチェーン構築に向けた日本企業のサステナ
ビリティ対応促進のための海外実証・国際枠組み構築等事業

西村あさひ法律事務所

2022 年 11 月

目次

第1 主要海外法制概要	1
I. ドイツ	1
II. 英国	3
III. フランス	4
IV. オランダ	6
V. EU	7
VI. 米国	10
VII. オーストラリア	20
第2 ドイツ	22
I. 法制度概要	22
II. 法制化までの流れ	22
III. 立法における主要論点	24
1. 競争条件の公平性の確保(EU レベルでの規制との関係)	24
1.1 議論の内容	24
1.2 結果	25
2. 義務の明瞭性(意図せぬ結果への懸念、保護権益の範囲を含む)	25
2.1 議論の内容	25
2.2 結果	27
3. 保護されるべき人権の基準の明確化(地域による差を考慮したもの)	28
3.1 議論の内容	28
3.2 結果	28
4. 民事責任の明確化	28
4.1 議論の内容	28
4.2 結果	29
5. デュー・ディリジェンスの対象となるサプライヤーの範囲の明確化(直接供給者・間接供給者)	30
5.1 議論の内容	30
5.2 結果	31
6. 外国企業の扱い	31

6.1 議論の内容	31
6.2 結果	32
7. いわゆる警戒／非警戒リストの導入	32
7.1 議論の内容	32
7.2 結果	32
8. 従業員基準の適切な設定	33
8.1 議論の内容	33
8.2 結果	34
9. 訴訟提起の授権	34
9.1 議論の内容	34
9.2 結論	34
10. 行政罰／制裁金の設定	35
10.1 議論の内容	35
10.2 結論	35
11. 報告義務の簡素化・一元化	36
11.1 議論の内容	36
11.2 結論	36
第3 英国	36
I. 法制度概要	36
II. 法制化までの流れ	36
III. 立法における主要論点	38
1. 開示項目の義務化	38
1.1 議論の内容	38
1.2 結果	40
2. 報告制度及び民事罰	41
2.1 議論の内容	41
2.2 結果	43
3. 公的機関のサプライチェーン	44
3.1 議論の内容	44
3.2 結果	46
第4 フランス	47

I.	法制度概要	47
II.	法制化までの流れ	47
1.	フランスにおける CSR に関する法制化の流れ	47
2.	注意義務法の成立に至るまでの経緯	48
III.	立法における主要論点	49
1.	制裁(罰金)の設定	49
1.1	議論の内容	49
1.2	結果(憲法院の判断)	50
2.	企業活動の自由	51
2.1	議論の内容	51
2.2	結果(憲法院の判断)	51
3.	対象企業の範囲	52
3.1	議論の内容	52
3.2	結果・法施行後の議論	52
4.	違反企業の民事上の責任	54
4.1	議論の内容	54
4.2	結果・法施行後の議論	55
第 5	EU	56
I.	法制度概要	56
II.	法制化までの流れ	56
III.	指令案における主要論点	57
1.	デュー・ディリジェンスの実施を担保する方法	59
1.1	議論の内容	59
1.2	現在の指令案	63
2.	対象となる「負の影響」の範囲(人権/環境)	63
2.1	議論の内容	63
2.2	現在の指令案	64
3.	適用対象セクター及びリスク	64
3.1	議論の内容(セクター及びリスクを限定するか否か)	64
3.2	現在の指令案	66
4.	適用対象企業の規模(大企業限定にするか否か)・大企業の追加的義務	66

4.1	議論の内容	66
4.2	現在の指令案	70
5.	越境企業活動の規制(海外子会社、サプライヤー、第三者について)	70
5.1	議論の内容	70
5.2	現在の指令案	73
6.	監督(oversight)と執行(enforcement)	73
6.1	議論の内容	73
6.2	現在の指令案	74
7.	司法的・非司法的救済メカニズムと民事責任	74
7.1	議論の内容	74
7.2	現在の指令案	77
8.	取締役の義務	77
8.1	議論の内容	77
8.2	現在の指令案	81
9.	取締役の報酬	81
9.1	議論の内容	81
9.2	現在の指令案	82

第1 主要海外法制概要

人権に関連する企業向けの海外法制としては、(a)自社事業及びサプライチェーン等におけるリスク対応等に関する開示又は監督官庁への報告を企業に義務付ける法制(英国、オーストラリア、カリフォルニア州)、(b)人権デュー・ディリジェンスの実施及び開示を企業に義務付ける法制(EU(案)¹、フランス、ドイツ、オランダ)、(c)強制労働により製造等された製品に対する輸入規制(米国、カナダ²)が存在する。

各法制の適用対象とならなくても、適用対象となる企業と直接・間接に取引のある日本企業は、例えば、以下のような影響を受ける可能性がある。

- ・ 適用対象企業による調査の対象となる。
- ・ 上記調査で適用対象企業に対して提供・開示した情報が公表される((a)又は(b)の場合)。
- ・ 契約において人権関連の誓約事項の遵守又は表明保証を求められる。
- ・ 適用対象企業が日本企業の取組みが十分でない又はリスクがあると判断した場合、取引を停止されるリスクが生じ得る。
- ・ 日本企業が直接に、又は他の事業者を介して輸出する製品に強制労働により製造等された製品が含まれている場合(部品等の形で製品の一部として含まれている場合も含む。)、輸入が禁止される((c)の場合)。

I. ドイツ

項目	内容
① 法令名	サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法 Act on Corporate Due Diligence in Supply Chains
② 概要	一定規模以上の在独企業に対し、国内外の自社のサプライチェーンにおける人権及び人権に影響を及ぼす環境課題に関するデュー・ディリジェンスの実施及びその内容等の開示を義務付ける。
③ 施行状況	2021年制定、2021年7月23日より一部施行、2023年1月1日より全面施行。
④ 対象企業	地理的基準：本店、主要な事業所又は登録事務所がドイツにある会社。 規模基準(従業員数)：従業員数に応じて適用対象が段階的に拡大される。 ・ 従業員3,000名以上の会社：2023年1月1日より適用対象。 ・ 従業員1,000名以上の会社：2024年1月1日より適用対象。
⑤ 対象となる人権侵害	ILO 中核的労働基準を構成する基本8条約、国際人権規約、人権侵害につながる環境課題に関する条約(水俣条約、ストックホルム条約、バーゼル条約)に記載されている人権及び人権に影響を及ぼす環境リスクを対象として規定している。具体例は以下のとおり。

¹ 2022年2月23日、欧州委員会(European Commission)により指令案が公表された。今後欧州議会(European Parliament)及びEU理事会(The Council of the European Union)による承認を経て「指令」として成立した場合には、各加盟国が指令に従い国内法を整備する予定。

² 本書では詳細を割愛しているが、カナダにも、強制労働により製造等された製品を対象とする輸入規制が存在する。具体的には、同国の関税定率法第136条が一定の品目の輸入を禁止しているところ、2020年7月、かかる品目に、全体又は一部が強制労働によって採掘、製造又は生産された物品が追加された。

項目	内容
	児童労働、強制労働、奴隷、長時間労働、労働安全衛生関連の義務の不履行、労働基本権(団結権、団体交渉権、団体行動権・争議権)の制限、差別・不平等取扱い、最低賃金未満での搾取、人権の侵害につながる土壌汚染、水質汚染及び大気汚染等の環境汚染、不法な土地、森林及び水資源の没収、暴力等を伴う過剰警備
⑥ 義務内容	(a) リスク管理体制の構築 (b) 人権及び環境に関するリスク管理をモニタリングする責任者の明確化 (c) 定期的な人権及び環境侵害リスクの分析 (d) 人権尊重及び環境保護に関する基本方針の策定 (e) 企業と直接サプライヤーにおける人権及び環境侵害の発生予防措置の策定及び実行 (f) 人権及び環境侵害の是正措置の策定及び実行 (g) 苦情処理手続の策定及び実行 (h) 間接サプライヤーのリスクに関するデュー・ディリジェンス実施義務の履行 ³ (i) 上記各義務の履行に関する開示、報告書の作成及び監督官庁への提出 ⁴
⑦ 制裁	1. 課徴金 企業が故意又は過失によりデュー・ディリジェンス義務に違反した場合、その義務違反の内容及び個別の状況に応じて、以下のとおり年間売上高に応じた課徴金が課され得る。なお、当該年間売上高には国内外の親会社や子会社を含めたグループ会社⁵の売上高も算入され得る点に注意が必要である。 (a) 原則、80万ユーロ以下の課徴金(法人の場合、800万ユーロ以下の課徴金⁶) (b) 一定の義務に違反した企業の直近3年間のグローバルでの平均年間売上高が4億ユーロを超えている場合には、当該グローバルでの平均年間売上高の2%以下の課徴金 2. 公共調達の入札手続からの除外 デュー・ディリジェンス義務違反の内容が重大で、一定金額を超える課徴金を課された企業は、公共調達の入札手続から最長3年以下の期間除外する行政処分の対象になり得る⁷。
⑧ 当局作成資料	- 連邦労働社会省(BMAS)による情報提供 https://www.csr-in-deutschland.de/EN/Business-Human-Rights/Supply-Chain-Act/supply-chain-act.html - 連邦労働社会省(BMAS)公表のQ&A https://www.csr-in-deutschland.de/EN/Business-Human-Rights/Supply-Chain-Act/FAQ/faq.html - 連邦経済・輸出管理庁(BAFA)公表のガイドライン

³ 間接サプライヤーについては、直接サプライヤーの場合と異なり、常にデュー・ディリジェンス実施の義務を負うわけではなく、人権侵害又は環境問題に関する違反について裏付けのある具体的な情報がある場合にデュー・ディリジェンス実施の義務を負うことになる。

⁴ 提出先は連邦経済輸出管理庁(BAFA)。

⁵ 課徴金算定にあたっての売上高には、ビジネス上「一つの経済ユニット」として活動するグループの国内外全体の売上高が考慮されるため、親会社や子会社を含むグループ会社全体の売上高が考慮されることになる。

⁶ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第24条2項、秩序違反法(Administrative Offences Act)第30条<https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_owig/englisch_owig.html#p0156> サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法上の課徴金は原則として80万ユーロ以下とされているが、秩序違反法第30条2項の規定により、法人に対する課徴金の上限は10倍(800万ユーロ)となる。

⁷ 課徴金の金額の閾値は違反の深刻度によって異なる(サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第22条)。

項目	内容
	・ リスク分析に関するガイドライン https://www.bafa.de/SharedDocs/Downloads/DE/Lieferketten/handreichung_risikoanalyse.pdf?__blob=publicationFile&v=3 ・ 報告義務に関する質問票 https://www.bafa.de/SharedDocs/Downloads/DE/Lieferketten/merkblatt_fragenkatalog.html?nn=18157744 ・ 苦情処理措置に関するガイドライン https://www.bafa.de/SharedDocs/Downloads/DE/Lieferketten/handreichung_beschwerdev erfahren.html?nn=18750466
⑨ 参考和訳	https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/01/17af75c69077073f/20220009.pdf

II. 英国

項目	内容
① 法令名	2015 年現代奴隷法 Modern Slavery Act 2015
② 概要	事業年度毎に自身の事業及びサプライチェーンにおいて奴隷や人身取引の根絶のために実施した対策についての声明(文書)の開示を義務付ける。
③ 施行状況	2015 年施行
④ 対象企業	設立地・所在地や業種にかかわらず、(a)英国において事業の全て又は一部を行っており、(b)商品やサービスを提供している商業組織(営利団体、公共事業を目的とした組織を含む。)のうち、(c)年間の売上高が 3,600 万ポンド以上 ⁸ の組織 ⁹
⑤ 対象となる人権侵害	奴隷と人身取引。奴隷には、奴隷及び隷属、強制労働が含まれるとされているところ、それぞれの定義は下記のとおりである。 ・ 奴隷及び隷属：奴隷とは、他者によって所有権が行使されているかのように自由を奪われた人の状態又は地位のことをいう(1926 年奴隷条約)。隷属とは、強制力を用いてサービスを提供する義務を課されている状態であり、「奴隷」として他人の財産で生活することを強いられる状態や、そうした強制力の下に置かれている状態を変えることが不可能である状態が含まれる。 ・ 強制労働：直接的な暴力による脅し又はより捉えにくい形により強制される労働のことをいう(ILO 強制労働条約)。何らかの罰の脅しの下で、自発的に申し出たものではない仕事又はサービスが強要されていることが、強制労働かどうかを判断するための重要な要素となる。 ・ 人身取引：他人が搾取されることを意図して、当該他人の移動を手配又は促進することをいう。

⁸ 年間の売上高は、①当該企業の売上高と②当該企業の従属企業の売上高を合算して算出される(英国で営業していない子会社を含むが、親会社の売上高は含まれない。)。なお、ここでの売上高とは、全世界の年間売上高から取引値引(trade discounts)や各種税金を控除した金額をいう(実務ガイダンス第 3 章)。

⁹ なお、基準を満たさず適用対象外の企業についても、現代奴隷法上求められる対策を自主的にとることが推奨されている(実務ガイダンス第 3 章 3.14)。

項目	内容
⑥ 義務内容	適用対象となる組織は、事業年度毎¹⁰に自身の事業及びサプライチェーンにおいて奴隷や人身取引の根絶のために実施した対策についての声明の開示が義務付けられる。声明の具体的な内容は各組織の裁量に委ねられるが、以下の項目を開示することが推奨¹¹されている。当該声明には、取締役会又はそれに相当する会議体による承認と、取締役又はそれに相当する者の署名が必要となる。また、声明は、政府が提供するレジストリに登録することが可能である¹²。 (a) 組織の構造、事業及びサプライチェーンの概要 (b) 自社の奴隷及び人身取引に関する方針 (c) 自社の事業及びサプライチェーンにおける奴隷及び人身取引に関するデュー・ディリジェンスのプロセス (d) 自社の事業及びサプライチェーンにおける奴隷及び人身取引に関するリスク、並びに当該リスクを評価・管理するために行った措置の内容 (e) 自社が適切と考える指標に照らした、自身の事業及びサプライチェーンにおいて奴隷及び人身取引が発生していないことを確保するための措置の有効性 (f) 奴隷及び人身取引に関する従業員研修の実施状況 なお、法令上は、上記の措置等を実施していない場合には、その旨を開示することも許容されている。
⑦ 制裁	義務懈怠により開示を行わなかった場合、高等法院がその開示を企業に求める強制執行命令を発し、従わない場合には法廷侮辱罪として上限の定めのない罰金の対象となる可能性がある。
⑧ 当局作成資料	英国政府による実務ガイダンス https://www.gov.uk/government/publications/transparency-in-supply-chains-a-practical-guide/transparency-in-supply-chains-a-practical-guide
⑨ 参考和訳	https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/01/aa1e8728dcd42836/20210026.pdf

III. フランス

項目	内容
① 法令名	親会社及び発注会社の注意義務に関する 2017 年 3 月 27 日法律 2017-399 号(注意義務法) Law no. 2017-399 of March 27, 2017 relating to the duty of vigilance of parent companies and ordering companies
② 概要	サプライチェーンにおける人権及び環境に関するデュー・ディリジェンスについて定めており、対象企業に対して、(a)注意義務に関する計画の策定、(b)当該計画の効果的実施、(c)当該計画とその実施状況の開示を義務付ける。当該計画においては、企業の活動から生じる人権等に対するリスクを特定し、これらに対する重大な侵害を防止するための合理的措置を含んでいなければならない(後記⑥「義務内容」参照)。

¹⁰ 現行法では、事業年度毎の声明が求められているが、期限については定められていない。この点、改正後(改正法案が公表されているが、改正の有無・時期は現時点では未定)は、報告対象期間は 4 月 1 日～3 月 31 日に統一され、9 月 30 日が報告期限とされることが見込まれている。

¹¹ 2020 年 9 月に公表された改正方針に基づいて本法が改正された場合には、これらの開示項目が(推奨ではなく)義務となるとされている。

¹² 英国政府による現代奴隷声明レジストリ “Modern slavery statement registry”, <<https://modern-slavery-statement-registry.service.gov.uk/>>.

項目	内容
③ 施行状況	2017 年制定、同年より施行 ¹³
④ 対象企業	(a) フランスに所在する企業であって、会計年度の終了時に 2 年連続で従業員 5,000 人以上(フランス国内に所在する直接若しくは間接の子会社の従業員と合算)を雇用するもの 又は (b) フランスに所在する企業であって、会計年度の終了時に 2 年連続で従業員 1 万人以上(フランス国内外に所在する直接若しくは間接の子会社の従業員と合算)を雇用するもの ただし、上記(a)又は(b)の要件を満たす子会社は、その支配会社¹⁴が、当該支配会社及びその全ての子会社の活動に関し注意義務に関する計画を策定・実施している場合は、本法による義務を果たしているものとみなされる。 フランス国外に所在する企業の場合、フランス国内の子会社及びその直接又は間接の子会社の従業員数が上記(a)又は(b)の要件を満たしている場合に限り、当該フランス国内の子会社が本法の適用対象となり、フランス国外に所在する企業は適用対象外となる。
⑤ 対象となる人権侵害	具体的な人権の類型は明記されていないが、注意義務に関する計画には、「人権、基本的自由、人々の健康及び安全並びに環境」に対するリスクを特定し、これらによる重大な侵害を防止するための合理的措置を記載することとされている。
⑥ 義務内容	1. 注意義務に関する計画の策定及び効果的实施 注意義務に関する計画は、企業¹⁵の活動から生じる、人権及び基本的自由、人々の健康及び安全並びに環境に対するリスクを特定し、これらに対する重大な侵害を防止するための合理的措置を含んでいなければならない。当該計画に以下の点を盛り込むこととされている。 (a) リスクの特定、分析、優先順位付けを目的としたリスクマップの作成 (b) 子会社や継続して商取引関係が維持されている下請業者又はサプライヤーの事業内容を定期的に評価するための手順 (c) リスクの軽減又は重大な侵害を防ぐための適切な措置 (d) 当該企業の代表的な労働組合と協議して確立されたリスクの存在又は顕在化に関する警告発信や報告徴収の制度 (e) 実施された措置のモニタリングと有効性を評価するためのシステム 2. 年次報告書における注意義務に関する計画及び実施状況の開示
⑦ 制裁	現時点で刑事罰、行政罰又は行政処分に係る規定は定められていない ¹⁶ が、民事上のエンフォーメントとして、損害賠償及び裁判所による履行命令の請求について定められており、一定の場合に、人権団体や環境団体等が提訴の主体となることも許容している。

¹³ 施行に関しては、一部の例外を除き、注意義務法の公布後最初の事業年度から注意義務に関する計画の作成と当該計画の実施・開示に係る義務が適用される旨が定められている(注意義務法第 4 条)。

¹⁴ 「支配」の意義は、商法典 L. 233-3 の規定による。会社が、他の会社の総会(株主総会、社員総会)の議決権の過半数を有している場合や、その有する議決権により事実上他の会社の総会における決定を行うことができる場合等がこれに当たる。

¹⁵ 当該企業のみならず、当該企業が直接又は間接に支配する企業、及び当該企業と継続して商取引関係にある下請業者又はサプライヤーの活動がその取引関係に関するものであるときは当該下請業者又はサプライヤーの活動をも対象とする。

¹⁶ 法律案が下院で可決された時点では違反行為に対する 1,000 万ユーロから 3,000 万ユーロまでの民事上の罰金を定める罰則規定があったが、2017 年 3 月憲法院が同法の違反及び罰則の定義が明確でなく憲法違反と判断し、当該罰則規定が削除された<<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000034290632/>>。

項目	内容
⑧ 当局作成資料	経済一般評議会(CGE)「親会社及び発注会社の注意義務に関する 2017 年 3 月 27 日法律 2017-399 号の施行に関する評価報告書」 https://www.vie-publique.fr/sites/default/files/rapport/pdf/273894_0.pdf(仏語のみ) https://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_services/cge/Duty-of-Vigilance.pdf?v=1620744564(英語の要約版) 国民議会憲法・立法・共和国一般行政委員会「事実調査報告書」(仏語のみ) https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_lois/l15b5124_rapport-information.pdf
⑨ 参考和訳	https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/9cb61dd611a50c96/20210028.pdf

IV. オランダ

項目	内容
① 法令名	児童労働デュー・ディリジェンス法 Child Labour Due Diligence Act/Wet Zorgplicht Kinderarbeid
② 概要	児童労働を防止するために適切なサプライチェーン上のデュー・ディリジェンスの実施を義務付けるとともに、実施したことを示す表明文書の提出を義務付ける。
③ 施行状況	2019 年公布、施行の時期は未定
④ 対象企業	1. オランダを拠点とし、オランダ市場に製品又はサービスを供給する全ての企業 2. オランダに拠点がなくても 1 年に 2 回以上オランダ市場に製品又はサービスを供給する企業
⑤ 対象となる人権侵害	1999 年の最悪の形態の児童労働条約(第 182 号)、1973 年の最低年齢条約(第 138 号)が規定する児童労働を対象としている。 児童労働とは、以下のいずれかに該当するものを指す。 (a) 18 歳に満たない者による、1999 年の最悪の形態の児童労働条約第 3 条に定められた最悪の形態の労働に含まれる労働 (b) 1973 年の最低年齢条約の締約国内で行われたものについては、同条約により当該国内で禁じられている全ての形態の労働 (c) 1973 年の最低年齢条約の締約国外で行われたものについては、(i)義務教育課程にある者又は 15 歳に満たない者によって行われる全ての形態の労働、(ii)18 歳に達していない者によって行われる労働であって、その性質又は条件が、青少年の健康、安全又は道徳心を害するおそれがある労働。ただし、(i)(ii)のいずれについても、1973 年の最低年齢条約第 7 条第 1 項に定められた軽微な労働で、13 歳以上の者が週 14 時間を超えない範囲で行う労働は含まれない。
⑥ 義務内容	1. サプライチェーン全体について児童労働に関するデュー・ディリジェンスを行う旨の表明文書の提出 2. 合理的に知ることができ、かつ、利用可能な情報に基づく、自社が供給する製品又はサービスが児童労働を用いて生産されているとの「合理的な疑い」があるかどうかに係る調査 3. 合理的な疑いが認められる場合には、児童労働を防止するための行動計画の作成・実行¹⁷
⑦ 制裁	監督当局が指導を行い、当該指導に従わない企業は、以下の行政罰の対象となり得る ¹⁸ 。

¹⁷ 当該調査及び行動計画については、ILO 及び IOE による企業向け児童労働手引ツールを遵守する形で別途の要件が定められることが予定されている。

¹⁸ 罰金の額は、オランダ刑法第 23 条で規定される分類が引用される形になっており、定期的に改定される。

項目	内容
	(a) 表明文書の提出義務違反：最高 4,500 ユーロ、又はそれでは不十分と認められる場合、最高 9,000 ユーロ (b) デュー・ディリジェンスの不実施、行動計画の作成義務違反、デュー・ディリジェンスや行動計画に関するその他の要件の違反：最高 90 万ユーロ、又はそれでは不十分と認められる場合、前会計年度の売上高の 10% 上記行政罰を受けた時から 5 年以内に当該企業による同じ違反行為が行われ、かつ、当該違反が同じ役員の命令等に基づく場合には、経済犯罪法に基づき、当該役員に対して 2 年以下の懲役や最高 2 万 2,500 ユーロの行政罰の対象になる可能性がある。
⑧ 当局作成資料	規制当局が未定のため該当なし
⑨ 参考和訳	該当なし

V. EU

項目	内容
① 法令名	コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案 ¹⁹ (以下「指令案」という ²⁰ 。) Corporate Sustainability Due Diligence Directive (proposal)
② 概要	自社、子会社及び確立したビジネス関係 ²¹ を築いているバリューチェーン ²² における人権及び環境のリスクに対するデュー・ディリジェンスの実施及びその内容等の開示を義務付ける ²³ 。
③ 施行状況	未施行(2022年2月23日指令案公表。今後、欧州議会、EU理事会での審議、採択を経て指令となる見込み。ただし、指令として成立するまでの過程で内容が変更になる可能性がある。欧州議会、EU理事会にて審議、採択され、指令として成立した場合には、加盟各国でこれを踏まえた国内法が制定されることとなる。)
④ 対象企業	1. EU域内の企業(EU加盟国の法律に基づいて設立された企業) ²⁴ 次のいずれかに該当する企業 第一グループ： 従業員 500 名超かつ全世界純売上高 1.5 億ユーロ超の企業

¹⁹ Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 (COM/2022/71 final)
<https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1_1_183885_prop_dir_susta_en.pdf>.

²⁰ 本パート(第1 各国法制一覧)中で定義される用語は、本パートにのみ適用される。

²¹ 「確立したビジネス関係」(established business relationship)とは、直接的か間接的かを問わず、その強度や持続性から見て、持続的である、又は持続的であると予想される、バリューチェーンのごく一部又は単に付随的な部分ではないビジネス関係をいう(指令案第3条(f))。

²² 「バリューチェーン」とは、企業による商品の生産又はサービスの提供に関連する活動をいい、商品又はサービスの開発、商品の使用と廃棄、及び企業の川上及び川下における確立したビジネス関係に関連する活動を含む(指令案第3条(g)、前文18項)。

²³ 指令案第1条(a)。厳密には、指令は各加盟国を名宛人とし、これらに国内法の制定を義務付けるものであるが、本書では、企業を名宛人とした内容に読み替えて解説する。

²⁴ 指令案第2条1項。第一グループに属する企業を義務者とする法律は、指令発効後2年以内に、第二グループに属する企業を義務者とする法律は、指令発効後4年以内に適用することが各加盟国に義務付けられている(指令案第30条1項(a)及び(b))。

項目	内容
	第二グループ： 従業員 250 名超かつ全世界純売上高 0.4 億ユーロ超の企業で、全世界純売上高の 50%以上が高インパクトセクターとして定義されるセクター(高インパクトセクター)²⁵で生じている企業 2. EU 域外の企業(EU 加盟国以外の法律に基づいて設立された企業)²⁶ 次のいずれかに該当する企業 第一グループ： EU 域内での純売上高 1.5 億ユーロ超の企業 第二グループ： EU 域内での純売上高 0.4 億ユーロ超の企業で、全世界純売上高の 50%以上が高インパクトセクターの売上げである企業
⑤ 対象となる人権侵害	対象は、自社、子会社及び確立したビジネス関係を築いているバリューチェーンにおける人権及び環境のリスク。人権リスクについては、附属書パート I において国際的な人権保護に関する条約等及びそこで規定される人権侵害類型又は人権保護のための禁止事項が列挙され、附属書パート II において国際的な環境条約中に規定された環境保護目的への違反類型が列挙されている²⁷。 <根拠となる国際条約等> ・ 世界人権宣言 ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約) ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約) ・ ジェノサイド条約(集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約) ・ 拷問等禁止条約 ・ 人種差別撤廃条約 ・ 女子差別撤廃条約 ・ 児童の権利に関する条約 ・ 障害者の権利に関する条約 ・ 先住民族の権利に関する国際連合宣言 ・ 民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言 ・ 国際組織犯罪防止条約、国際組織犯罪防止条約人身取引議定書 ・ 労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言 ・ 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(多国籍企業宣言) ・ ILO 中核的労働基準(8 条約) <対象となる人権侵害> ・ 土地から得られる天然資源を処分する権利及び生存手段を奪われない権利の侵害 ・ 生命及び安全に対する権利の侵害 ・ 拷問等の禁止違反 ・ 自由と安全に対する権利の侵害

²⁵ 高インパクトセクターには、繊維皮革系、農林水産業系、金属系が挙げられている。具体的には、(i)生地、皮革及び関連製品(履物を含む。)の製造業及び生地、衣類及び履物の卸売業、(ii)農業、林業、水産業(養殖業を含む。)食品製造業、農業用原材料、動物、木材、食品、飲料の卸売業、並びに(iii)採掘場所を問わず、鉱物資源の採掘業(原油、天然ガス、石炭、亜炭、金属及び金属鉱石、その他全ての非金属鉱物及び採石製品を含む。)、基礎金属製造業、その他の非金属鉱物製品及び加工金属製品(機械及び装置を除く。)の製造業、鉱物資源、基礎及び中間鉱物製品(金属及び金属鉱石、建設資材、燃料、化学品及びその他の中間製品を含む。)の卸売業が高インパクトセクターとして挙げられている(指令案第 2 条 1 項)。

²⁶ 指令案第 2 条 2 項。第一グループに属する企業を義務者とする法律は、指令発効後 2 年以内に、第二グループに属する企業を義務者とする法律は、指令発効後 4 年以内に適用することが各加盟国に義務付けられている(指令案第 30 条 1 項(a)及び(b))。

²⁷ 詳細は指令案の Annex 参照。<https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1_2_183888_annex_dir_susta_en.pdf>
なお、本表では国際環境条約及びこれら条約中に規定された環境保護目的への違反類型については記載を割愛する。

項目	内容
	・ プライバシー等への不当な介入禁止違反 ・ 思想・良心・信教の自由への介入禁止違反 ・ 公正かつ良好な労働条件を享受する権利の侵害 ・ 労働者が適切な住居に住む権利の侵害 ・ 子どもの権利侵害 ・ 児童労働禁止違反 ・ 強制労働禁止違反 ・ 奴隷禁止違反 ・ 人身売買禁止違反 ・ 集会・結社の自由違反 ・ 雇用における平等取扱違反 ・ 最低賃金違反 ・ 土壌・水・空気等についての環境悪化禁止違反 ・ 土地・森林・水の不法な接収等の禁止違反 ・ 先住民の権利侵害 ・ その他の権利侵害
⑥ 義務内容	各加盟国に対し、適用対象となる企業に自社、子会社及び確立したビジネス関係を築いているバリューチェーンにおける人権・環境に関するデュー・ディリジェンスの履行及びそれに関連する義務を課す国内法整備を義務付ける²⁸。具体的には、以下のとおり。 (a) デュー・ディリジェンスに関する基本方針の策定²⁹ (b) 人権及び環境に関する実在する又は潜在的な負の影響の特定³⁰ (c) 潜在的な負の影響の防止措置³¹ (d) 実際の負の影響に対する是正・停止措置³² (e) 苦情処理手続の策定及び実行³³ (f) デュー・ディリジェンスの方針及び各措置の有効性についてのモニタリング³⁴ (g) 自社ウェブサイト上で年次報告書を開示することによる、デュー・ディリジェンスの取組み等についての公表³⁵ (h) 適用対象となる EU 域内の企業の取締役が善管注意義務を果たすにあたって、持続可能性に関する課題を考慮し、デュー・ディリジェンスに関する企業行動を実行し監督する責任を負い、実際の又は潜在的な負の影響を考慮に入れる企業戦略

²⁸ 指令案第 4 条乃至第 11 条

²⁹ 指令案第 5 条

³⁰ 指令案第 6 条

³¹ 指令案第 7 条

³² 指令案第 8 条

³³ 指令案第 9 条

³⁴ 指令案第 10 条

³⁵ Directive 2013/34/EU に基づく非財務情報開示要請の対象となっていない企業のみ(Directive 2013/34/EU に基づき非財務情報開示義務のある企業は、当該指令案で求められる開示事項がカバーされるため)。指令案第 11 条。

項目	内容
	を採用するように、段階的に対応すること ³⁶ また、EU の域内外を問わず第一グループに属する企業は、パリ協定に基づいた「1.5 度目標」 ³⁷ を達成するための計画を採択することが求められる ³⁸ 。
⑦ 制裁／民事責任	(a) 各加盟国が制裁規定を整備することを想定。金銭的制裁が課される場合は、制裁金の額は会社の売上高に基づくものとされる ³⁹ 。 (b) 企業が、指令案第 7 条「潜在的な負の影響の防止」又は同第 8 条「実際の負の影響の停止」で定める義務に違反し、それにより、適切なデュー・ディリジェンスの実施により特定、予防、軽減又は回避できたであろう負の影響が発生して損害を生じさせた場合、企業は当該損害を賠償する責任を負う ⁴⁰ 。
⑧ 当局作成資料	EU はウェブサイト (European Commission “Corporate sustainability due diligence” < https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/doing-business-eu/corporate-sustainability-due-diligence_en >) 上で指令案の概要を説明している。
⑨ 参考和訳	該当なし

VI. 米国

(1) 1930 年関税法第 307 条

項目	内容
① 法令名	1930 年関税法第 307 条(合衆国法典 19 編 Chapter 4 §1307) The Tariff Act of 1930 (United States Code, Title 19, Chapter 4 §1307)
② 概要	米国外で強制労働、児童労働等により全て又は一部が採掘、生産又は製造された産品(以下「強制労働産品」という。)の輸入を禁止する。
③ 施行状況	1930 年施行 ⁴¹
④ 対象企業	米国に輸入される全ての産品に適用される。法令上、対象企業に限定はない。

³⁶ 指令案第 25 条 1 項において、同第 2 条 1 項に該当する EU 域内の企業の取締役は、会社の最善の利益のために行動する義務を果たす際に、人権、気候変動及び環境上の影響を含む持続可能性に関する課題に及ぼす自己の決定の結果を、短期、中期及び長期的に考慮しなければならない旨が定められている。また、同第 26 条 1 項において、同第 2 条 1 項に該当する EU 域内の企業の取締役は、ステークホルダー及び市民社会団体からのインプットを適切に考慮して、デュー・ディリジェンスに関する企業行動を実行し監督する責任を負い、取締役会にこれを報告する義務を負う旨が定められ、同条 2 項において、同取締役は、実際の又は潜在的な負の影響を考慮に入れる企業戦略を採用するように、段階的に対応する義務を負う旨が定められている。

³⁷ 世界の気温上昇を産業革命前から 1.5 度以内に抑えるという目標。2021 年の国連気候変動枠組条約(COP26)でパリ協定を見直す形で合意された。

³⁸ 指令案第 15 条

³⁹ 指令案第 20 条

⁴⁰ 指令案第 22 条

⁴¹ 関税法第 307 条には、強制労働関連産品に対応する種別の物品の米国内での採掘、生産又は製造量が、米国内での需要に満たない場合には適用されないという例外規定が含まれていたが、2016 年 2 月に制定された貿易円滑化・貿易執行法(Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015)第 910 条によって、当該例外条項は削除された。

項目	内容
⑤ 対象となる人権侵害	懲罰的制裁の下で行われる囚人労働、強制労働及び年季奉公労働 ⁴² 。 「強制労働」は「ある者が不履行に対する罰則の脅威の下で強要され、かつその労働者が自発的に提供しない一切の仕事又はサービスと定義される。また、「強制労働及び年季奉公労働」は強制された又は年季奉公の児童労働を含む。
⑥ 義務内容	強制労働産品の米国への輸入が禁止されている。
⑦ 制裁	米国税関国境保護局(Customs and Border Protection: CBP)局長が、輸入される貨物が強制労働産品であると合理的に示されていると認めた場合、貨物引渡保留命令(Withhold Release Orders: WRO)が発せられ、当該貨物の税関における引渡しは保留される。その上で、輸入日から3ヶ月以内に、当該産品が米国外に輸出(積戻し)されず、又はWROに対する異議申立てが認められなかった場合は、税関長が輸入者に対してその旨を通知し、通知から60日以内に米国外に輸出又は不服申立てがされない場合、当該産品は放棄されたものとみなされて破棄される。 CBPによる調査の結果、CBPが当該貨物を強制労働産品であると決定した場合、当該認定(findings)は官報等で公表され、この時点でCBPが保留している当該産品は、強制労働によって生産されていないことの立証がなされない限り、1930年関税法第307条に基づき輸入が禁止される ⁴³ 。輸入が禁止された産品は、異議申立てが認められなかった場合又は異議申立てが期限までに提出されなかった場合、差し押さえられ、没収手続が開始される。
⑧ 当局作成資料	- CBPによる1930年米国関税法第307条に関する解説ウェブサイト：制度の基本的な仕組みや、FAQが掲載されている。 https://www.cbp.gov/trade/forced-labor - CBPによる「WROと認定(Findings)のリスト(Withhold Release Orders and Findings List)」：1930年米国関税法第307条に基づいて発出されたWROや強制労働産品認定のリストである。 https://www.cbp.gov/trade/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings
⑨ 参考和訳	該当なし

(2) ウイグル強制労働防止法

項目	内容
① 法令名	中華人民共和国新疆ウイグル自治区で強制労働によって作られた産品が米国市場に入らないようにすること、及びその他の目的のための法律(以下「ウイグル強制労働防止法」又は「UFLPA」という。) An Act To ensure that goods made with forced labor in the Xinjiang Uyghur Autonomous Region of the People's Republic of China do not enter the United States market, and for other purposes (Pub.L.117-78)
② 概要	中国の新疆ウイグル自治区で全て又は一部が採掘、生産又は製造された産品(以下「新疆ウイグル自治区産品」という。)の米国への輸入を、原則として禁止する法律 ⁴⁴ 。

⁴² 米国税関国境保護局は、年季奉公労働(Indentured labor)について、契約に従って行われる仕事又はサービス(work or service)であり、罰則や手続きによりその仕事又は奉仕が強制されるものと定義している
<<https://www.cbp.gov/trade/forced-labor>>。

⁴³ 関税法上、詐欺、重大な過失又は過失によって、重要な点で誤った又は欠落した情報を提供することにより米国に産品を輸入しようとした者は民事制裁金の対象になる(合衆国法典 19 編 Chapter 4 §1592)。

⁴⁴ なお、本法は新疆ウイグル自治区における強制労働の問題に対処するための外交戦略の作成や、新疆ウイグル自治区における人権侵害に関する制裁の強化も内容としているが、本項目では、輸入規制に関する部分を扱う。

項目	内容
	全ての新疆ウイグル自治区産品は、原則として、関税法第 307 条が輸入を禁止する強制労働産品であると推定され、米国への輸入が禁止される。ただし、以下の要件をいずれも充足した場合には、例外的に、対象産品の米国への輸入が認められる。 (a) 輸入者が、(i)UFLPA 戦略(下記参照)に含まれる輸入者向けガイダンスを完全に順守するとともに、(ii)対象産品が強制労働によって製造されていないことを確認するための CBP 長官からの質問に完全かつ実質的に回答していること (b) 対象産品の全部又は一部が強制労働により製造等されていないことが、「明白で説得的な証拠」(clear and convincing evidence)により示されていること また、以下のいずれかとして米国政府により特定された者(以下「UFLPA エンティティリスト対象者」という。)⁴⁵が生産した製品(以下新疆ウイグル自治区産品とあわせて「新疆ウイグル自治区関連産品」という。)も、同様に原則として関税法第 307 条が輸入を禁止する強制労働産品であると推定され、輸入が禁止される。UFLPA エンティティリスト対象者は、強制労働タスクフォース⁴⁶が 2022 年 6 月 17 日に公表した「中華人民共和国における強制労働によって採掘、生産、又は製造された物品の輸入を防止するための戦略」⁴⁷(以下「UFLPA 戦略」という。)²²頁-25 頁において特定されている。UFLPA エンティティリスト対象者については別表 1 を参照。 (a) 新疆ウイグル自治区において強制労働により全部又は一部の産品を生産している事業者 (b) 新疆ウイグル自治区政府と協力して強制労働者や迫害されている人種グループを新疆ウイグル自治区から募集・移送・収容等する事業者 (c) 上記(a)又は(b)の事業者によって製造された製品を中国から米国に輸出した事業者 (d) 下記(i)又は(ii)から材料を調達する事業者 (i) 新疆ウイグル自治区 (ii) 貧困軽減プログラム、ペアリング支援プログラム、又は、強制労働を利用するその他の政府のプログラムのために新疆ウイグル自治区政府又は新疆生産建設兵団(Xinjiang Production and Construction Corps)と協力する事業者
③ 施行状況	2021 年 12 月 23 日制定。ただし、上記の推定規定については、2022 年 6 月 21 日より適用開始。
④ 対象企業	法令上、対象企業に限定はない。
⑤ 対象となる人権侵害	新疆ウイグル自治区に関する強制労働。
⑥ 義務内容	新疆ウイグル自治区関連産品の米国への輸入が原則として禁止されている。

⁴⁵ 強制労働タスクフォースにより特定される(ウイグル強制労働防止法第 3 条(a)及び第 2 条(d)(2)(B))。

⁴⁶ 米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)実施法第 741 条(Section 741 of the United States Mexico-Canada Agreement Implementation Act (19 U.S.C. 4681))に基づき設置された機関。

⁴⁷ ウイグル強制防止法の執行のための戦略を示した資料であり、米国国土安全保障省ウェブサイト<<https://www.dhs.gov/uflpa-strategy>>より入手可能である。(a)中華人民共和国における強制労働によって採掘、生産、又は製造された物品を輸入するリスクの評価、(b)強制労働のスキームの評価と説明及び UFLPA エンティティリスト等、(c)物品の正確な識別と追跡のための努力、取組み、ツール、技術に関する提言、(d)CBP が関税法第 307 条に違反する物品の持ち込みを防止するための法的権限及び手段をどのように強化するかについての記述、(e)強制労働によって製造された商品が米国港に持ち込まれないようにするために必要な追加資源の説明、(f)輸入者に対するガイダンス、及び(g)適切な非政府組織及び民間セクターと調整し、協力する計画を含んでいる。

項目	内容
⑦ 制裁	CBP は、ウイグル強制労働防止法に基づき、輸入禁止の推定に服する貨物について、拘留、排除、押収等の施行措置をとる ⁴⁸ 。
⑧ 当局作成資料	本法に関連するガイダンスとして、UFLPA 戦略及び CBP が 2022 年 6 月 13 日に公表した「輸入者向けの運用ガイダンス」⁴⁹(以下「CBP ガイダンス」という。)が存在する。その他に、現時点で発出されている新疆ウイグル自治区における人権侵害に関する当局作成資料には以下が存在する。 ・ Xinjiang Supply Chain Business Advisory 「中国の新疆ウイグル自治区で強制労働やその他の人権侵害に従事する事業体や個人に関する企業のリスクと考慮事項 (Risks and Considerations for Businesses and Individuals with Exposure to Entities Engaged in Forced Labor and other Human Rights Abuses linked to Xinjiang, China)」⁵⁰ (2020 年 7 月発出、2021 年 7 月改訂) ・ CBP 「Xinjiang Uyghur Autonomous Region WRO Frequently Asked Questions」⁵¹ 参考：米国労働省は、国際スタンダードに違反して児童労働又は強制労働によって製造されたと考える理由のある製品及びその原産国のリストを公開している⁵²。同リストには、別表 2 のとおり、2021 年 6 月 23 日時点の情報として、156 製品・77 か国が掲載されている。
⑨ 参考和訳	ウイグル強制労働防止法に関しては、該当なし。 ただし、以下の書類に関してはジェトロ発行の暫定仮訳が存在する。 ・ UFLPA 戦略： https://www.jetro.go.jp/world/reports/2022/01/03b41b9b8644e519.html ・ CBP ガイダンス： https://www.jetro.go.jp/world/reports/2022/01/3c9bf03ec2b7dd3a.html https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/3c9bf03ec2b7dd3a/20220014.pdf

別表 1⁵³

第 2 条 (d)(2)(B)(i)	新疆ウイグル自治区において強制労働により産品を生産している事業者	Baoding LYSZD Trade and Business Co., Ltd.
		Changji Esquel Textile Co. Ltd.(及び 1 つの別称：Changji Yida Textile)
		Hetian Haolin Hair Accessories Co. Ltd.(及び 2 つの別称：Hotan Haolin Hair Accessories 及び Hollin Hair Accessories)

⁴⁸ CBP が 2022 年 6 月 13 日に発表した「輸入者向けの運用ガイダンス」7 頁以下。

⁴⁹ CBP による輸入者向けのガイダンスであり、CBP ウェブサイト<<https://www.cbp.gov/document/guidance/uflpa-operational-guidance-importers>>より入手可能である。(a)輸入手続及び UFLPA の執行、(b)輸入禁止に係る反証可能な推定に対する例外の申請、(c)輸入者のサプライチェーン・デュー・ディリジェンスに利用し得る参考資料やツール、(d)CBP が輸入者に対して要求する可能性のある情報の種類と性質の 4 項目について説明している。

⁵⁰ Xinjiang Supply Chain Business Advisory “Risks and Considerations for Businesses and Individuals with Exposure to Entities Engaged in Forced Labor and other Human Rights Abuses linked to Xinjiang, China” (2021), <<https://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/xinjiang-business-advisory-13july2021-1.pdf>>.

⁵¹ CBP, “Xinjiang Uyghur Autonomous Region WRO Frequently Asked Questions”, <<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/forced-labor/xinjiang-uyghur-autonomous-region-wro-frequently-asked-questions>>.

⁵² <https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods>

⁵³ 原文は、<<https://www.dhs.gov/uflpa-entity-list>>より参照できる。

		Hetian Taida Apparel Co., Ltd(及び 1 つの別称 : Hetian TEDA Garment)
		Hoshine Silicon Industry (Shanshan) Co., Ltd(及び 1 つの別称 : Hesheng Silicon Industry (Shanshan) Co.)並びにその子会社
		Xinjiang Daqo New Energy, Co. Ltd(及び 3 つの別称 : Xinjiang Great New Energy Co., Ltd., Xinjiang Daxin Energy Co., Ltd.及び Xinjiang Daqin Energy Co., Ltd.)
		Xinjiang East Hope Nonferrous Metals Co. Ltd.(及び 1 つの別称 : Xinjiang Nonferrous)
		Xinjiang GCL New Energy Material Technology, Co. Ltd(及び 1 つの別称 : Xinjiang GCL New Energy Materials Technology Co.)
		Xinjiang Junggar Cotton and Linen Co., Ltd.
		Xinjiang Production and Construction Corps(及び 3 つの別称 : XPCC, Xinjiang Corps 及び Bingtuan)並びにその傘下事業者及び関連事業者
第 2 条 (d)(2)(B)(ii)	新疆ウイグル自治区政府と協力して強制労働者や迫害されている人種グループを新疆ウイグル自治区から受け入れている事業者	Aksu Huafu Textiles Co.(及び 2 つの別称 : Akesu Huafu and Aksu Huafu Dyed Melange Yarn)
		Hefei Bitland Information Technology Co., Ltd.(及び 3 つの別称 : Anhui Hefei Baolongda Information Technology, Hefei Baolongda Information Technology Co., Ltd 及び Hefei Bitland Optoelectronic Technology Co., Ltd.)
		Hefei Meiling Co. Ltd.(及び 1 つの別称 : Hefei Meiling Group Holdings Limited)
		KTK Group(及び 3 つの別称 : Jiangsu Jinchuang Group, Jiangsu Jinchuang Holding Group 及び KTK Holding)
		Lop County Hair Product Industrial Park
		Lop County Meixin Hair Products Co., Ltd.
		Nanjing Synergy Textiles Co., Ltd.(及び 2 つの別称 : Nanjing Xinyi Cotton Textile Printing and Dyeing 及び Nanjing Xinyi Cotton Textile)
		No. 4 Vocation Skills Education Training Center (VSETC)
		Tanyuan Technology Co. Ltd.(及び 5 つの別称 : Carbon Yuan Technology, Changzhou Carbon Yuan Technology Development, Carbon Element Technology, Jiangsu Carbon Element Technology 及び Tanyuan Technology Development)
		Xinjiang Production and Construction Corps (XPCC)並びにその傘下事業者及び関連事業者
第 2 条 (d)(2)(B)(iv)	上記事業者によって製造された製品を中国から米国に輸出している事業者	(i)及び(ii)で特定された事業者は、製造業者と輸出業者の両方の役割を果たす可能性があるとしてされている。なお、現時点では、同 (iv)のみに該当する追加の事業者は特定されていない。
第 2 条 (d)(2)(B)(v)	新疆ウイグル自治区から、又は、貧困軽減プログラム、ペアリング支援プログラム、若しくは、強制労働を利用するその他の政府のプログラムのために新疆ウイグル自治区政府若しくは新疆生産建設兵団(Xinjiang	Baoding LYSZD Trade and Business Co., Ltd.
		Hefei Bitland Information Technology Co. Ltd.
		Hetian Haolin Hair Accessories Co. Ltd.
		Hetian Taida Apparel Co., Ltd.
		Hoshine Silicon Industry (Shanshan) Co., Ltd.及びその子会社
		Xinjiang Junggar Cotton and Linen Co., Ltd.
		Lop County Hair Product Industrial Park
		Lop County Meixin Hair Products Co., Ltd.
		No. 4 Vocation Skills Education Training Center (VSETC)

	Production and Construction Corps)と協力する事業者から材料を調達する事業者	Xinjiang Production and Construction Corps (XPCC)並びにその傘下事業者及び関連事業者
		Yili Zhuowan Garment Manufacturing Co., Ltd.

別表 2

産品	強制労働	児童労働
アルコール飲料	—	カンボジア
イチゴ	—	アルゼンチン
エビ	ミャンマー、タイ	バングラデシュ、カンボジア、タイ
エメラルド	—	コロンビア
オリーブ	—	アルゼンチン
お香(線香)	—	インド
カート(植物)	—	エチオピア
カート(嗜好科植物)	—	ケニア
カーペット	インド、ネパール、パキスタン	イラン、アフガニスタン、インド、ネパール、パキスタン
カカオ	コートジボワール、ナイジェリア	ブラジル、カメルーン、コートジボワール、ガーナ、ギニア、ナイジェリア、シエラレオネ
カシュナッツ	—	ブラジル、ベトナム、ギニア
ガラス	—	バングラデシュ
ガラス製バングル	—	インド、パキスタン
キャッサバ	—	ブラジル、パラグアイ、カンボジア、ナイジェリア
キャベツ	—	パラグアイ
きゅうり	—	メキシコ
クミン	—	トルコ
クリスマスデコレーション	中国	—
ケシ	—	メキシコ、アフガニスタン
コーン	ボリビア	ボリビア、ブラジル、グアテマラ、パラグアイ、フィリピン
コカ(嗜好科植物)	コロンビア	コロンビア、ペルー
ココナッツ	—	フィリピン
コバルト鉱石	—	コンゴ民主共和国
ごま	ミャンマー	パラグアイ
ゴム	ミャンマー	ミャンマー、カンボジア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、リベリア
ゴム手袋	マレーシア	—
サイザル麻	—	ブラジル、ケニア、タンザニア
サッカーボール	—	インド
サツマイモ	—	パラグアイ
サトウキビ	ボリビア、ブラジル、ドミニカ共和国、パキスタン、ミャンマー	ベリーズ、ボリビア、ブラジル、コロンビア、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、インド、ミャンマー、カンボジア、フィリピン、タイ、ベトナム、ケニア、ウガンダ、ジンバブエ
サファイア	—	マダガスカル
ジャガイモ	—	レバノン
シルク生地	—	インド

セメント	北朝鮮	－
ダイヤモンド	アンゴラ、シエラレオネ	アンゴラ、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、ギニア、リベリア、シエラレオネ
タバコ	マラウイ	アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、ニカラグア、レバノン、カンボジア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、キルギス、ケニア、マラウイ、モザンビーク、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ
タマネギ	－	メキシコ、パラグアイ
タルタン鉱石(コルトン)	コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国
タングステン鉱石(鉄マンガン重石)	コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国
タンザナイト(鉱物)	－	タンザニア
チーク	ミャンマー	ミャンマー
チョウジ	－	タンザニア
ティラピア(魚)	ガーナ	ガーナ
テンサイ	－	トルコ
トマト	メキシコ	アルゼンチン、ドミニカ共和国、メキシコ、パラグアイ
トマト製品	中国	－
トロナ(鉱物)	－	ニジェール
ナイルパーチ(魚)	－	タンザニア
ニンニク	－	アルゼンチン
パイナップル	－	ブラジル
バナナ	－	ベリーズ、ブラジル、エクアドル、ニカラグア、フィリピン
バニラ	－	マダガスカル、ウガンダ
ピーナッツ	ボリビア	パラグアイ、トルコ
ピーマン	－	パラグアイ
ビディ(手巻きタバコ)	－	バングラデシュ、インド
ひまわり	ミャンマー	－
ファッションアクセサリー	－	フィリピン
ブラジルナッツ／栗	ボリビア、ペルー	ボリビア
フルーツ(ナシ状果及び核果)	－	コロンビア
ブルーベリー	－	アルゼンチン
ブロッコリー	－	グアテマラ
ヘアケア製品	中国	－
ハーゼルナッツ	－	トルコ
ポルノ	ロシア	コロンビア、メキシコ、パラグアイ、フィリピン、タイ、ウクライナ、ロシア
マッチ	－	バングラデシュ、インド
マテ茶	－	アルゼンチン、パラグアイ
メロン	－	ホンデュラス、メキシコ、パナマ、パラグアイ
ヤシ	ミャンマー	－
レタス	－	パラグアイ

レンガ	アフガニスタン、インド、ネパール、パキスタン、ミャンマー、カンボジア、中国、北朝鮮、ロシア	アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、エクアドル、パラグアイ、ペルー、エジプト、イラン、バングラデシュ、アフガニスタン、インド、ネパール、パキスタン、ミャンマー、カンボジア、中国、ベトナム、ウガンダ
レンガ(粘土)	ー	コロンビア
ロブスター	ー	ホンデュラス
乾魚	バングラデシュ	バングラデシュ
亜鉛	ー	ボリビア
人參	ー	パラグアイ
唐辛子	メキシコ	メキシコ
塩	ミャンマー	バングラデシュ、アフガニスタン、ミャンマー、カンボジア、ニジェール
宝石	ー	インド、ザンビア
家具	ー	ベトナム、トルコ
家具(鋼)	ー	バングラデシュ
小麦	パキスタン	ー
手術器具	ー	パキスタン
手袋	中国	ー
木材	ブラジル、ペルー、北朝鮮、ロシア	カンボジア、ベトナム
木炭	ブラジル	ブラジル、ウガンダ
柑橘系フルーツ	ー	ベリーズ、トルコ
油(パーム油)	インドネシア、マレーシア	インドネシア、マレーシア、シエラレオネ
焼菓子、ベーカリー	ー	ドミニカ共和国、エルサルバドル
牛	ボリビア、ブラジル、パラグアイ、南スーダン、ニジェール	ブラジル、コスタリカ、エルサルバドル、メキシコ、パラグアイ、エチオピア、レソト王国、南スーダン、ウガンダ、ザンビア、チャド、モーリタニア
牛・牛肉	ー	カンボジア、エスワティニ
牛肉	ー	ブラジル
玩具	中国	中国
コーヒー	ブラジル、コートジボワール	ブラジル、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、ベトナム、ケニア、タンザニア、ウガンダ、コートジボワール、ギニア、シエラレオネ
琥珀	ー	ウクライナ
皮	ー	バングラデシュ、パキスタン、ベトナム
革製品	ー	メキシコ
革製品・アクセサリー	ー	インド
真鍮製品	ー	インド
石	インド、ネパール	インド、ネパール、マダガスカル、ウガンダ、ザンビア
石(石灰岩)	ー	パラグアイ、エジプト
石(軽石)	ー	ニカラグア
石炭	パキスタン、中国、北朝鮮	コロンビア、アフガニスタン、パキスタン、モンゴル、ウクライナ

石膏(鉱物)	ー	ニジェール
石鹼	ー	バングラデシュ
砂	ー	ケニア、ウガンダ、ナイジェリア
砂利(粉碎された石)	ナイジェリア	グアテマラ、ニカラグア、ナイジェリア
砂岩	インド	インド
穀物	ー	エルサルバドル
竹	ミャンマー	ミャンマー
米	インド、ミャンマー、マリ	ブラジル、ドミニカ共和国、インド、ミャンマー、フィリピン、ベトナム、ケニア、ウガンダ、マリ
糸	中国	インド
紅茶	ー	ベトナム、ケニア、マラウイ、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ
絹糸	ー	インド
絹繭	ウズベキスタン	ー
綿	パキスタン、中国、カザフスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベナン、ブルキナファソ	アルゼンチン、ブラジル、エジプト、インド、中国、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルコ、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、ザンビア、ベナン、ブルキナファソ、マリ
綿実	インド	インド
織物	中国、北朝鮮	バングラデシュ、カンボジア、中国、ベトナム
織物(コウマ)	ー	バングラデシュ
織物(手縫い)	エチオピア	エチオピア
羊	ー	ブラジル、パラグアイ
翡翠	ミャンマー	ミャンマー
肉	ー	カンボジア
胡椒	ー	ベトナム
花	ー	エクアドル
花崗岩	ナイジェリア	ブルキナファソ、ナイジェリア、シエラレオネ
花崗岩(粉碎された)	ー	ベナン
花火	中国	エルサルバドル、グアテマラ、ペルー、インド、中国、フィリピン
茄子	ー	メキシコ
葡萄	ー	アルゼンチン、コロンビア
蛍石(鉱物)	ー	モンゴル
衣服	アルゼンチン、ブラジル、インド、中国、マレーシア、タイ、ベトナム	アルゼンチン、メキシコ、バングラデシュ、インド、ミャンマー、タイ、ベトナム、トルコ
装飾された繊維製品	インド、ネパール	インド、ネパール
豆	ー	パラグアイ
豆(インゲン豆)	ー	メキシコ
豆(インゲン豆、大豆、さやいんげん)	ミャンマー	ミャンマー
豆類(マメ科)	ー	トルコ
豚	ー	ブラジル、パラグアイ、フィリピン
貝	ー	エルサルバドル、ニカラグア
造花	中国	ー

金	ペルー、ベネズエラ、北朝鮮、ブルキナファソ、コンゴ民主共和国	ボリビア、コロンビア、エクアドル、ニカラグア、ペルー、スリナム、インドネシア、モンゴル、フィリピン、スーダン、エチオピア、ケニア、タンザニア、ウガンダ、ブルキナファソ、コンゴ民主共和国、ガーナ、ギニア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル
釘	中国	－
哲	北朝鮮	－
銀	－	ボリビア
銅	－	コンゴ民主共和国
錠前	－	インド
スズ	－	ボリビア、インドネシア
錫鉱石(錫石)	コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国
陶器	－	ブラジル
雲母	－	インド、マダガスカル
電化製品	中国、マレーシア	中国
靴	中国	ブラジル、バングラデシュ、インド、ベトナム、トルコ
靴(サンダル)	－	インドネシア
食用鶏肉	－	ブラジル、パラグアイ、バングラデシュ
魚	中国、インドネシア、タイ、台湾、ガーナ	ブラジル、パラグアイ、ペルー、イエメン、カンボジア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ケニア、ウガンダ、ガーナ

(3) 2010 年カリフォルニア州サプライチェーン透明法⁵⁴

項目	内容
① 法令名	2010 年カリフォルニア州サプライチェーン透明法 The California Transparency in Supply Chains Act of 2010
② 概要	カリフォルニア州で事業を行う一定規模以上の製造業者又は小売業者に対し、製品のサプライチェーンにおける人身取引及び奴隷労働に関するリスクへの対処等についての開示を義務付けている。
③ 施行状況	2010 年制定、2012 年 1 月 1 日施行。
④ 対象企業	対象企業は、以下の要件を全て満たす企業である。 (a) 製造業者又は小売業者であること (b) カリフォルニア州で事業を行っていること (c) 世界での年間総受取額が 1 億米ドル超であること
⑤ 対象となる人権侵害	サプライチェーン上の人身取引及び奴隷労働に関するリスク
⑥ 義務内容	対象企業は以下の事項について開示が義務付けられている。 (a) 検証：人身取引及び奴隷労働のリスクを評価及び対処するために、製品のサプライチェーンの検証を行っているか。検証にあたり第三者機関を使用していない場合、その旨を開示する。

⁵⁴ 2010 年カリフォルニア州サプライチェーン透明法に関しては、ジェトロ海外調査部ロサンゼルス事務所『カリフォルニア州サプライチェーン透明法の概要』
<[https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/01/e386703c87743757/20210027.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/e386703c87743757/20210027.pdf)>を参照した。

項目	内容
	(b) 監査：サプライチェーンにおける人身取引及び奴隷労働に関する企業の基準の遵守状況を評価するために、サプライヤーを監査しているかどうか。監査が独立し、抜き打ちで行われたものでない場合、その旨を開示する。 (c) 認証：直接のサプライヤーに対して、供給に含まれる原材料が、当該サプライヤーが事業を行う国における奴隷労働及び人身取引に関する法令に準拠していることを証明するよう求めているか。 (d) 社内アカウンタビリティ：従業員又は請負業者が奴隷労働及び人身取引に関する企業の基準を遵守していない場合に適用されるアカウンタビリティに関する基準及び手続を社内で行っているか。 (e) トレーニング：サプライチェーン管理に直接の責任を持つ従業員と経営陣に対して、特に製品サプライチェーンにおけるリスクの低減方法に関し、奴隷労働と人身取引についてのトレーニングを行っているかどうか。
⑦ 制裁	カリフォルニア州司法長官は違反行為に対して差止命令を得るための訴訟を提起する排他的権限を有する。違反に対する罰則や罰金は定められていない。
⑧ 当局作成資料	- カリフォルニア州司法省が公開している 2010 年カリフォルニア州サプライチェーン透明法に関するリソースガイド https://oag.ca.gov/sites/all/files/agweb/pdfs/sb657/resource-guide.pdf - カリフォルニア州司法省が公開している FAQ https://oag.ca.gov/SB657/faqs
⑨ 参考和訳	ジェトロ海外調査部ロサンゼルス事務所『カリフォルニア州サプライチェーン透明法の概要』(2021 年 8 月)7 頁以下 https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/01/e386703c87743757/20210027.pdf

VII. オーストラリア

項目	内容
① 法令名	豪州 2018 年現代奴隷法 Modern Slavery Act 2018
② 概要	オーストラリアに拠点を置く事業体又はオーストラリアにおいて事業を行っている事業体であって、1 億豪ドルを超える年間連結収益 ⁵⁵ を有する事業体に対して、その運営及びサプライチェーンにおける現代奴隷のリスク、並びに当該リスクに対応する措置について年 1 回の監督官庁(連邦内務省)に対する報告を義務付けるもの ⁵⁶ 。
③ 施行状況	2019 年 1 月 1 日施行。
④ 対象企業	地理的基準：豪州に拠点を置く事業体又は豪州において事業を行っている事業体 規模基準(連結収益)：年間の連結収益が 1 億豪ドル以上の事業体 注：上記に当てはまらない場合も、任意での監督官庁に対する報告が可能である旨規定されている

⁵⁵ 年間収益は、オーストラリア国内で事業を行う企業等の連結収益。Australian Accounting Standards に基づく連結収益とはその会社及びその会社が支配権を有する会社(子会社等)の収益を合わせたものであり、親会社及び兄弟会社の収益は含まない。

⁵⁶ 連邦法の他に、ニューサウスウェールズ州法として制定されたニューサウスウェールズ州現代奴隷法(2022 年施行)があるが、施行の際に連邦法との不一致を解消するため、州法に基づく独自の報告義務や罰金といった可決時点に同州法に含まれていた内容は撤廃された。現在、同州法はニューサウスウェールズ州政府機関に適用され、NSW Anti-slavery Commissioner を整備し、その Commissioner へ情報提供を行った内部通報者を保護する役割を果たすため、日本企業への影響は限りなく少ない。

項目	内容
⑤ 対象となる人権侵害	人身売買、奴隷制、隷属、強制婚、強制労働、役身折酬 ⁵⁷ 、労働やサービス提供のための欺瞞的雇用 ⁵⁸ 、最悪の形態の児童労働 ⁵⁹
⑥ 義務内容	報告対象事業体の会計年度終了から6ヶ月以内に、以下の要件を満たす Modern Slavery Statement の提出 (a) 報告対象事業体を特定するものであること (b) 報告対象事業体の構造、運営及びサプライチェーンについて説明するものであること (c) 報告対象事業体及びそれが所有又は支配する事業体について、運営及びサプライチェーンにおける現代奴隷行為に係るリスクを説明するものであること (d) 報告対象事業体及びそれが所有又は支配する事業体が当該リスクを評価し、これに対応するために講じている措置⁶⁰(デュー・ディリジェンス及び改善プロセスを含む。)を説明するものであること (e) 報告対象事業体が当該措置の有効性をどのように評価しているかについて説明するものであること (f) 次の者との協議のプロセスについて説明するものであること (i) 報告対象事業体が所有又は支配する事業体 (ii) 第14条に基づく報告書(共同現代奴隷報告書⁶¹)に記載される報告対象事業体の場合、当該報告書(共同現代奴隷報告書)を提出する事業体 (g) 報告対象事業体又は報告書を提出する事業体が関連すると考えるその他の情報を含むこと
⑦ 制裁	大臣による報告対象事業体への是正措置の実行命令、及びその実行命令に従わなかった際の報告対象事業体の情報の公表
⑧ 当局作成資料	連邦内務省(Australian Border Force)による報告書公表プラットフォーム https://modernslaveryregister.gov.au/ 連邦内務省(Australian Border Force)による関連リソースプラットフォーム https://modernslaveryregister.gov.au/resources/ 豪州連邦政府による 2020-2021 年度報告書 https://www.homeaffairs.gov.au/criminal-justice/files/commonwealth-modern-slavery-statement-20-21.pdf
⑨ 参考和訳	ジェトロにより 2021 年 8 月に公表済み https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/01/fdca4b3c98012046/20210030.pdf

⁵⁷ 役身折酬とは、借金返済のために労働を強いられることを指す。低賃金での過酷な労働、衣食住のための返済額増加、逃亡に対する制裁等を伴うことがある。

⁵⁸ 虚偽を用いる等して現代奴隷法に抵触する労働に従事させることを隠して雇用すること。

⁵⁹ 最悪の形態の児童労働とは、児童に対する奴隷や類似する行為、児童による危険な作業を指す。

⁶⁰ 措置の例としては、事業体の現代奴隷行為に係るリスクに対処するためのプロセスや事業体の戦略の策定や現代奴隷行為に関わる従業員への教育も含む。

⁶¹ 事業体が、1 以上の報告対象事業体(自らの事業体を含むこともできる。)について、その報告対象事業体の報告対象期間に関して記載した現代奴隷報告書のことをいう。

第2 ドイツ

I. 法制度概要

第1(各国法制一覧)のI.参照。

II. 法制化までの流れ

ドイツにおける、法制化までの具体的な経緯は次のとおりである。

2011 年	国連人権理事会が「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」(以下「国連指導原則」 ⁶²)という ⁶³ 。)を支持。
2016 年	国連指導原則を受けてドイツ政府がドイツ国別行動計画(National Action Plan。以下「NAP」という。)を策定。 ・ NAP は、ドイツ政府として初めてサプライチェーンにおける企業の人権デュー・ディリジェンス実施の努力義務を明確にしたもので、実施すべきデュー・ディリジェンスのあり方を示した上でその実施状況についてモニタリングすることが明記された。 ・ 2020 年までに従業員 500 名以上の在独企業の 50%以上が NAP 基準を満たした人権デュー・ディリジェンスを行っていることを目標とし、モニタリングの結果、企業の取組みが不十分と判断された場合には法制化することを予告した。
2018 年	CDU/CSU/SPD の連立合意書 「NAP2020 の効果的包括的なレビューにより、企業の自主的なコミットメントが十分でないと結論付けられた場合、国内の立法措置を講じ、EU 全体の規制を提唱する」 ⁶⁴ と表明し、NAP モニタリングの結果、企業の自主的な取組みが不十分である場合には、デュー・ディリジェンスの法制化の方向性を示した。
2018 年	NAP モニタリング開始。
2019 年	市民社会や企業からも法制化を求めて共同声明を公表 ⁶⁵ 。
2019 年 12 月～翌年 3 月	SPD 及び CSU が草案を提示する計画を発表 ⁶⁶ 。→その後、中断される。
2020 年 10 月	ドイツ NAP モニタリング結果を受け、法案協議再開。

⁶² 和訳は以下の URL より閲覧できる。
<https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/>

⁶³ 本パート(第2 ドイツ)中で定義される用語は、本パートにのみ適用されるが、「国連指導原則」と「NAP」に関しては、本報告書をとおしての定義語とする。

⁶⁴ 2018 Coalition Agreement (p.156 line 7380),
<<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/974430/847984/5b8bc23590d4cb2892b31c987ad672b7/2018-03-14-koalitionsvertrag-data.pdf?download=1>>.

⁶⁵ 2019 年 12 月、ドイツ企業 42 社が国際 NGO と法制化を求める共同声明を発表した。法制化直前の 2021 年 3 月時点では賛同企業は 73 社に増加した。Business & Human Rights Resource Centre, “Our responsibility in a globalised world”,
<<https://www.business-humanrights.org/en/big-issues/mandatory-due-diligence/gesetz/>>.

⁶⁶ 連邦労働社会省(BMAS)が草案骨子を発表した。この骨子では、①適用対象会社：従業員 500 名超、②企業によるリスク分析、評価及び適切な措置、③報告義務、④民事責任、⑤監督当局による法執行、⑥セーフハーバー基準の設定、⑦公共調達からの除外が含まれていた。<https://die-korrespondenten.de/fileadmin/user_upload/die-korrespondenten.de/Lieferkettengesetz-Eckpunkte-10.3.20.pdf>

	従業員 500 名以上の在独企業は 7,396 社あり、その中で無作為に調査を依頼した 3,325 社のうち 455 社から回答があったが、NAP で求められている人権デュー・ディリジェンスを実施している企業は 13～17%程度と推定。この結果を受けて企業の自主的な取組みに任せては不十分と判断し、法制化の着手。
2021 年 2 月 12 日	サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法案策定を公表 ⁶⁷ 。
2021 年 3 月 3 日	サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法案閣議決定 ⁶⁸ 。
2021 年 4 月 19 日	サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法案を連邦議会へ提出 ⁶⁹ 。
2021 年 4 月 22 日	連邦議会審議開始。
2021 年 5 月 17 日	連邦議会公聴会 ⁷⁰ 。
2021 年 6 月 11 日	連邦議会(下院)可決(賛成 412、反対 159、棄権 59) ⁷¹ 。
2021 年 6 月 25 日	連邦参議院(上院)承認(下院可決案から修正なし)。
2021 年 7 月 16 日	大統領による署名。
2021 年 7 月 22 日	官報掲載 ⁷² 、一部施行。
2023 年 1 月 1 日	全面施行。従業員 3,000 人以上の会社に適用予定。
2024 年 1 月 1 日	従業員 1,000 人以上の会社に適用予定。

なお、2023 年 1 月 1 日より従業員 3,000 人以上の会社に適用開始になるのを前に、Q&A やガイドライン等を公表してデュー・ディリジェンス実践のための情報提供を行っている⁷³。

-
- ⁶⁷ Hubertus Heil 連邦労働社会大臣(BMAS/SPD)、Peter Altmaier 氏(CDU)及び Gerd Müller 氏(CSU)が合同で記者会見し、サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法案の策定を発表した。
<<https://www.youtube.com/watch?v=R92jdOz1Ym8>>
- ⁶⁸ Bundesministerium für Arbeit und Soziales, “Gesetzentwurf der Bundesregierung des Bundesministeriums für Arbeit und Soziales”,
<https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/Gesetze/Regierungsentwurfe/reg-sorgfaltspflichtengesetz.pdf;jsessionid=8E22F9221C9053C88085203C01C5CAF1.delivery2-master?_blob=publicationFile&v=2>.
- ⁶⁹ Deutscher Bundestag, “Gesetzentwurf der Bundesregierung 19/28649” (19 April 2021),
<<https://dserver.bundestag.de/btd/19/286/1928649.pdf>>.
- ⁷⁰ 公聴会に際して提出された意見書は全て連邦議会のウェブサイトから確認できる。
Deutscher Bundestag, “Wirtschaft fürchtet einseitige Belastungen durch das Lieferkettengesetz”,
<<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw20-pa-arbeit-soziales-lieferketten-840442>>.
- ⁷¹ Deutscher Bundestag, “Beschlussempfehlung und Bericht 16/30505” (9 June 2021),
<<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930505.pdf>>.
- ⁷² Bundesgesetzblatt Jahrgang 2021 Teil I Nr. 46, ausgegeben zu Bonn am 22. Juli 2021, 2529
<https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start_xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBI&jumpTo=bgbl121s2959.pdf#_bgbl_%2F%2F%5B%40attr_id%3D%27bgbl121s2959.pdf%27%5D_1640810250214>.
- ⁷³ 第 1 の I. ドイツ「⑧当局作成資料」参照。

III. 立法における主要論点

サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法の立法過程では、各政党に加え、公聴会の機会等を通して、経済産業界、国際機関、学会、NGO 等からも意見が出された⁷⁴。主な論点となった項目は次のとおり。

- ① 競争条件の公平性の確保(EU レベルでの規制との関係)
- ② 義務の明瞭性(意図せぬ結果への懸念)
- ③ 保護されるべき人権の基準の明確化(地域による差を考慮したもの)⁷⁵
- ④ 民事責任の明確化
- ⑤ デュー・ディリジェンスの対象となるサプライヤーの範囲の明確化(直接供給者・間接供給者)
- ⑥ 外国企業の扱い
- ⑦ いわゆる警戒／非警戒リストの導入
- ⑧ 適用対象企業(適切な従業員基準)の設定
- ⑨ 第三者への訴訟提起の授権の是非
- ⑩ 行政罰／制裁金の設定
- ⑪ 報告義務の簡素化・一元化

各論点の詳細は以下のとおり。

1. 競争条件の公平性の確保(EU レベルでの規制との関係)

1.1 議論の内容

市民社会や一部の企業からは、企業によるデュー・ディリジェンス実施を促進するため、ドイツ国内での法制化を求める声が上がっていた一方⁷⁶、国によってデュー・ディリジェンス実施義務の有無や内容が異なる場合、規制に従ってデュー・ディリジェンスを実施する企業とそうでない企業との間でコスト負担、サプライヤー獲得の難易度、価格等の面で競争力に差が出るリスクを懸念する意見が出た。具体的には、ドイツ産業連盟(BDI)、キール世界経済研究所、ドイツ弁護士会等が、公平な競争条件の確保

⁷⁴ 公聴会には、ドイツ産業連盟、ドイツ雇用者協会連盟をはじめとした経済産業団体、国際機関、研究機関等から 6 団体、専門家として 4 名が招聘された他、業界団体、弁護士会、NGO を含む 11 組織が自主的に意見を提出した。これらの意見はドイツ連邦議会のウェブサイトから確認可能。

Deutscher Bundestag, “Wirtschaft fürchtet einseitige Belastungen durch das Lieferkettengesetz”, <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw20-pa-arbeit-soziales-lieferketten-840442>>.

⁷⁵ 人権侵害の有無にあたり、ドイツで保護されている人権の基準と、侵害があった地域における人権の基準のいずれが適用されるかが議論となった。

⁷⁶ 前述のとおり、2019 年 12 月、ドイツ企業 42 社が国際 NGO と法制化を求める共同声明を発表した。法制化直前の 2021 年 3 月時点では賛同企業は 73 社に増加した。Business & Human Rights Resource Centre, “Our responsibility in a globalised world”, <<https://www.business-humanrights.org/en/big-issues/mandatory-due-diligence-gesetz/>>.

のためには国内法よりも EU レベルでの規制整備が望ましいと主張した⁷⁷。また、キール世界経済研究所は、この法案はサプライヤーの立場の意見を十分に聞いていないと指摘している⁷⁸。

連邦議会においては、基本的には国内法制化をする方向で議論が進んだものの、FDP が EU レベルの規制が望ましく、EU レベルの規制が成立すればドイツ国内法は無効となる旨の条項を加えるべきであると主張した⁷⁹。なお、政党「ドイツのための選択肢」(以下「AfD」という。⁸⁰)は一貫して EU レベルでも国内レベルでもデュー・ディリジェンス実施義務の法制化を阻止すべきとの立場をとり、ドイツの国益を考慮して、不正腐敗が高度に進む国との二国間開発支援関係は断絶すべきであること、開発支援と貿易政策につき各国との二国間協定によって対応すべきであることを主張した⁸¹。

1.2 結果

EU レベルの規制を待たずに、ドイツ国内法を整備する方向性は変わらず、法制化に至った。

2. 義務の明瞭性(意図せぬ結果への懸念、保護権益の範囲を含む)

2.1 議論の内容

法制化をめぐる懸念事項のひとつとして、企業に課せられた義務が曖昧で条文の解釈問題となる事項が多く、リスクを懸念して特定のサプライヤーとのビジネスからの撤退につながる懸念が、ドイツ雇用者協会連盟(BDA)、ILO、キール世界経済研究所、ドイツ弁護士会等から指摘された⁸²。一方で、環境間

⁷⁷ 競争の公平性の観点からは、EU レベルのみならず、世界的な規律が必要との意見もあったこれらの意見はドイツ連邦議会のウェブサイトから確認可能。Deutscher Bundestag, “Wirtschaft fürchtet einseitige Belastungen durch das Lieferkettengesetz”, <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw20-pa-arbeit-soziales-lieferketten-840442>>.

⁷⁸ Kiel Institute for the World Economy, “Economic Evaluation of a Due Diligence Law (Prof. Gabriel Felbermayer, PhD et al.)” (March 2021), <https://www.ifw-kiel.de/fileadmin/Dateiverwaltung/IfW-Publications/Alexander_Sandkamp/Economic_Evaluation_of_a_Due_Diligence_Law/IfW_Study_Economic_Evaluation_of_a_Due_Diligence_Law_EN.pdf>.

⁷⁹ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/30547 Entschließungsantrag FDP 09.06.2021” (9 June 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930547.pdf>>.

⁸⁰ 本パート(第2 ドイツ)中で定義される用語は、本パートにのみ適用される。

⁸¹ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/26235 Antrag AfD 27.01.2021” (27 January 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/262/1926235.pdf>>.

Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/30421 Antrag AfD 09.06.2021” (9 June 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/304/1930421.pdf>>.

⁸² これらの意見はドイツ連邦議会のウェブサイトから確認可能。Deutscher Bundestag, “Wirtschaft fürchtet einseitige Belastungen durch das Lieferkettengesetz”, <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw20-pa-arbeit-soziales-lieferketten-840442>>.

題や気候変動リスクが十分に考慮されておらず、人権以外にも保護権益の範囲を拡大すべきであるとの意見もあった⁸³。連邦議会においては、同盟 90/緑の党、FDP、Linke が同様の主張をした^{84 85}。

法律により企業に対してデュー・ディリジェンスの義務を課すことで懸念される企業への影響や保護権益の範囲に関する課題としては、例えば、次の事項が挙げられた。

項目	主張
ビジネス停止	ドイツ企業が人権リスクを懸念して、人権リスクの高い国にある企業とのビジネスを停止した場合、結果的にサプライヤーの数が限定的となり、供給安定性や価格競争の面で不利となり、ドイツ経済におけるサプライチェーンの強靱さが損なわれるリスクがある ⁸⁶ 。
環境の悪化	ドイツ企業が人権リスクの高い国のサプライヤーとの取引を停止することで、当該サプライヤーがより人権に対する意識が低い企業と取引せざるを得なくなり、結果的に人権の観点からより好ましくない状況に陥るリスクが生じる懸念がある ⁸⁷ 。
マーケットパワーの不足・供給源の希少性	ドイツ企業には、サプライヤーの行動に影響を与えられるだけのマーケットパワーがない場合もある ⁸⁸ 。また、供給源が一つしかなく、人権リスクのある国にある企業と取引する他に選択肢がない場合には義務を除外すべきである ⁸⁹ 。

⁸³ Foreign Trade Association of German Retailers、Environmental Justice Foundation、Initiative Lieferkettengesetz (サプライチェーン法イニシアティブ)がこのような意見を提供した。Deutscher Bundestag, “Wirtschaft fürchtet einseitige Belastungen durch das Lieferkettengesetz”, <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw20-pa-arbeit-soziales-lieferketten-840442>>.

⁸⁴ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/30547 Entschließungsantrag FDP 09.06.2021” (9 June 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930547.pdf>>.

⁸⁵ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/29279 Antrag 04.05.2021” (4 May 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/292/1929279.pdf>>.

⁸⁶ キール世界経済研究所による意見。
Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1106” (11 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841508/b9953f10e064eb61c9934a581f03c43d/19-11-1106-SN-Verband-IfW-data.pdf>>.

⁸⁷ 同上。

⁸⁸ BGA (Federal Association of Wholesale, Foreign Trade, Services)による意見。
Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1098” (11 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841068/7c399d9bbe221be7bf976d979ae9fd93/19-11-1098-unverl-SN-BGA-data.pdf>>.

⁸⁹ Verband der Chemischen Industrie e.V. (VCI)、Schweizer Legal による意見。
Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1096” (11 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841064/e2aa19931816051f386cb6779430daeb/19-11-1096-unverl-SN-VCI-data.pdf>>
Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1122” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841648/1b385cce66f0e88c1f6eb602ab4a8878/19-11-1122-SN-ESV-Grabosch-data.pdf>>.

保護権益の拡大	人権のみならず、人々の生活に密接に関係のある環境問題、気候変動、生物多様性一般についてもデュー・ディリジェンス実施義務の範囲に含めるべきである ⁹⁰ 。
根拠条約	リスク分析にあたっては、ILO 中核労働基準の全 8 条約を含め、ILO の基準を採用すべきである ⁹¹ 。
デュー・ディリジェンスの実施支援	ガイドラインをはじめ、デュー・ディリジェンス実施のために政府主導で企業を支援すべきである ⁹² 。

2.2 結果

人権の根拠となる条約として、国際人権規約(国際人権規約及び社会権規約)、ILO 中核労働基準が明記され⁹³、適切なデュー・ディリジェンスの内容は、各企業の規模、事業活動の内容、影響力、活動地域によって各企業が判断することとされた⁹⁴。

環境に関しては、広く環境一般、気候変動や生物多様性への対応全般に関する義務まで含めるのではなく、人権侵害につながる環境問題⁹⁵に関連する条約が対象とされた⁹⁶。具体的な根拠となる条約としては、法案に含まれていた「水銀に関する水俣条約」、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の 2 条約に加えて、バーゼル条約(有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約)が追加される形で法制化された⁹⁷。また、企業によるデュー・ディリジェンス実施支援のために、政府がガイドラインを別途作成することも規定された⁹⁸。

なお、供給源の希少性を理由とするデュー・ディリジェンス実施義務の適用除外規定は設けられなかった。

⁹⁰ Foreign Trade Association of German Retailers、Environmental Justice Foundation、Initiative Lieferkettengesetz (サプライチェーン法イニシアティブ)による意見。
Deutscher Bundestag, “Wirtschaft fürchtet einseitige Belastungen durch das Lieferkettengesetz”, <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw20-pa-arbeit-soziales-lieferketten-840442>>.

⁹¹ ILO ドイツ事務所による意見。
Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1115” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841626/2feb71e191e4a42897f58212d0eb94ee/19-11-1115-SN-Verband-ILO-data.pdf>>.

⁹² 同盟 90/緑の党による意見。
<<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930543.pdf>>.

⁹³ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法 Annex

⁹⁴ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 3 条 2 項

⁹⁵ 具体的には、食糧生産や清潔な水へのアクセスへの悪影響や、人々の健康被害につながる土壌汚染、水質汚濁、大気汚染、騒音、過剰な水の消費等が挙げられる。

⁹⁶ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 2 条 2 項 9 号

⁹⁷ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法 Annex

⁹⁸ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 20 条。2022 年 11 月現在、デュー・ディリジェンス実施支援のために政府より公表されているガイドライン等については、調査事項①ドイツ「⑧当局作成資料」参照。

3. 保護されるべき人権の基準の明確化(地域による差を考慮したもの)

3.1 議論の内容

途上国における労働環境や賃金のレベルとドイツにおけるレベルとの格差を考慮し、人権侵害状況の判断につき、ドイツで保護されているレベルの基準が第三国でも求められるか議論となった。この点、侵害があった地域における基準が考慮される旨を明確にすべきという意見がドイツ雇用者協会連盟(BDA)、ドイツ産業連盟(BDI)から出された⁹⁹ ¹⁰⁰。一方、ドイツ労働総同盟(DGB)や Friedrich-Alexander University の Erlangen 教授からは、侵害があった地域の低い基準を適用することは好ましくないとの意見が出された¹⁰¹ ¹⁰²。

3.2 結果

保護される人権の具体的なレベルに関して、労働環境、賃金、廃棄物処理等については現地の法律に依拠することが明記された¹⁰³。

4. 民事責任の明確化

4.1 議論の内容

サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法の違反に対する民事責任規定の要否は企業側と労働者側で大きく議論が分かれた。民事責任規定は加えるべきではないという立場をとったのはドイツ雇用者協会連盟(BDA)、ドイツ産業連盟(BDI)等で、サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法で規定されたデュー・ディリジェンスの実施義務が曖昧であることから、その義務違反に対する民事責任(不法行為

⁹⁹ ドイツ雇用者協会連盟(BDA)による意見。
Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1116” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841630/2c2c56c6b7139deb95e224db7816df87/19-11-1116-SN-Verband-BDA-data.pdf>>.

¹⁰⁰ ドイツ産業連盟(BDI)による意見。
Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1113” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841622/b7bb95d0e685b8cb6e25f469c800d3f1/19-11-1113-SN-Verband-BDI-data.pdf>>.

¹⁰¹ ドイツ労働総同盟(DGB)からの意見。
Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1114” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841624/12ff92cfddb09dd0b7d3cafa79596a80/19-11-1114-SN-Verband-DGB-data.pdf>>.

¹⁰² Friedrich-Alexander University, Erlangen 教授からの意見。
Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1118” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841632/4c6b698f0e58c870881366c27645f315/19-11-1118-SN-ESV-Krajewski-data.pdf>>.

¹⁰³ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第2条2項5号、6号、8号、3項5号

責任)は明示的に除外されるべきであると指摘した¹⁰⁴ ¹⁰⁵。また、条文上の義務が必ずしも明確ではなく解釈の問題となる事項が多く、企業にとって高い訴訟リスクにつながり得ることから企業への負担が大きすぎるとの指摘がなされた¹⁰⁶。

一方で、当該民事責任を明示的に規定すべきという指摘がドイツ労働総同盟(DGB)、サプライチェーン法イニシアティブ等からなされた¹⁰⁷ ¹⁰⁸。また、Friedrich-Alexander University の Erlangen 教授は、民事責任を明確にする規定がなければ法的に不安定な状況につながる点、民事責任を除外すると法執行に有効な手段がなくなるといった観点から懸念を示した¹⁰⁹。

この点に関し、連邦議会においては、同盟 90/緑の党、Linke が不法行為責任について明確にすべきとの提案をした¹¹⁰。特に、同盟 90/緑の党は、LkSG で定められたデュー・ディリジェンス実施義務の違反により生命、身体、健康の自由、財産への損害をもたらした企業は、ドイツ法上の民事責任を負う旨を明記すべきと指摘した。一方で、FDP は、軽微な損害に対する民事責任は明示的に除外する規定を設けるべきとの意見を示した¹¹¹。

4.2 結果

サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法に基づく義務違反に対して特別な民事責任は発生しない旨が規定された一方で、一般民事責任の追及は影響を受けないことも明記された¹¹²。

¹⁰⁴ ドイツ雇用者協会連盟(BDA)による意見。
Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1116” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841630/2c2e56c6b7139deb95e224db7816df87/19-11-1116-SN-Verband-BDA-data.pdf>>.

¹⁰⁵ ドイツ産業連盟(BDI)による意見。
Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1113” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841622/b7bb95d0e685b8cb6e25f469c800d3f1/19-11-1113-SN-Verband-BDI-data.pdf>>.

¹⁰⁶ 同上。

¹⁰⁷ ドイツ労働総同盟(DGB)からの意見。
Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1114” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841624/12ff92cfddb09dd0b7d3cafa79596a80/19-11-1114-SN-Verband-DGB-data.pdf>>.

¹⁰⁸ Initiative Lieferkettengesetz (サプライチェーン法イニシアティブ)からの意見。
Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1117” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841628/9c52779411007317a4b2370a36562955/19-11-1117-SN-Verband-Initiative-data.pdf>>.

¹⁰⁹ ドイツ労働総同盟(DGB)からの意見。
Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1114” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841624/12ff92cfddb09dd0b7d3cafa79596a80/19-11-1114-SN-Verband-DGB-data.pdf>>.

¹¹⁰ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/30544 Änderungsantrag Bündnis 90/Die Grünen 09.06.2021” (June 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930544.pdf>>.

¹¹¹ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/30547 Entschließungsantrag FDP 09.06.2021” (June 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930547.pdf>>.

¹¹² サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第3条3項

5. デュー・ディリジェンスの対象となるサプライヤーの範囲の明確化(直接供給者・間接供給者)

5.1 議論の内容

デュー・ディリジェンスの対象となるサプライヤーの範囲につき、直接供給者のみならず間接供給者も含むべきかという点で意見が分かれた。特に多くのサプライヤーと取引のある企業にとって、全てのサプライチェーンにデュー・ディリジェンスを実施することは非常に困難で現実的ではないため、デュー・ディリジェンス実施の対象を限定すべきであるとの指摘がなされた。具体的には、例えば EU 外の直接供給者に限定すべきである、人権侵害リスクの低いセクターは義務の範囲外にすべきといった意見がドイツ雇用者協会連盟(BDA)、ドイツ産業連盟(BDI)等から出された^{113 114}。

一方で、ILO からは全サプライチェーンを対象とすべきという意見が出され、サプライチェーン法イニシアティブ、連邦弁護士会、NGO 等からは間接供給者まで含めるべきとの意見も出された¹¹⁵。これは、人権侵害が実際に起こっているのは、ドイツ企業やその直接供給者の段階とは限らず、サプライチェーンの上流に行くほどリスクが高まることも十分に考えられるため、直接供給者に対する義務だけでは不十分という考え方による¹¹⁶。また、人権に関するリスクを考慮して、本来直接取引すべきサプライヤーではなく、仲介者を通すといった迂回的な措置をとる企業が出てくるのではないかという懸念も指摘された¹¹⁷。さらに、デュー・ディリジェンス実施義務を直接供給者に限定することは、より広い範囲で人権デュー・ディリジェンスの実施を求めている「国連指導原則」の意図に反し、既に一部の企業が採用しているリスク分析やデュー・ディリジェンスのあり方と矛盾するとの指摘が、Friedrich-Alexander University の Erlangen 教授から提起された¹¹⁸。

この点に関し、連邦議会においては、FDP が中小企業にはデュー・ディリジェンス実施義務を負担させないようにすべき(直接供給者との契約関係を理由に間接的にも影響を受けないことを明記すべき)と

¹¹³ ドイツ雇用者協会連盟(BDA)による意見。

Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1116” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841630/2c2e56c6b7139deb95e224db7816df87/19-11-1116-SN-Verband-BDA-data.pdf>>

¹¹⁴ ドイツ産業連盟(BDI)による意見。

Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1113” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841622/b7bb95d0e685b8cb6e25f469c800d3f1/19-11-1113-SN-Verband-BDI-data.pdf>>

¹¹⁵ これらの意見はドイツ連邦議会のウェブサイトから確認可能。

Deutscher Bundestag, “Wirtschaft fürchtet einseitige Belastungen durch das Lieferkettengesetz”, <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw20-pa-arbeit-soziales-lieferketten-840442>>

¹¹⁶ 同上。

¹¹⁷ 同上。

¹¹⁸ Friedrich-Alexander University, Erlangen 教授からの意見。

Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1118” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841632/4c6b698f0e58c870881366c27645f315/19-11-1118-SN-ESV-Krajewski-data.pdf>>

提案する一方で¹¹⁹、同盟 90/緑の党が直接・間接供給者の区別なく、人権や環境に対する影響力を考慮して範囲を決定していくべきと主張した¹²⁰。

5.2 結果

自身¹²¹及び直接供給者の事業活動に対しては、常にデュー・ディリジェンス実施義務を負う一方¹²²、間接供給者の事業活動に対しては、自身が当該間接供給者による人権侵害の可能性又は人権侵害につながる環境問題を引き起こしていることにつき裏付けのある具体的な情報を有する場合に限りデュー・ディリジェンス実施義務を負うとされた¹²³。

6. 外国企業の扱い

6.1 議論の内容

ドイツに拠点を有する企業だけでなく、ドイツに拠点を有せずにドイツにおいて活動する外国企業(例えば、Amazon 等のプラットフォームを通じて商品を販売している企業)も対象にすべきであるとの指摘が、ドイツ雇用者協会連盟(BDA)、ドイツ産業連盟(BDI)といった産業界から、キール世界研究所等の研究機関、NGO に至るまで多くの公聴会参加者、自主的意見提供者からなされた¹²⁴。

この点については、連邦議会においても同盟 90/緑の党、FDP から同様の指摘がなされた^{125 126}。

¹¹⁹ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/30547 Entschließungsantrag FDP 09.06.2021” (9 June 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930547.pdf>>.

¹²⁰ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/30545 Änderungsantrag Bündnis 90/Die Grünen 09.06.2021” (9 June 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930545.pdf>>.

¹²¹ 自身の事業活動には、自身が影響力を及ぼすことができるグループ会社(affiliates)も含まれる(サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 2 条 6 項)。影響力の有無は、経済面、人事面、組織面、法的関係等を総合的に考慮して判断される。例えば、株式保有関係、コンプライアンスの構造、グループ会社の意思決定の影響力の有無等が考慮される。

¹²² サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 3 条、第 5 条

¹²³ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 9 条 3 項

¹²⁴ これらの意見はドイツ連邦議会のウェブサイトから確認可能。
Deutscher Bundestag, “Wirtschaft fürchtet einseitige Belastungen durch das Lieferkettengesetz”, <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw20-pa-arbeit-soziales-lieferketten-840442>>.

¹²⁵ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/30543 Änderungsantrag Bündnis 90/Die Grünen 09.06.2021” (9 June 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930543.pdf>>.

¹²⁶ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/30547 Entschließungsantrag FDP 09.06.2021” (9 June 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930547.pdf>>.

6.2 結果

サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法の適用対象となるのは、本店、主要な事業所、登録事務所といった拠点の形態を問わずドイツに拠点を有し、かつドイツにおける従業員数が一定規模を超える企業¹²⁷とされた。外国企業のドイツ支店が明示的に除外されることはなかった¹²⁸。一方で、ドイツに拠点が無い外国企業でプラットフォームを通じて事業(例えば、インターネットによる販売等)を行っている企業については適用対象には含まれる条文構成にはならなかった¹²⁹。

7. いわゆる警戒／非警戒リストの導入

7.1 議論の内容

サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法に基づいて実施すべきデュー・ディリジェンスの範囲が曖昧で、企業にとって負担が大きいため、デュー・ディリジェンスの実施を義務づけるよりも、予見可能性を高めるために警戒リスト、非警戒リスト、セーフハーバーを設定するアプローチが望ましいとの指摘が、ドイツ雇用者協会連盟(BDA)、ドイツ産業連盟(BDI)、キール世界経済研究所からなされた¹³⁰。

この点に関し、連邦議会においては、FDP が同様の提案を行った¹³¹。

7.2 結果

特に警戒リスト、非警戒リスト、セーフハーバーを設定するアプローチは採用されず、適切なデュー・ディリジェンスの範囲は、各企業の事業規模、影響力、活動地域等の要素を考慮して各企業が判断するものとされた¹³²。

¹²⁷ 具体的には、ドイツにおける従業員数が 3,000 人以上の企業は 2023 年 1 月 1 日から適用され、1,000 人以上の企業には 2024 年 1 月 1 日から適用されることとなった。

¹²⁹ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 1 条

¹²⁹ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 1 条

¹³⁰ これらの意見はドイツ連邦議会のウェブサイトから確認可能。

Deutscher Bundestag, “Wirtschaft fürchtet einseitige Belastungen durch das Lieferkettengesetz”, <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw20-pa-arbeit-soziales-lieferketten-840442>>.

¹³¹ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/30547 Entschließungsantrag FDP. 09.06.2021” (June 2021),

<<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930547.pdf>>

¹³² サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 3 条 2 項

8. 従業員基準の適切な設定

8.1 議論の内容

適用対象となる企業の規模(従業員)基準をどのように設定するかが議論になった。中小企業にとっては、法の遵守が非常に負担となるといった懸念から、3,000 名、1,000 名といった従業員数の基準は低すぎるとの意見がドイツ雇用者協会連盟(BDA)、ドイツ産業連盟(BDI)等から出された¹³³。

一方で、3,000 名、1,000 名という従業員数基準では人権の尊重に関する課題に対処するのに十分ではなく、より多くの企業が適用対象となるように従業員数基準をさらに低くすべきといった意見が、ドイツ労働総同盟(DGB)、サプライチェーン法イニシアティブ、ドイツ弁護士会等から出された¹³⁴。また、3,000 名、1,000 名といった従業員の基準には合理性がないとの指摘が Friedrich-Alexander University の Erlangen 教授からなされた¹³⁵。

この点に関し、連邦議会においては、同盟 90/緑の党が、適用対象を商法典の「大企業」の概念¹³⁶に該当する企業に限定し、リスクの高いセクターでは中規模企業¹³⁷にも広げることが妥当と指摘した¹³⁸。一方、Linke は、3,000 名、1,000 名といった基準では 0.1%程度の企業しか対象にならないため、従業員数が 250 名以上の企業は全て対象とすべきであり、さらにリスクのあるセクター(生地、食品、自動車産業等)は中規模企業も含めるべきとした。また、国営企業や公共調達に参加する企業も含めるべきと指摘した¹³⁹。

¹³³ これらの意見はドイツ連邦議会のウェブサイトから確認可能。

Deutscher Bundestag, “Wirtschaft fürchtet einseitige Belastungen durch das Lieferkettengesetz”, <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw20-pa-arbeit-soziales-lieferketten-840442>>.

¹³⁴ 同上。

¹³⁵ Friedrich-Alexander University, Erlangen 教授からの意見。

Deutscher Bundestag, “Ausschussdrucksache 19(11)1118” (12 May 2021), <<https://www.bundestag.de/resource/blob/841632/4c6b698f0e58c870881366c27645f315/19-11-1118-SN-ESV-Krajewski-data.pdf>>.

¹³⁶ ドイツ商法典(HGB)第 267 条 3 項による大企業の定義は、(a)資産合計が 2,000 万ユーロ超、(b)前年の決算報告日前 1 年間の合計売上高が 4,000 万ユーロ超、(c)250 名以上の従業員の 3 つの基準のうち 2 つ以上の基準を満たすものをいう。

¹³⁷ ドイツ商法典(HGB)第 267 条 2 項による中規模企業の定義は、(a)資産合計が 600 万ユーロ超、(b)前年の決算報告日前 1 年間の合計売上高が 1,200 万ユーロ超、(c)50 名以上の従業員の 3 つの基準のうち 2 つ以上の基準を満たし、かつ第 267 条 3 項の大企業の定義に該当しない企業をいう。

¹³⁸ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/30543 Änderungsantrag Bündnis 90/Die Grünen 09.06.2021” (9 June 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930543.pdf>>.

¹³⁹ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/26235 Antrag Linke 01.27.2021” (27 January 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/262/1926235.pdf>>.

8.2 結果

従業員数基準 3,000 名、1,000 名とし、従業員数に応じて段階的に適用されることになった。また、この従業員数には、企業自身に加えてそのグループ会社¹⁴⁰の従業員数及び有期雇用労働者のうち雇用期間が 6 ヶ月を超える者の人数、ドイツからドイツ国外へ派遣されている従業員も含まれることが明記された¹⁴¹。なお、国営企業や公共調達に参加する企業に関する特段の規定は含められなかった。

9. 訴訟提起の授権

9.1 議論の内容

一般民事責任の追及につき、人権侵害を受けたと主張する労働者に代わって労働組合や NGO による訴訟提起を認めることの適否が議論となった。この点、圧力団体からの濫用的な訴訟や宣伝効果を狙った NGO による訴訟提起を防ぐためにも、第三者による訴訟提起は認めるべきでなく、既存の民事手続で十分であるとの指摘が、ドイツ雇用者協会連盟(BDA)、ドイツ産業連盟(BDI)、ドイツ弁護士会をはじめ複数の意見提供者からなされた¹⁴²。

一方で、侵害を受けたと主張する者の人権尊重の観点からも、人権侵害を受けたと主張する労働者に代わって NGO 等による訴訟提起を認めるべきであるとの意見がサプライチェーン法イニシアティブ、Robert Grabosch 氏 (Schweizer Legal)、Environmental Justice Foundation から出された¹⁴³。

この点に関し、連邦議会においては、FDP より、特定のセクターにおいて労使協定を交渉中の労働組合に訴訟提起を認めることは適切でないとの意見が出された¹⁴⁴。

9.2 結論

一般民事責任の追及において、労働組合や NGO が、人権侵害を受けたと主張する労働者に代わって訴訟提起することが認められた。ただし、NGO が授権を受けて訴訟提起することができるのは「非常に重要な」人権侵害に限られるとされ、訴訟提起できる NGO は恒常的に人権関連の活動に従事しているド

¹⁴⁰ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 1 条 3 項。ドイツ株式会社法(Aktiengesetz - AktG)第 15 条 <http://www.gesetze-im-internet.de/aktg/_15.html>によれば、ドイツ法上のグループ会社(affiliates)は、日本の関係会社(会社法第 2 条 3 号、同第 2 条 4 号、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条 8 項)の概念に類似しており、いわゆる親会社・子会社(AktG 第 16 条)、直接的・間接的に支配的影響を与える関係にある会社(AktG 第 17 条)、共通のマネジメントや支配契約などに基づくグループ会社(AktG 第 18 条)、25%超の株式持合会社(AktG 第 19 条)、会社間契約に基づく会社等(AktG 第 291 条、第 292 条)がグループ会社(affiliates)に含まれるとされる。

¹⁴¹ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 1 条 2 項、3 項

¹⁴² これらの意見はドイツ連邦議会のウェブサイトから確認可能。
Deutscher Bundestag, “Wirtschaft fürchtet einseitige Belastungen durch das Lieferkettengesetz”, <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw20-pa-arbeit-soziales-lieferketten-840442>>.

¹⁴³ 同上。

¹⁴⁴ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/30547 Entschließungsantrag FDP 09.06.2021” (9 June 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/305/1930547.pdf>>.

イツの非営利組織であって、被害のあった国における人権又は関連する権利の推進のために活動しているものに限定されるとされた¹⁴⁵。

10. 行政罰／制裁金の設定

10.1 議論の内容

行政罰・制裁金の設定を巡り、デュー・ディリジェンス実施義務の具体的範囲が十分に明瞭でなく、制裁と刑事責任の関係が必ずしも明確でない中で高額な制裁金を課されることになれば、企業の事業遂行にとって大きな負担となるという指摘がドイツ雇用者協会連盟(BDA)、ドイツ産業連盟(BDI)、ドイツ弁護士会等から出された。一方で、ドイツ労働総同盟(DGB)、一部の NPO からは、企業によるデュー・ディリジェンス実施を促すためにも制裁金の額を高額に設定すべきとの意見が出された¹⁴⁶。

この点に関し、連邦議会においては、Linke より、義務違反の企業は公共調達や外国投資支援から除外すべきであり、さらに、取締役にも制裁を科すべきとの意見が出された¹⁴⁷。

10.2 結論

原則として 80 万ユーロ以下の課徴金(法人の場合、800 万ユーロ以下の課徴金)が課されるほか¹⁴⁸、義務に違反した企業の直近 3 年間のグローバルでの平均年間売上高が 4 億ユーロを超えている場合には、当該グローバルでの平均年間売上高の 2%以下の課徴金が課されることとなった¹⁴⁹。

さらに、デュー・ディリジェンス実施義務違反の内容が重大で、一定金額を超える課徴金を課された企業は、公共調達への入札手続から最長 3 年間除外されるといった行政処分の対象になり得ることとされた¹⁵⁰。一方、取締役の制裁に関する特別の規定は設けられなかった¹⁵¹。

¹⁴⁵ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 11 条

¹⁴⁶ これらの意見はドイツ連邦議会のウェブサイトから確認可能。

Deutscher Bundestag, “Wirtschaft fürchtet einseitige Belastungen durch das Lieferkettengesetz”, <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw20-pa-arbeit-soziales-lieferketten-840442>>.

¹⁴⁷ Deutscher Bundestag, “Drucksache 19/29279 Antrag 04.05.2021” (4 May 2021), <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/292/1929279.pdf>>.

¹⁴⁸ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 24 条 2 項、Administrative Offences Act 第 30 条。Federal Ministry of Justice, “Act on Regulatory Offences”, <https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_owig/englisch_owig.html#p0156>. サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法上の課徴金は原則として 80 万ユーロ以下とされているが、Administrative Offences Act 第 30 条第 2 項の規定により、法人に対する課徴金は 10 倍(800 万ユーロ)となる。

¹⁴⁹ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 24 条 3 項

¹⁵⁰ 金額の閾値は違反の深刻度によって異なる(サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第 22 条)。

¹⁵¹ なお、オランダの児童労働注意義務法においては、制裁金が売上高の 10%とされ、違反が深刻で悪質な場合には役員に対しても 2 年以下の懲役や罰金を規定している。オランダでは、現在児童労働注意義務法よりもさらに範囲を広げた「責任ある持続可能な国際事業活動に関する法案」が出されており、この法律が成立すれば、児童労働注意義務法は廃止される予定である。

11. 報告義務の簡素化・一元化

11.1 議論の内容

一部の企業においては、EU 非財務報告指令に基づきドイツ国内法として制定された CSR 指令実施法 (CSR-Richtlinien-Umsetzungsgesetz)¹⁵²の要請に応じて、既に人権の尊重や環境をはじめとした非財務情報の開示を行っており、追加で重複した報告義務は課せられるべきではなく、既存の報告義務制度に組み込むなど、本法に基づく報告義務は緩和されるべきであるとの指摘が、ドイツ雇用者協会連盟(BDA)をはじめ複数の意見提供者からなされた¹⁵³。

この点に関し、連邦議会において強く主張する政党は見あたらなかった。

11.2 結論

特に報告義務の緩和については規定されず、対象企業は、連邦経済輸出管理庁(BAFA)に対して、各会計年度終了時から 4 ヶ月以内に、①企業が特定した人権及び環境に関するリスク又は違反の概要、②企業がデュー・ディリジェンス義務履行のために実施した行動、③企業のとった措置の影響と効率性、④将来の取組みについて、ドイツ語で記載された報告書を提出することが規定された¹⁵⁴。ドイツ政府は、企業の負担軽減のため、現在オンラインでの報告書フォームを提供することを予定している¹⁵⁵。

第3 英国

I. 法制度概要

第1(各国法制一覧)のII.参照。

II. 法制化までの流れ

調査事項①記載のとおり、2015 年現代奴隷法においては、現代奴隷及び人身売買に関する声明(以下「声明」という¹⁵⁶)の開示が義務付けられているが、開示項目、開示方法、開示時期は各報告者に委

¹⁵² 2017 年 ドイツ CSR 指令実施法(CSR-Richtlinien-Umsetzungsgesetz)
<https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start_xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBI&start=//*/%5b@attr_id=%27bgbl117s0802.pdf%27%5d#_bgbl_%2F%2F*%5B%40attr_id%3D%27bgbl117s0802.pdf%27%5D_1645815405960>.

¹⁵³ これらの意見はドイツ連邦議会のウェブサイトから確認可能。
Deutscher Bundestag, “Wirtschaft fürchtet einseitige Belastungen durch das Lieferkettengesetz”,
<<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw20-pa-arbeit-soziales-lieferketten-840442>>.

¹⁵⁴ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第10条、第12条

¹⁵⁵ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法第12条

¹⁵⁶ 本パート(第3 イギリス)中で定義される用語は、本パートにのみ適用される。

ねられており、また、開示義務の不遵守に対する同法に基づく特別の制裁は設けられていなかった。そこで、英国政府は、2015 年現代奴隷法の制定から 5 年を経たタイミングで、より強い強制力を伴って企業等の透明性の高い取組みを促進することを意図して、2019 年 7 月から同法の改正に関するパブリックコメント手続を実施するとともに、2020 年 3 月に公表されたそれに対する回答において、今後の方針(以下「本方針」という。)及び同法の改正案(以下「本改正案」という。)を示した¹⁵⁷。

時系列に沿った経過は、以下のとおりである。

- ・ 2015 年 3 月：2015 年現代奴隷法を制定
- ・ 2015 年 7 月：同法施行
- ・ 2015 年 10 月：サプライチェーンにおける奴隷制排除のため、年間売上高が一定規模を超える企業等に対し、声明の公表を義務付け
- ・ 2016 年 7 月：同法施行後 1 年のレビューを公表¹⁵⁸
- ・ 2018 年 7 月：「サプライチェーンの透明性」を含む複数の項目につき、国会議員と専門家チームによる独立レビューを行うことを発表¹⁵⁹
- ・ 2019 年 5 月：上記独立レビューの最終報告書を公表¹⁶⁰
- ・ 2019 年 7 月：サプライチェーンの透明性に関するパブリックコメント手続(以下「本パブリックコメント」という。)を開始
- ・ 2020 年 3 月：本パブリックコメントに対する回答としての本方針の公表に先立ち、内務省において、公共機関の対応を率先させるべく、約 500 億ポンド以上の政府の支出を対象とした現代奴隷制に関するリスク評価の結果について声明を発表¹⁶¹。この中で、政府は、公共機関による物品・サービスの調達にあたって、政府が開発した「現代奴隷評価ツール(Modern Slavery Assessment Tool: MSAT)」を利用し、サプライヤーに対して現代奴隷法への取組みについて質問票で確認することで、リスク軽減を図る取組みを進めている旨を報告。
- ・ 2020 年 9 月：本方針を公表
- ・ 2021 年 3 月：政府のオンラインレジストリによる声明登録を開始したことを発表¹⁶²。これにより、コンプライアンスの状況を監視することを容易にし、また、市民団体などが各企業等の声明を検索

¹⁵⁷ Transparency in supply chains consultation Government response
<https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/919937/Government_response_to_transparency_in_supply_chains_consultation_21_09_20.pdf>.

¹⁵⁸ Gov UK, “Modern Slavery Act 2015 review: one year on”,
<<https://www.gov.uk/government/publications/modern-slavery-act-2015-review-one-year-on>>.

¹⁵⁹ Gov UK, “Government commissions independent review of the Modern Slavery Act 2015”,
<<https://www.gov.uk/government/news/government-commissions-independent-review-of-the-modern-slavery-act-2015>>.

¹⁶⁰ Independent Review of the Modern Slavery Act 2015: Final Report,
<https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/803406/Independent_review_of_the_Modern_Slavery_Act_-_final_report.pdf>.

¹⁶¹ Gov UK, “UK government modern slavery statement”,
<<https://www.gov.uk/government/publications/uk-government-modern-slavery-statement>>.

¹⁶² Gov UK, “Government launches modern slavery statement registry”,
<<https://www.gov.uk/government/news/government-launches-modern-slavery-statement-registry>>.

閲覧することが可能になった。オンライン登録は義務ではないが、政府は強く推奨しており、将来的には義務化する方針が打ち出されている。2022年9月20日現在、同レジストリには2020年の声明として8,124件、2021年の声明として14,864件、2022年の声明として6,365件登録されており、それらの中には日本企業のものも含まれている。

- ・ 2022年5月：2015年現代奴隷法の改正法案を公表¹⁶³

III. 立法における主要論点

1. 開示項目の義務化

1.1 議論の内容

2015年現代奴隷法では、声明の内容として、一定の内容の開示を行うことが「できる」とされており、政府の実務ガイダンスにおいてはこれらの開示が推奨されているものの、開示の判断は各報告者に委ねられている。そのため、本パブリックコメント手続の中で、政府の実務ガイダンスで提案されている6つの項目を全て開示していると回答した回答者は、約50%に留まった¹⁶⁴。

こうした結果を踏まえ、本パブリックコメント手続において、企業等が報告すべき開示項目を義務付けることにより、声明のインパクトを強化する提案が示され、特定の項目の開示を義務付けることの可否、及び、いずれの項目の開示を義務付けるべきかについて、質問がなされた。

1.1.1 特定の項目の開示の義務付けの可否

特定の項目の開示を義務付けることの可否についての質問に対しては、78%の回答者が、声明における特定の項目の開示を義務化することで、企業がより効果的な対応を実施することが期待できると回答した¹⁶⁵。

本パブリックコメントに参加したある企業は、「特定の項目の義務化は、市民が当該企業を評価する際の有意義なベンチマークとなるのみならず、業界やセクターを超えた相互学習やコラボレーションを促進、加速させられる」という利点を挙げている¹⁶⁶。また、Principles for Responsible Investment (PRI) は、「報告要件が具体的に定められることで、企業にとっては報告対象が明確化されるためその理解が促され、また、リスクを積極的に特定して開示するインセンティブが強化されるとともに、企業が現代奴隷に対して長期的なアプローチをとることが奨励されることになる。これは、投資家にとっても、企

¹⁶³ UK Parliament, “Modern Slavery (Amendment) Bill”,
<https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1074113/Lobby_Pack_10_May_2022.pdf?#page=83>

¹⁶⁴ 本方針 Section 1, “Area to mandate”

¹⁶⁵ 本方針 Section 1, “Effectiveness of mandating the areas that statements must cover”

¹⁶⁶ 本方針 Section 1, “Effectiveness of mandating the areas that statements must cover”

業が直面するリスクとその管理方法について、十分な情報を得た上で評価を下すのに役立つだろう」と述べている¹⁶⁷。

一方、少数の反対意見では、一部の項目に関する報告やサプライヤーから特定の情報を入手することに困難を伴う可能性や、コンプライアンスに対するチェックボックスアプローチを助長するリスクがあること、また、一定の内容の開示を義務付けた場合には当該項目の認知度は高まるものの、それ自体は必ずしも効果的な対策を促すものではないこと等の指摘がなされた。より一般的には、開示項目はリスクと影響度に応じた対応の優先順位に従って決定されるべきものであり、このようなリスクベースアプローチを取っている企業が、特定の項目の開示を指摘されて不当な批判を受けるべきではないといった反対意見も出されている¹⁶⁸。

1.1.2 開示を義務付ける項目

いずれの項目の開示を義務付けるべきかという質問に対しては、ほとんどの回答者が現在実務ガイドンスで提案されている 6 つの項目全ての開示を義務化すべきであると回答した¹⁶⁹。もっとも、各企業が一定の時間をかけてアプローチを発展させられるようにすべきであり、企業の活動やリソースの割当てについて柔軟に対応できるようにすべきであることが指摘された¹⁷⁰。

他方、回答者の 49%が追加の開示項目を提案しており、開示項目に追加すべき事項として挙げられた項目のうち最も多く提案された項目は「remediation (是正)」であり、次いで、「future plans (将来の計画)」、「disclosure of instances of modern slavery (現代奴隷事例の開示)」、「whistle blowing mechanisms (内部通報手続の仕組み)」、「collaboration with external partners (外部のパートナーとの連携)」であった。

なお、74%の回答者において、開示を義務付ける 6 つの項目に関する課題として、リソース不足や経験不足、活動の優先順位付けとの不整合、一定の情報の入手と開示の困難性、影響と改善の関係性の実証が困難な分野についての開示への消極性等が挙げられた¹⁷¹。他方で、幾つかの回答では、義務付けられた項目の開示を試みることで企業が足りない知識を補うこととなり、そのアプローチの改善につながるため、有意義であるとの意見もあった¹⁷²。

また、74%の回答者は、一般的な観点からは各分野は個別に開示されるべきで、組み合わせて開示されるべきでないと回答しており、また、一部の回答者は、いずれかの分野を組み合わせて開示すると開示要件を希薄化すると回答している¹⁷³。

¹⁶⁷ 本方針 Section 1, “Effectiveness of mandating the areas that statements must cover”

¹⁶⁸ 本方針 Section 1, “Effectiveness of mandating the areas that statements must cover”

¹⁶⁹ 本方針 Section 1, “Area to mandate”

¹⁷⁰ 本方針 Section 1, “Area to mandate”

¹⁷¹ 本方針 Section 1, “Challenges of reporting on mandated areas”

¹⁷² 本方針 Section 1, “Challenges of reporting on mandated areas”

¹⁷³ 本方針 Section 1, “Area to mandate”

なお、回答者に対し、現在、声明の作成に携わっている者の人数及び作成に要する期間、今後上記 6 つの項目全ての開示を求めた場合に要する人数及び期間について質問がなされたが、算定が困難であるという回答が多かった¹⁷⁴。

1.1.3 開示項目の柔軟性

いずれの項目の開示を義務付けるべきかという質問に対しては、57%の回答者から、企業は一定の項目について、その項目の開示を省略する旨の説明を開示すれば、開示しないことを選択できるようにすべきであるという意見が出された¹⁷⁵。これらの意見は「コンプライ・オア・エクスプレイン」の発想に基づき、企業においては、全ての事項についてその取組内容について記載すべきことがなくとも、何らかの形で開示をする必要はあるということを示していた¹⁷⁶。

英国産業連盟(Confederation of British Industry)は、「現在のナラティブアプローチの強みは、企業に個々のビジネスに関連したデュー・ディリジェンスプロセスの透明化、確立、改善を求めていることにあり、声明の内容を義務化するとしても、企業が特定のサプライチェーンのリスクを考慮することを可能にしなければならない」として、開示項目の柔軟性を保つことの重要性を強調した¹⁷⁷。

なお、少数意見ではあるが、例えば、ある項目が自社と関係がない場合、又は、当該分野の開示ができない場合には、企業は当該項目の開示を全くしないでよいとすべきであるとの意見もあった¹⁷⁸。ここでの開示できない理由としては、リソース不足や経験不足、活動の潜在的な機密性等が挙げられた¹⁷⁹。

1.2 結果

改正案では、少なくとも現在実務ガイダンスで提案されている 6 つの開示項目の開示を義務化しつつ¹⁸⁰、企業がある項目について何らの措置も講じていない場合には、その旨を明確に述べなければならないが、それで足りるものとする整理とされている¹⁸¹。

なお、開示を義務付ける項目については、上記のとおり現在実務ガイダンスで提案されている 6 つの開示項目を必ず含むこととする方針が示された一方で、追加で提案された項目のうち幾つかを組み込むことについては、引き続き検討するとされている¹⁸²。

¹⁷⁴ 本方針 Section 1, “Area to mandate”

¹⁷⁵ 本方針 Section 1, “Flexibility”

¹⁷⁶ 本方針 Section 1, “Flexibility”

¹⁷⁷ 本方針 Section 1, “Flexibility”

¹⁷⁸ 本方針 Section 1, “Flexibility”

¹⁷⁹ 本方針 Section 1, “Flexibility”

¹⁸⁰ UK Parliament “Modern Slavery (Amendment) Bill” (脚注 165 参照)83 頁。

¹⁸¹ 本方針 Section 1, “Conclusion”

¹⁸² 本方針 Section 1, “Conclusion”

2. 報告制度及び民事罰

2.1 議論の内容

2015 年現代奴隷法には、声明の開示方法や開示時期、開示義務違反に対する民事罰に関する定めが設けられていないところ、本パブリックコメント手続において、声明を開示するための政府運営の開示サービスの開発、声明の統一的な報告期限及び開示義務違反に対する民事罰を設けることの可否、並びに、どのような民事罰が適切かについて、質問がなされた。

2.1.1 政府運営の声明開示サービス

声明を開示するための政府運営の開示サービスを開発すべきかという質問に対しては、大半の回答者は、開示プロセスが単純であれば開発を進めることに問題はないと考えており、また、82%の回答者が、政府運営の開示サービスにおいて声明を開示することについて、企業側に課題はないと回答している¹⁸³。少数意見として、人材確保に関する懸念が示されたほか、堅牢なユーザー認証プロセスの重要性を強調する回答も見られ、提出プロセスの厳格さと関連するリソースのバランスをとる必要があるとの意見も示された¹⁸⁴。

また、過半数の回答者が、パブリックコメント手続の質問中で提案された各機能(声明の公表・閲覧機能、第三者による分析等に役立てるためのアプリケーション・プログラム・インターフェースを通じて自動的に声明にアクセスできる機能、報告主体のリストをダウンロードできる機能、より効果的な声明の作成を支援するためのガイダンス、消費者が現代奴隷制に関する記述をよりよく理解するためのガイダンス、声明の記述の比較を容易にするための機能)のほとんどを支持した¹⁸⁵。特に、声明の記述の比較を可能とする機能が、透明性を向上させるものとして支持された¹⁸⁶。もともと、少数意見として、多様な組織間で意味のある比較を行うことの難しさや、リソースやリスクのレベルが異なる組織が無限定に比較されることを懸念する声もあった¹⁸⁷。さらに、実務ガイダンス等のアクセス方法の表示、声明が関連する法的要件を満たしているかの表示、特定の指標(規模や業種)によるフィルタリングオプション等の追加機能も提案された¹⁸⁸。

また、消費者からの回答では、消費者が倫理的な決定を下すためには情報に容易にアクセスできる必要があり、このためには政府運営の開示サービスにおいて声明を纏めて管理する事が最も適切な方法であるとの意見が寄せられた¹⁸⁹。また、消費者においては、政府運営の開示サービスに対し、規模やセク

¹⁸³ 本方針 Section 2, “Government-run reporting service”

¹⁸⁴ 本方針 Section 2, “Government-run reporting service”

¹⁸⁵ 本方針 Section 2, “Government-run reporting service”

¹⁸⁶ 本方針 Section 2, “Government-run reporting service”

¹⁸⁷ 本方針 Section 2, “Government-run reporting service”

¹⁸⁸ 本方針 Section 2, “Government-run reporting service”

¹⁸⁹ 本方針 Section 2, “Government-run reporting service”

ターに基づく企業間の比較を容易にすること、声明を開示しているが法律を遵守していない企業を含む現代奴隷法の適用範囲内の全ての企業の声明を含むこと、及び、ベストプラクティスに関するガイダンスを提供することを求められた¹⁹⁰。

2.1.2 単一の開示期限

単一の開示期限の設定については、そのメリットとして開示プロセスが明確になる点があることに回答者の63%が同意した¹⁹¹。回答者の75%は、声明が最新か否かを外部から監視することが容易になることに同意し、開示期限の一本化によるコンプライアンスの向上、要件の明確化、監視と説明責任の強化等の様々なメリットへの期待が寄せられた¹⁹²。また、一部の回答では、開示期限を一本化することで、現代奴隷制の開示に関するメディアの注目度が高まり、より活発で綿密な調査が行われる可能性が指摘された¹⁹³。さらに、消費者からの回答では、開示期限が一本化されれば、一般市民は簡単に各企業が開示義務を果たしているかどうかを判断できるとして、透明性向上に繋がるメリットが挙げられた¹⁹⁴。その他、同日の公表を企業に求めることで、類似の組織の活動や進捗状況をより比較しやすくなるメリットも挙げられた¹⁹⁵。

他方で、課題として最も多く挙げられたのは、声明の開示が他の年度末の開示プロセスやデータ収集プロセスから切り離され、その結果、リソースへの影響が出たり、作業が重複することのリスクであった¹⁹⁶。英国小売連合(British Retail Consortium)は「企業の決算期と開示スケジュールは直結しており、年間を通じて行われた業務の影響を証明するために必要な情報は各データへのアクセスを要するため、開示期限の一本化は慎重に検討すべきである」と述べた¹⁹⁷。また、少数意見として、開示期限を一本化することで、開示と実施のタイムスケールが衝突し、企業が未完成の活動を報告する声明を開示するリスクを上げるものもあった¹⁹⁸。さらに、取締役会や役員の署名を確保することの難しさや、透明性のある開示が企業全体に浸透しなくなるリスクについての懸念も挙げられた¹⁹⁹。英国産業連盟はこの懸念を示し、「企業が期末(又はコーポレート・ガバナンスのサイクル)と一致しないスケジュールで声明を発表することを求められると、取締役会レベルの監視が効かなくなるおそれがある」と述べている²⁰⁰。

¹⁹⁰ 本方針 Section 2, “Government-run reporting service”

¹⁹¹ 本方針 Section 2, “Single reporting deadline”

¹⁹² 本方針 Section 2, “Single reporting deadline”

¹⁹³ 本方針 Section 2, “Single reporting deadline”

¹⁹⁴ 本方針 Section 2, “Single reporting deadline”

¹⁹⁵ 本方針 Section 2, “Single reporting deadline”

¹⁹⁶ 本方針 Section 2, “Single reporting deadline”

¹⁹⁷ 本方針 Section 2, “Single reporting deadline”

¹⁹⁸ 本方針 Section 2, “Single reporting deadline”

¹⁹⁹ 本方針 Section 2, “Single reporting deadline”

²⁰⁰ 本方針 Section 2, “Single reporting deadline”

2.1.3 民事罰

本パブリックコメント手続により、現行の開示義務に係る執行を強化する必要があることが明確となった²⁰¹。英国産業連盟は、「ビジネスサイドは、コンプライアンスを向上させる最良の手段として、現代奴隷法が効果的な執行機能を有することを全面的に支持する。効果的な執行によりコンプライアンスを向上させることは、英国のサプライチェーン全体におけるリスクとデュー・ディリジェンスプロセスに対する認識を向上させ、コンプライアンスを遵守する企業を不公平な競争から保護することを意味し、これは企業と政府が共有する目標である」と述べた²⁰²。また、併せて段階的なアプローチを採用することを提案し、まずは「意図的でない不遵守」を対象とするべきであると述べている²⁰³。

また、多くの回答者は、強制執行は、不遵守を罰するためではなくコンプライアンスを向上させるために用いられるべきであるという見解を示した²⁰⁴。

回答者の 61%(企業回答者の 70%、業界団体・会員制組織回答者の 75%、NGO 回答者の 36%、公的機関回答者の 46%)が、現代奴隷制度に関する声明を公表しなかった場合や、完全に現代奴隷法に準拠した声明を開示しなかった場合の罰則に上限を設けるべきであるという意見に同意した²⁰⁵。具体的には、組織の規模や売上高に応じて罰金を課すべきという意見が最も多く、消費者からの回答では、問題の深刻さを考慮しつつ年間売上高の何%という形で罰金の最低額を課すべきであるとの意見も示された²⁰⁶。

また、68%の回答者(企業、NGO、業界団体/会員制組織の回答者の約 80%、公的機関回答者の 42%)が、民事罰制度は公的機関にも適用されるべきだと回答しており、大半の回答者が、公的機関への民事罰の導入は民間部門との一貫性を持たせ、公的機関のコミットメントを示し、説明責任を確保する等のメリットをもたらすと考えていることが示された²⁰⁷。

2.2 結果

前記Ⅱのとおり、2021 年 3 月に政府のオンラインレジストリによる声明登録が開始された。オンライン登録は義務ではないが、政府は強く推奨しており、将来的には義務化する方針が打ち出されている²⁰⁸。

²⁰¹ 本方針 Section 2, “Civil penalties”

²⁰² 本方針 Section 2, “Civil penalties”

²⁰³ 本方針 Section 2, “Civil penalties”

²⁰⁴ 本方針 Section 2, “Civil penalties”

²⁰⁵ 本方針 Section 2, “Civil penalties”

²⁰⁶ 本方針 Section 2, “Civil penalties”

²⁰⁷ 本方針 Section 2, “Civil penalties”

²⁰⁸ UK Parliament, “Modern Slavery (Amendment) Bill” (脚注 165 参照)83 頁。

また、報告期間を4月1日から3月31日とし、開示期限は9月30日とされる予定である。これは報告期間の終了から6ヶ月後に単一の開示期限を設定することで、開示期限の一本化がもたらすおそれのある弊害を軽減する意図があるとされている²⁰⁹。なお、英国企業の決算期末は3月が最も多い²¹⁰。

さらに、改正法においては、声明の開示義務を果たしていない組織に対する民事罰として、制裁金が導入される予定であるところ、その執行はビジネス・エネルギー・産業戦略省が設立を検討している雇用の権利に関する新たな単一の執行機関が担当するとされている²¹¹。

上記に加えて、説明責任を高める観点から、2015年現代奴隷法では、取締役会の承認と取締役の署名を受けた声明を開示することが求められているものの、承認を受けたか否かが不明確である場合が多い状況であることを受け、本方針では、改正法において声明に取締役会(又はそれに相当するもの)の承認の日付と取締役(又はそれに相当する者)の署名を記載することを義務付ける予定とされた²¹²。

また、グループ内の複数の企業が声明の開示義務を負う場合には、グループ全体の声明を開示することが可能とされているところ、2015年現代奴隷法では、グループ全体の声明に含まれる企業の名称を明示することを義務付けていないため、いずれの企業が開示義務を遵守しているかを判断することが困難な場合が多い状況が指摘されていた。そこで、本方針では、グループ声明に含まれる事業者の名称の記載を義務付ける予定とされた²¹³。

3. 公的機関のサプライチェーン

3.1 議論の内容

本パブリックコメント手続では、現代奴隷法の開示義務を公的機関にも拡大することについても、質問がなされた。英国の公的機関は、年間約2,500億ポンドの支出をしており、この支出を利用することで、公的機関のサプライチェーンにおける現代奴隷制を根絶する大きな可能性がある²¹⁴。質問内容は、公的機関に開示義務を課すべきかに加え、その閾値や承認要件はどうあるべきか、また、開示義務を課す場合に、公的機関も民事罰の対象とすべきかである。

3.1.1 公的機関の開示義務

公的機関に開示義務を課すべきかとの質問に対しては、98%の回答者が公的機関にも開示義務を課することを支持しており、大半の回答者は、開示要件とあらゆる強制措置は、民間企業に適用されるものと一

²⁰⁹ 本方針 Section 2, “Conclusion”

²¹⁰ 本方針 Section 2, “Conclusion”

²¹¹ Department for Business, Energy & Industrial Strategy, “Establishing a new single enforcement body for employment rights”, <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/991751/single-enforcement-body-consultation-govt-response.pdf>.

²¹² 本方針 Section 2, “Conclusion”

²¹³ 本方針 Section 2, “Conclusion”

²¹⁴ 本方針 Section 3

致させるべきであると回答した²¹⁵。公的機関にも開示義務を課す利点としては、公共支出の透明性と説明責任の向上、民間企業との整合性、公共部門のサプライチェーンにおけるリスクへの取組みの重要性、ビジネス慣行を改善する手段として公共調達を利用できること等が挙げられた²¹⁶。Ethical Trading Initiative は、「公的機関の支出は多額であるため、公的機関のサプライヤーのビジネス慣行に対してかなりの影響力がある。そのため、大規模な公的機関に開示を求めることは、サプライチェーンにおける現代奴隷のリスクを軽減する上で、重要な次のステップになるだろう」と述べている²¹⁷。地方自治協会 (Local Government Association) も「地方自治体には、その広範な購買力を利用して調達及びサプライヤー/契約管理において新しいプロセスや手続を採用することで、サプライチェーンで発生する現代奴隷のリスクを軽減するのに役立つ可能性があり、地方自治体及びその他の公的機関はそうすべきである」と述べ、この意見に賛成している²¹⁸。

主な課題としては、公的機関が複雑なサプライチェーンにおける現代奴隷のリスクに対処するためのリソース、知識、経験を欠いているリスクが挙げられた²¹⁹。この点に関して、回答者の中には、公的機関はしばしば幅広い分野で物品を調達しており、特定の分野で事業を行っている企業と同じレベルのサプライチェーンに関する知識を有していない可能性を指摘するものがあつた²²⁰。しかし、大半の回答者は、これらの課題による開示義務を課すことのデメリットは、公的機関の透明性向上によるメリットにより相殺されると考えていることが示された²²¹。

3.1.2 公的機関の開示義務の閾値

回答者の 64%は、公的機関の開示義務の閾値に係る指標としては予算規模を用いるべきであるとし、3,600 万ポンド以上の予算を持つ公的機関を対象とすべきであるという意見に賛成した²²²。閾値を 3,600 万ポンドとする理由として、回答者の約半数が民間企業との同等性を挙げている²²³。また、閾値を 3,600 万ポンドとすれば、現代奴隷法の要求事項を実施するのに必要な能力を持つ公的機関を取り込むことになるため、適切な比例性を確保できるとの意見もあつた²²⁴。他の指標を提案する意見は少数であり、次に多かったのは、予算やその他の閾値に関係なく、全ての公共機関が開示義務を負うべきである

²¹⁵ 本方針 Section 3

²¹⁶ 本方針 Section 3 “Whether public bodies should report”

²¹⁷ 本方針 Section 3 “Whether public bodies should report”

²¹⁸ 本方針 Section 3 “Whether public bodies should report”

²¹⁹ 本方針 Section 3 “Whether public bodies should report”

²²⁰ 本方針 Section 3 “Whether public bodies should report”

²²¹ 本方針 Section 3 “Whether public bodies should report”

²²² 本方針 Section 3 “Threshold for public sector reporting”

²²³ 本方針 Section 3 “Threshold for public sector reporting”

²²⁴ 本方針 Section 3 “Threshold for public sector reporting”

とする意見であった²²⁵。なお、予算規模以外に提案された閾値としては、調達支出に基づく財務的閾値や、リスクレベル、従業員数等の非財務的閾値等があった²²⁶。

3.1.3 公的機関の開示プロセス

公的機関が開示義務を追う場合について、71%の回答が、公的機関がグループ全体の声明を利用することに賛成しており、その過半数が、根拠として民間企業との整合性を挙げている。また、公共機関がグループ全体の声明を開示することで、事務処理の軽減、重複の防止、公共機関の間の一貫性を高められる等の意見もあった²²⁷。

グループ全体の声明に対する否定的な意見は少数であったが、そうした意見の中で示された懸念の多くは、個々の団体のリスクや行動に対する監視の目が行き届かなくなるというものであった²²⁸。また、公的機関のグループ全体の声明が実際にどのように機能するかについての不確実性に懸念を示す回答者もいた²²⁹。

承認機関については、回答者の92%が、公的機関の声明は最高管理機関によって承認され、会計責任者、最高経営責任者又はこれに相当する役割の者によって署名されるべきであるとの意見を示した²³⁰。そうした回答者は、民間企業との整合性のほか、説明責任と上層部の承認の重要性を強調した²³¹。Sedex Global は「組織やビジネス全体の変化を促すには、シニアリーダーが現代奴隷との闘いを自分のものとし、従業員に会社の価値観を示すことが不可欠であり、シニアリーダーがこのように振る舞えば、現代奴隷性との闘いの重要性についてトリクルダウン効果がもたらされる」と述べている²³²。

3.2 結果

本改正案では、現代奴隷法に基づく開示義務の対象を公的機関にまで拡大するとされ²³³、本方針では3,600万ポンドの予算基準を採用する予定とされた²³⁴。また、公的機関がグループ全体の声明を開示することを認め、公的機関が開示する声明は、会計責任者、最高経営責任者又はこれに相当する者が署名し、最高管理機関が承認しなければならないとする予定とされた²³⁵。

²²⁵ 本方針 Section 3 “Threshold for public sector reporting”

²²⁶ 本方針 Section 3 “Threshold for public sector reporting”

²²⁷ 本方針 Section 3 “Reporting process for public bodies”

²²⁸ 本方針 Section 3 “Reporting process for public bodies”

²²⁹ 本方針 Section 3 “Reporting process for public bodies”

²³⁰ 本方針 Section 3 “Reporting process for public bodies”

²³¹ 本方針 Section 3 “Reporting process for public bodies”

²³² 本方針 Section 3 “Reporting process for public bodies”

²³³ UK Parliament, “Modern Slavery (Amendment) Bill” (脚注 165 参照)83 頁。

²³⁴ 本方針 Section 3, “Conclusion”

²³⁵ 本方針 Section 3, “Conclusion”

なお、政府は、公的機関が予算基準を超えるか、また、公的機関がグループとしていつのタイミングで、どのように開示すべきかを判断するためのガイダンスを作成する予定であるとしている²³⁶。

第4 フランス

I. 法制度概要

第1(各国法制一覧)のIII.参照。

II. 法制化までの流れ²³⁷

1. フランスにおけるCSRに関する法制化の流れ

フランスでは、企業の社会的責任(CSR)に関して、比較的早期から立法的措置が講じられてきた。主要な法令として、2001年に制定された新経済規制法²³⁸(上場企業に社会的・環境的情報の年次報告書への記載を義務付け)、2010年に制定されたグルネルII法²³⁹(対象企業の範囲を拡大し、報告すべき非財務情報のリストを作成)、2014年に制定されたサヴァリー法²⁴⁰(請負業者の下請業者における労働法令遵守に対する注意義務を規定)がある。

また、注意義務法の制定と並行して、2017年には非財務情報開示に関するEU指令²⁴¹を2017年7月19日オールドナンス²⁴²により国内法制化している²⁴³。なお、注意義務法施行後の2019年には、PACTE法

²³⁶ 本方針 Section 3, “Conclusion”

²³⁷ 本項につき、特に経済一般評議会(CGE)「親会社及び発注会社の注意義務に関する2017年3月27日法律2017-399号の施行に関する評価報告書」(以下「CGE レポート」という。なお、本パート(第4 フランス)中で定義される用語は、本パートにのみ適用される。)11～16頁を参照。

<https://www.vie-publique.fr/sites/default/files/rapport/pdf/273894_0.pdf>.

また、フランスの国連ビジネスと人権に関する指導原則の実施のための国別行動計画(2017年4月)4～6頁、25～27頁も参照。

<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/NationalPlans/NAP_France_FR.pdf>.

(英語: <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/NationalPlans/NAP_France_EN.pdf>)

²³⁸ 「新経済規制に関する2001年5月15日法律2001-420号」

<<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000223114/>>

²³⁹ 「環境に関する国家的な取組に関する2010年7月12日法律2010-788号」

<<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000022470434>>

²⁴⁰ 「不当な社会的競争への対処のための2014年7月10日法律2014-790号」

<<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000029223420/>>

²⁴¹ 「欧州議会・理事会指令2014/95/EU」<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0095>>

(英語: <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0095>>)

²⁴² 「一定の大企業及び企業集団による非財務情報の開示に関する2017年7月19日オールドナンス2017-1180号」

<<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000035250851?r=7UqUTijGI0>>

²⁴³ 注意義務法は、上記EU指令による非財務情報に関する企業の行動宣言を拡張するものである。CGE レポート 21頁。

²⁴⁴により、企業の経営目的に社会的・環境的問題の考慮が含まれるよう、民法典が改正されたが、これは、上場企業ないし大企業に対して、年次報告書において事業活動の社会的・環境的影響をどのように考慮しているかを記載するよう求める上記各法による法改正と軌を一にするものといえる²⁴⁵。

2. 注意義務法の成立に至るまでの経緯²⁴⁶

サプライチェーンにおける人権及び環境の尊重の問題は、既に国連指導原則(2011 年)や OECD 多国籍企業行動指針の改訂(2011 年)といった国際的原則において対象とされてきていたが、これらは法的拘束力のないソフト・ローであった。特にフランスでは、2013 年 4 月に起きた「ラナ・プラザの悲劇」²⁴⁷をきっかけに、自社の企業活動のみならず、継続して商取引関係にある下請業者又はサプライヤーの活動から生じる、「人権及び基本的自由、人々の健康及び安全並びに環境に対するリスクを特定し、これらによる対する重大な侵害を防止する」責任を負わせるべきであるとの声が高まった²⁴⁸。

2013 年 11 月 6 日、最初の法律案(1519 号)²⁴⁹が議員によって提出されたが、議論の結果、政府から「野心的過ぎる」と判断され、2015 年 1 月 29 日、委員会に差し戻された。当該法律案は、刑事的制裁、過失推定、立証責任の転換を含み、他社の行為に対する無過失責任を認めるものであったが、他国が追従する可能性が低い内容であることから、フランスに所在する企業を海外との競争において過度に不均衡な状態に置き、フランスの経済的競争力を削ぐおそれがあると考えられたためであった²⁵⁰。

政府は、議員らが司法省をはじめとする関係省の支援を受けながら新たな法律案を作成し直すことを望んだ。そして、その結果として議会に新しい法律案(2578 号)²⁵¹が提出された。同法律案は、大枠で現在の注意義務法と同様の内容であるが、注意義務に関する計画についての義務の内容をデクレ(施行令)によって定めるべきとしていた点や、最終的に憲法院において違憲と判断され削除された、罰金についての定めを含んでいた点が異なっている。

²⁴⁴ 「企業の成長と変革に関する 2019 年 5 月 22 日法律 2019-486 号」
<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/article_jo/JORFARTI000038496242>

²⁴⁵ CGE レポート 16 頁。

²⁴⁶ CGE レポート 11～14 頁。フランス国民議会憲法・立法・共和国一般行政委員会「事実調査報告書」7～8 頁参照。
<https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_lois/l15b5124_rapport-information.pdf>

²⁴⁷ 2013 年 4 月 24 日にバングラデシュ・ダッカで起きた商業ビル「ラナ・プラザ」の崩落事故は、死者 1,100 人以上、負傷者 2,000 人以上という被害を引き起こした。とりわけ、ビルに入居していた縫製工場が世界的なアパレル企業の間接的な下請けであったことから、グローバル企業のサプライチェーンにおける人権遵守の問題に注目が集まった。後記の法律案においても、「ラナ・プラザの悲劇」について触れられている。

²⁴⁸ CGE レポート 11～12 頁。

²⁴⁹ 「親会社及び発注会社の注意義務に関する法律案(1519 号)」
<<https://www.assemblee-nationale.fr/14/propositions/pion1519.asp>>

²⁵⁰ CGE レポート 13 頁。

²⁵¹ 「親会社及び発注会社の注意義務に関する法律案(2578 号)」
<<https://www.assemblee-nationale.fr/14/propositions/pion2578.asp>>

法律案は、以下の審議過程を経て、下院(国民議会)において可決された後、直ちに憲法院による合憲性審査に付された²⁵²。

2015年3月30日： 下院において可決(第1読会)
2015年11月18日： 上院(元老院)において否決(第1読会)
2016年3月23日： 下院において修正案可決(第2読会)
2016年10月13日： 上院において修正(第2読会)
2016年11月29日： 下院において可決(第3読会)²⁵³
2017年2月1日： 上院において否決(第3読会)
2017年2月21日： 下院において可決(最終表決)

憲法院は、2017年3月23日、決定²⁵⁴を出し、罰金について定めた法律案第1条最終項、第2条3項、第3条を違憲と判断したが、法律案第1条及び第2条の残りの規定と第4条については合憲と判断した(以下「2017年3月23日付け憲法院決定」という。)²⁵⁵。かかる憲法院の決定を踏まえ、違憲と宣言された部分を除き、「親会社及び発注会社の注意義務に関する2017年3月27日法律2017-399号」(注意義務法)が制定、施行された。

III. 立法における主要論点

1. 制裁(罰金)の設定

1.1 議論の内容

上記(II-2)のとおり、2013年に提出された最初の法律案では、企業の経済的・商業的活動によって基本的人権が侵害された場合に、民事的責任のみならず、刑事的責任をも負わせることが提案されていたが、2015年に廃案となっている。

2017年2月21日に下院で可決された注意義務法の法律案は、同法による義務に違反した場合の罰則について以下のとおり定めていた²⁵⁶。

²⁵² Légifrance, “LOI n° 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d’ordre : Dossiers législatifs”, <<https://www.legifrance.gouv.fr/dossierlegislatif/JORFDOLE000030421923/>>.

²⁵³ 第3読会において、法律を施行するためのデクレの公表を待たなければならない事態を回避するため、策定・公表されるべき注意義務に関する計画の内容を法律の規定で明示する修正が加えられたほか、2年間にわたって段階的に施行されることや裁判所による履行命令に関する条件が定められた。また、計画の不備による損害が生じた場合の罰金の上限が30百万ユーロまで引き上げられた(CGE レポート13～14頁)。

²⁵⁴ Conseil Constitutionnel, “Décision no 2017-750 DC du 23 mars 2017”, <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000034290632/>>.

²⁵⁵ 憲法院の判断につき、後記III-1、2を参照。

²⁵⁶ 「親会社及び発注会社の注意義務に関する法律案(最終テキスト)」<<https://www.assemblee-nationale.fr/14/ta/ta0924.asp>>

- ・ 法律案第 1 条最終項(改正後商法典 L. 225-102-4 の II 第 3 項となる規定) :
「裁判官は、当該企業に対し、1,000 万ユーロを超えない額の民事上の罰金の支払を命じることができる。裁判官は、違反行為の重大性と比例し、違反行為の状況及び加害者の人格を考慮して当該罰金の額を定める。当該罰金は課税所得から控除されない。」
- ・ 同第 2 条第 3 項(改正後商法典 L. 225-102-5 第 2 項となる規定) :
「この場合において、L. 225-102-4 の II に定める罰金の額は、違反及び損害の重大性及び状況に応じて、3 倍まで増額することができる。」
- ・ 同第 3 条(改正後商法典 L. 952-3 となる規定) :
「親会社及び発注会社の注意義務に関する 年法律 号²⁵⁷による L. 225-102-4 及び L. 225-102-5 の適用については、負担すべき民事上の罰金は、その通貨のユーロ相当額を考慮して、現地通貨で宣告されるものとする。」

これに対し、憲法審査を申し立てた議員は、上記規定が罪刑法定主義(le principe de légalité des délits et des peines)に違反するものであると主張した。その論拠は以下のとおりである²⁵⁸。

すなわち、まず、①上記法律案第 1 条最終項により制裁を受けることとなる違反行為の構成要件が正確に定義されていない。特定されるべきリスクと防止されるべき重大な損害を評価する規範的基準が不正確であり、改正後商法典 L. 225-102-4 の I に 1～5 として記載されているデュー・ディリジェンス措置から生じる義務も十分に明確ではない。さらに、立法者は、規制当局にこれらの措置の内容について補完(compléter)させる権限を与えることはできない。

また、②罰金による制裁が違反の都度適用されるのか、違反の数とは無関係に一度だけ適用されるのかが明示されておらず、制裁の内容も十分に定義されていない。

1.2 結果(憲法院の判断²⁵⁹)

憲法院は、罪刑法定主義について定めた 1789 年人及び市民の権利の宣言(フランス人権宣言)第 8 条について触れた上で、かかる原則は刑事罰だけでなく、罰としての性格を有するいかなる制裁に対しても適用があると述べた。そして、立法者は、同法律案の規定により、自らが課した義務に罰の性質を有する制裁を付したものであるから、これらを十分に明確かつ正確な言葉で定義しなければならないことを確認した。

その上で、以下の各点について指摘した。

- ① 上記規定が、対象企業に対して、特に「リスクの軽減又は重大な損害を防ぐための適切な措置」の形を取らなければならない「合理的なデュー・ディリジェンス措置」を効果的に確立し、実施することを求めていること。

²⁵⁷ 法律案の段階では法律番号が定まらないため原文でも番号は空白である。

²⁵⁸ 2017 年 3 月 23 日付け憲法院決定 16～19 段落。

²⁵⁹ 2017 年 3 月 23 日付け憲法院決定 8～14 段落。

- ② かかる措置(立法者によりそれ以上具体化されておらず、国务院(コンセイユ・デタ)の命令によって更に補完され得る。)は、計画を策定する義務を負う企業だけでなく、その経済的パートナーの一部の活動から生じる全ての「人権」及び「基本的自由」のあらゆる深刻な侵害を特定し防止することを意図していること。
- ③ かかる経済的パートナーの範囲には、当該企業が直接的又は間接的に支配する全ての企業、並びに、これらの企業の活動の性質、労働力、経済的規模、活動場所にかかわらず、継続して商取引関係にある全ての下請業者及びサプライヤーが含まれること。
- ④ 立法者は、罰則が定められた義務に違反する度に発生するのか、違反の回数に関係なく一度だけ発生するのかを明記していないこと。

そして、用いられている言葉の一般性、「人権」及び「基本的自由」への言及の広範かつ不確定な性質、注意義務に関する計画の対象となる企業、事業及び活動の範囲を考慮すると、上記の規定は罪刑法定主義において求められる規定の明確性・正確性を満たしておらず、法律案第 1 条最終項は憲法に違反するものであり、これと不可分な同第 2 条第 3 項及び第 3 条も同様であると判断した。かかる憲法院の決定により、これらの規定は削除された。

2. 企業活動の自由

2.1 議論の内容

注意義務法の法律案については、企業活動の自由に対する侵害であるとの主張もあり、同様に憲法院の審査に付された。

憲法審査を申し立てた議員は、①親会社や発注企業が、子会社や下請業者、サプライヤーの活動に対する監視を強化することにより、子会社や下請業者、サプライヤーの企業活動の自由を侵害する、②注意義務に関する計画やその実施に関する報告書を公表する義務によって、対象企業がそのビジネス戦略に関する情報の開示を強いられることになるため、当該企業の企業活動の自由を過度に侵害する、と主張した²⁶⁰。

2.2 結果(憲法院の判断²⁶¹)

憲法院は、まず、フランス人権宣言第 4 条に由来する企業活動の自由について、求める目的との関係で不均衡な侵害をもたらさないことを条件として、憲法上の要件に従い、又は一般的利益によって正当化される制限を課すことは認められるとした。

その上で、①同法は一定の企業に対し自社並びに自社が支配する企業、一部の下請業者及びサプライヤーの活動によって生じるリスクを防止するために、注意義務に関する計画を策定し、内部統制手段を採用する義務を課すものであるが、後者の企業の自由を侵害し得るような権限は与えていないこと、②

²⁶⁰ 2017 年 3 月 23 日付け憲法院決定 15 段落。

²⁶¹ 2017 年 3 月 23 日付け憲法院決定 16～19 段落。

特に注意義務に関する計画に様々な種類の措置を含めることを求めるものである限り、当該計画の策定が義務付けられた企業に対し、そのビジネス戦略に関連する情報を公表することを要求していないことから、本法律案の規定は、企業活動の自由を侵害するものではないと結論付けた。

3. 対象企業の範囲

3.1 議論の内容

上記(II-2)のとおり、2013 年に最初の法律案(1519 号)が提案されたが、その第 1 条は、商法典に次の規定を挿入することを定めていた²⁶²。

- ・ 「L. 233-41 条の I 全ての企業は、自社の活動又はその子会社若しくは下請業者の活動の範囲内において、健康上又は環境上の損害又はその確かなおそれを防止する義務を負う。この義務は、基本的権利の侵害に起因する損害にも適用される。」

上記のとおり、法律案によって注意義務を課される範囲は全ての企業(*toute entreprise*)とされていた。しかしながら、II-2.記載のとおり、同法律案は、その内容が非常に広範なものであったため、野心的すぎるとして廃案になった。

そして、次に提出された法律案(2578 号)では、その第 1 条において、対象企業の範囲につき、①フランスに所在する企業であって、会計年度の終了時に 2 年連続で従業員 5,000 人以上(フランス国内に所在する直接若しくは間接の子会社の従業員と合算)を雇用するもの、又は、②フランスに所在する企業であって、会計年度の終了時に 2 年連続で従業員 1 万人以上(フランス国内外に所在する直接若しくは間接の子会社の従業員と合算)を雇用するものという規定に変更され²⁶³、成立した注意義務法も、かかる規定を受け継ぐものとなっている。

3.2 結果・法施行後の議論

3.1 のとおり、最初の法律案では全ての企業を対象としていたものの、法案成立までの過程で従業員数によって範囲を限定する変更がなされた。かかる変更により、注意義務法の対象となる企業数は、約 250 となった²⁶⁴。

²⁶² 「親会社及び発注会社の注意義務に関する法律案(1519 号)」
<<https://www.assemblee-nationale.fr/14/propositions/pion1519.asp>>

²⁶³ 「親会社及び発注会社の注意義務に関する法律案(2578 号)」
<<https://www.assemblee-nationale.fr/14/propositions/pion2578.asp>>

²⁶⁴ フランスの NGO である Sherpa が作成した、本法の対象となる企業のリスト(限定列举ではない。)によると、本書作成時点(2022 年 11 月 27 日現在)では、263 の企業が、その履行状況とともに掲げられている。Sherpa, “Duty of Vigilance Radar”, <<https://vigilance-plan.org/search/>>.

この対象企業の数について、従業員数による限定を導入した 2015 年の法律案(2578 号)の審議の過程では、概算として 150～200 の企業が該当すると見込まれ、その子会社も含めると非 OECD 加盟国との貿易の 3 分の 2 を占めるものであり、第一歩を踏み出す法律として「非常に現実的かつ重要な比率」であると述べられていた²⁶⁵。すなわち、直接の対象企業数は限定的であるものの、実際には多数の取引先を伴うものであり²⁶⁶、かかる閾値によって、一方では義務を果たす手段を持つ大企業を、義務を負うべき対象としつつ、他方で、世界中で数万～数十万の下請企業がその影響を受けることを踏まえると、なお経済の相当部分が注意義務の対象となることを意図したものであったとされている²⁶⁷。

しかしながら、対象企業の数については他方で「相当少ない」との指摘もある²⁶⁸。また、CGE は、注意義務法によって定められた基準に該当するか否かを判断するために必要な情報が政府機関によって一元的に管理されておらず、また、本社の所在地や従業員の数は年度ごとに変動し得ることから、ある企業が本法の対象範囲に含まれたり含まれなかったりしてしまうため、現状の基準では対象企業の数とそのリストを確立することが困難であること、それゆえ、企業による義務の履行状況を十分に監視することができないことを指摘している²⁶⁹。そして、注意義務法上の義務を負う対象企業を、統計上あるいは税務上の目的で用いられている分類によって決定すること等が提案されている²⁷⁰。

なお、これとは別の問題として、法律案の憲法審査の申立てに当たり、法律案において適用対象企業が一定の範囲に限定されていることは平等原則に違反するとの主張もなされた²⁷¹。

しかしながら、憲法院は、対象を一定の閾値を超える企業に限定すること、並びに対象企業及びその支配する企業と継続した商取引関係にない下請業者やサプライヤーを注意義務に関する計画の対象から除外することは、いずれも法の目的に沿ったものであり、置かれた状況の違いに対応して行われた区別であって、平等原則に違反するものではないと判断した²⁷²。

²⁶⁵ 2015 年 3 月 30 日国民議会議事録 [報告者 Dominique Potier 氏発言]
<<https://www.assemblee-nationale.fr/14/cr/2014-2015/20150193.asp#P490675>>。

²⁶⁶ S. Brabant and E.Savourey “Scope of the Law on the Corporate Duty of Vigilance – Companies Subject to the Vigilance Obligations” (2017), p. 2, <http://www.bhrinlaw.org/frenchcorporatedutylaw_articles.pdf>.

²⁶⁷ CGE レポート 18～19 頁。

²⁶⁸ C. Macchi and C. Bright, “Hardening Soft Law: The Implementation of Human Rights Due Diligence Requirements in Domestic Legislation” (2019), in M. Buscemi, N. Lazzerini and L. Magi (eds), Legal Sources in Business and Human Rights - Evolving Dynamics in International and European Law (2020), §2.3.2 (SSRN: <<https://ssrn.com/abstract=3524488>> or <<http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3524488>>); C. Bright, “Creating a Legislative Level Playing Field in Business and Human Rights at the European Level: Is the French Law on the Duty of Vigilance the Way Forward?” (2018; rev. 2020), EUI Working Paper MWP 2020/01, p. 12 (SSRN: <<https://ssrn.com/abstract=3262787>> or <<http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3262787>>).

²⁶⁹ CGE レポート 18～19 頁。

²⁷⁰ CGE レポート 19～20 頁。

²⁷¹ 2017 年 3 月 23 日付け憲法院決定 20 段落。

²⁷² 2017 年 3 月 23 日付け憲法院決定 21～23 段落。

4. 違反企業の民事上の責任

4.1 議論の内容

上記 III-3 と同様に、2013 年に最初の法律案(1519 号)は、その第 2 条において、民法典に次の規定を挿入することを定めていた²⁷³。

- ・ 「1368-19 条 法人は、自社の活動又はその子会社若しくは下請業者の活動の範囲内において、とりわけ、健康上若しくは環境上の損害、又は基本的権利の侵害を構成する損害であって、その重大性を事前に無視できなかったものについて、損害の発生又は一定の損害のおそれの発生を防止又は抑止するために、合理的にその力の及ぶ範囲で必要な全ての措置を講じたことを証明しない限り、法的責任を負うと推定される。」

すなわち、人権侵害等による損害について、その損害を防止又は抑止するために必要な措置を講じたことの立証責任を企業に負わせる規定となっていた。しかし、本規定も、II-2 において述べたとおり、廃案になった。過失の推定に対する反対意見としては、既に発生した損害の賠償のみを目的としたメカニズムでは、過失の推定を認めたとしても事後的な対応に留まり、プロアクティブな対応にはならないという意見のほか、損害の賠償を求めることができるのは被害者たる自然人のみである一方で、計画を策定しないことは、基本的権利や環境の保護の懈怠という客観的な法的義務の違反を構成するため、かかる利益保護のために設立された団体による苦情の対象となり得ることから、むしろ十分に法的措置の可能性が担保されているといった意見もあった²⁷⁴。

その後、現行の注意義務法第 2 条においては、次のとおり定められた²⁷⁵。

- ・ 「[商法典] 法 L. 225-102-3 条の後に、以下の内容の L. 225-102-5 条を挿入する。
「L. 225-102-5 条 民法典第 1240 条及び第 1241 条に規定された要件に従って、商法典 L. 225-102-4 条で定められた義務違反については、違反者が責任を負い、履行すべき義務の実施により回避できたであろう損害を賠償する義務を負う。
「損害賠償請求訴訟は、当該訴訟を提起することに利害関係を有する者により管轄裁判所に提訴される。
「管轄裁判所は、自らが定めた方法で、その決定又は決定の抜粋を、公表、頒布又は掲示すること

²⁷³ 「親会社及び発注会社の注意義務に関する法律案(1519 号)」
<<https://www.assemblee-nationale.fr/14/propositions/pion1519.asp>>

²⁷⁴ 報告者 Dominique Potier 氏による報告書 2628 号(2015 年 3 月 11 日)80 頁参照。
<<https://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/rapports/r2628.pdf>>

²⁷⁵ 「親会社及び発注会社の注意義務に関する 2017 年 3 月 27 日法律 2017-399 号」
<<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000034290626/>>

ができる。その費用は、有責判決を下された者が負担する。

「管轄裁判所は、罰則をもってその決定の執行を命ずることができる。」

4.2 結果・法施行後の議論

上記のとおり、当初提案された立証責任の転換は削除され、民法典第 1240 条及び第 1241 条²⁷⁶に規定された要件(過失、損害及び両者の因果関係)に従って、義務違反者が損害について責任を負うこととされた。そのため、原告たる被害者が、親会社等における義務違反の結果として損害を被ったことを立証しなければならない。

注意義務計画を策定又は実施する義務を怠り、又はそれが不十分であった場合には、そのような事情は当該企業の過失を構成するものであり、注意義務計画において公表された情報はこの点で証拠として用いられ得ると考えられている²⁷⁷。しかしながら、そのような立証責任こそ、特に企業構造の複雑性や主張を基礎付けるのに必要な情報及び内部文書にアクセスできない場合に、企業活動に伴う人権侵害の被害者が直面する大きな壁であり、本法はかかる法的な障壁を下げるものとはなっていないとする批判がある²⁷⁸。

また、民事訴訟の提訴主体についても、フランス人のみならず国外に所在する被害者が、フランスに拠点を有する親会社等から救済を受けられることが期待されていたが、実際には、国外の被害者の司法的救済へのアクセスは困難であることが指摘されている。すなわち、憲法院は、被害者のみが原告適格を有しており、第三者が被害者のために訴訟を提起することまでも本法は認めたものではないと解したため²⁷⁹、原則として被害者自身が提訴しなければならないところ、国外の被害者がフランスにおいて

²⁷⁶ フランス民法典における不法行為の一般的規定である。

https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006070721/LEGISCTA000032021488/#LEGISCTA000032021488

「1240 条 他人に損害を生じさせる人の行為はいかなるものであっても、その有責事由(faute)によりその損害を生じさせた者に対して、当該損害を賠償させる義務を負わせる。

1241 条 全ての者は、自己の行為によるばかりでなく、その過失又は不注意により生じさせた損害についても責任を負う。」

²⁷⁷ C. Bright, “Creating a Legislative Level Playing Field in Business and Human Rights at the European Level: Is the French Law on the Duty of Vigilance the Way Forward?” (2018; rev. 2020). EUI Working Paper MWP 2020/01, p. 14 (SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3262787>) or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3262787>).

²⁷⁸ C. Macchi and C. Bright, “Hardening Soft Law: The Implementation of Human Rights Due Diligence Requirements in Domestic Legislation” (2019), in M. Buscemi, N. Lazzerini and L. Magi (eds), Legal Sources in Business and Human Rights - Evolving Dynamics in International and European Law (2020), §2.3.2 (SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3524488>) or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3524488>); A. Schilling-Vacaflor, “Putting the French Duty of Vigilance Law in Context: Towards Corporate Accountability for Human Rights Violations in the Global South?” Hum Rights Rev 22, 109, 122 (2021), <https://doi.org/10.1007/s12142-020-00607-9>.

²⁷⁹ 2017 年 3 月 23 日付け憲法院決定 28 段落。

法的措置をとることは容易ではなく、更にはフランスの制度や手続についてそもそも知り得ない場合もあるというものである²⁸⁰。

そして、フランスでは、非営利団体や労働組合が、第三者や組合員が被った損害について集団訴訟を提起する権限は制限されていることもあり、その点でも民事訴訟による救済は実現可能性が低いとの指摘があり²⁸¹、集団訴訟の範囲を人権分野にも拡大するべきであると主張する NGO もある²⁸²。

第 5 EU

I. 法制度概要

第 1(各国法制一覧)の V.参照。

II. 法制化までの流れ

2011 年に国連人権理事会において、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、及び「救済へのアクセス」を三本柱とする国連指導原則が承認されたことを転機として、国家や企業による人権への対応がより強く求められることとなった。国連指導原則においては、各国がその履行のために NAP を策定し、企業による人権デュー・ディリジェンス実施を促進することが求められていたところ、欧州委員会においても、2011 年に政策文書「企業の社会的責任に関する新戦略」(A Renewed EU Strategy 2011-14 for CSR)を公表し²⁸³、企業によるデュー・ディリジェンス実施を推奨する方針が示された。

その後 2018 年に「アクションプラン：持続可能な成長のためのファイナンス」(Action Plan: Financing Sustainable Growth)²⁸⁴にて、デュー・ディリジェンス義務化に向けた検討開始が目標として掲げられ、EU レベルで義務化を図る動きにつながった。

²⁸⁰ S. Brabant and E.Savourey “A Closer Look at the Penalties Faced by Companies” (2017), pp. 3-4. <<https://media.business-humanrights.org/media/documents/d32b6e38d5c199f8912367a5a0a6137f49d21d91.pdf>>.

²⁸¹ 同上。

²⁸² Sherpa, “Réaction publique de Sherpa au Plan national d’action pour la mise en oeuvre des Principes directeurs des Nations Unies relatifs aux droits de l’Homme et aux entreprises” (May 4, 2017), <<https://www.asso-sherpa.org/reaction-publique-de-sherpa-plan-national-daction-mise-oeuvre-principes-directeurs-nations-unies-relatifs-aux-droits-de-lhomme-aux-entreprises>>.

²⁸³ European Commission, “A Renewed EU Strategy 2011-14 for CSR final(COM(2011) 681)” (25 October 2011), <<https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0681:FIN:EN:PDF>>.

²⁸⁴ European Commission, “Action Plan: Financing Sustainable Growth” (8 March 2018), <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018DC0097&from=EN>>.

2020年9月11日に、欧州議会法務委員会が、ESG デュー・ディリジェンス及びアカウンタビリティの義務化を含む指令原案を公表した(2021年1月27日に採択)^{285 286}。また、2021年3月10日、欧州議会は、企業が自らのバリュー・チェーンに対して人権(ガバナンスの観点を含む。)及び環境に関するデュー・ディリジェンスを実施する旨の法制化を求める立法発案報告(legislative initiative report)を採択した(賛成 504、反対 79、棄権 112)²⁸⁷。本採択により、欧州議会は、欧州委員会に対して、本報告に沿った内容の法案の作成、欧州議会及びEU 理事会への提出を正式に要請した。その後、2022年2月23日、欧州委員会は、対象企業に対して事業活動における人権や環境への負の影響を予防・是正する義務を課すコーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案を発表した^{288 289}。2022年7月19日、欧州経済社会委員会(the European Economic and Social Committee、以下「EESC」という。)が指令案に対する意見を公表し、また、同年9月13日、欧州議会の環境・公衆衛生・食料安全委員会は、欧州議会で指令案を主管する法務委員会に宛てた意見草案を公開した²⁹⁰。さらに、同年11月8日、法務委員会は報告書案(指令案の修正案)を公開した²⁹¹。現在、指令としての成立に向けてのプロセス(具体的には、欧州議会、EU 理事会での審議、採択)を進めている段階である。

III. 指令案における主要論点

欧州委員会がコーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案を発表するまでに検討された主な論点は以下のとおりである。

- ① デュー・ディリジェンスの実施を担保する方法
- ② 対象となる「負の影響」の範囲(人権/環境)

²⁸⁵ European Parliament, “DRAFT REPORT with recommendations to the Commission on corporate due diligence and corporate accountability (2020/2129(INL))” (11 September 2020), <https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/JURI-PR-657191_EN.pdf>.

²⁸⁶ European Parliament, “Corporate due diligence and corporate accountability” <[https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2020/2129\(INL\)](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2020/2129(INL))>.

²⁸⁷ European Parliament, “MEPs: Companies must no longer cause harm to people and planet with impunity” (3 October 2021), <<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20210304IPR99216/meps-companies-must-no-longer-cause-harm-to-people-and-planet-with-impunity>>.

²⁸⁸ European Commission, “Just and sustainable economy: Commission lays down rules for companies to respect human rights and environment in global value chains” (23 February 2022), <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1145>.

²⁸⁹ 指令案の発表は当初 2021 年 6 月頃と言われていたが、欧州委員会においても一部の条項について度重なる調整が必要であったため当初の予定よりも大幅に遅延しての発表となった。指令として成立するまでも欧州議会及びEU 理事会の審議の過程で修正が予想される。

²⁹⁰ European Parliament, “DRAFT OPINION of the Committee on the Environment, Public Health and Food Safety for the Committee on Legal Affairs on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 (COM(2022)0071-C9-0050/2022-2022/0051(COD))” (13 September 2022), <https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/ENVI-PA-734465_EN.pdf>.

²⁹¹ European Parliament, “DRAFT REPORT on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 (COM(2022)0071-C9-0050/2022-2022/0051(COD))” (7 November 2022), <https://europa.europa.eu/wp-content/uploads/sites/458/2022/11/due_diligence_report.pdf>.

- ③ 適用対象セクター及びリスク
- ④ 適用対象企業の規模(大企業限定にするか否か)・大企業の追加的義務
- ⑤ 越境企業活動の規制(海外子会社、サプライヤー、第三者について)
- ⑥ 監督(oversight)と執行(enforcement)
- ⑦ 司法的・非司法的救済メカニズムと民事責任
- ⑧ 取締役の義務
- ⑨ 取締役の報酬

本書の以下の記述は、別途の記載がない限り、2022年2月23日にコーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案とともに公表された「Commission Staff Working Document Impact Assessment Report」²⁹²(以下「Impact Assessment Report」という。)及び欧州委員会のために、British Institute of International and Comparative Law、Civic Consulting 及び LSE consulting によって作成された、2020年1月付の報告書「Study on due diligence requirements through the supply chain」²⁹³(以下「2020年1月欧州委員会報告書」という。)の239-289頁の記載に基づく。なお、2020年1月欧州委員会報告書の当該部分には、ステークホルダーの意見も記載されているが、これは、2020年1月欧州委員会報告書の作成にあたり行われた以下の調査結果に基づいている²⁹⁴。

企業に対する調査と、その他のステークホルダーに対する調査の2種類が実施された。両調査では、回答者に対し、現在の規制枠組み、あり得る規制・手段の各選択肢がもたらすと考えられる効果・影響等について調査がなされた。また、企業に対する調査では、現在のデュー・ディリジェンスに関する実務及び関連する規制・手段によりもたらされ得るインパクトについて調査がなされた。調査は2019年3月下旬から同年5月7日まで行われ、企業からの回答数は334、その他のステークホルダーからの回答数は297であった。

また、下記では、必要に応じて2020年10月26日から2021年2月8日に行われたパブリック・コンサルテーション(以下「2020年10月パブリック・コンサルテーション」という。)²⁹⁵及び2022年7月に公表された指令案に対するEESCの意見(以下「EESC意見」という。)²⁹⁶も参照している。

²⁹² European Commission, “Commission Staff Working Document Impact Assessment Report Accompanying the document Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 (SWD(2022) 42 final)” (23 February 2022), <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:c851d397-9584-11ec-b4e4-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF>.

²⁹³ 2020年1月欧州委員会報告書 <<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/8ba0a8fd-4c83-11ea-b8b7-01aa75ed71a1/language-en>>.

²⁹⁴ 2020年1月欧州委員会報告書40頁及び44-45頁を参照。

²⁹⁵ European Commission, “Sustainable corporate governance initiative, Summary report - public consultation”, <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12548-Sustainable-corporate-governance/public-consultation_en>.

²⁹⁶ European Economic and Social Committee, “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 - Opinion of the European Economic and Social Committee (EESC) (2022/0051(COD))” (19 July 2022), <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-11489-2022-INIT/en/pdf>>.

1. デュー・ディリジェンスの実施を担保する方法

1.1 議論の内容

Impact Assessment Report では、①規制的措置に依らない方法(自主的ガイドライン等)、②民事責任を伴わず、デュー・ディリジェンスの義務化のみを行う方法、③デュー・ディリジェンスの義務及び民事責任の範囲を企業の直接のサプライヤーに限定する方法、④デュー・ディリジェンスの義務はサプライチェーン全体とするが、民事責任の対象を直接のサプライヤーレベルで引き起こされる負の影響に限定する方法、並びに⑤民事責任を伴うデュー・ディリジェンス義務化(③及び④を除く)の 5 つの方法が検討された²⁹⁷。各方法の詳細については下記にて解説するが、各方法につき指摘された課題の要点は以下のとおりである。

① 規制的措置に依らない方法

- ✓ 有用なガイダンスは既に存在するなかで新規に策定する意義が乏しい
- ✓ 報告義務を強化してもデュー・ディリジェンスの実践を促す効果は不十分
- ✓ ルールが国毎に様々であることによる分断化、法的安定性欠如の懸念

② 民事責任を伴わず、デュー・ディリジェンスの義務化のみを行う方法

- ✓ 負の影響を防止・軽減する義務の履行確保手段の欠如
- ✓ 企業が負う法的責任について、民事訴訟を通じて明らかにする機会の喪失

③ デュー・ディリジェンスの義務及び民事責任の範囲を企業の直接のサプライヤーに限定する方法

- ✓ サプライチェーンの川上・川下で多く生じる人権及び環境への負の影響への対応として不十分
- ✓ 既存のガイドラインとも乖離

④ デュー・ディリジェンスの義務はサプライチェーン全体とするが、民事責任の対象を直接のサプライヤーレベルで引き起こされる負の影響に限定する方法

- ✓ 概ね③と同様

⑤ 民事責任を伴うデュー・ディリジェンス義務化(③及び④を除く)

- ✓ デュー・ディリジェンスの義務を負う主体及び内容について、さらに細かい複数の選択肢あり

1.1.1 規制的措置に依らない方法(自主的ガイドライン等)

EU レベルの規制ではサプライチェーン又はバリューチェーンを対象としたデュー・ディリジェンスの実施について特段の定めを置かない現状を維持しつつ、EU レベルで自主的なガイドライン又は勧告を策定する方法である。これについて、Impact Assessment Report では、すでに国連指導原則や「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」(以下「OECD ガイダンス」という。)²⁹⁸を

²⁹⁷ Impact Assessment Report, 38-46 頁。

²⁹⁸ OECD「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」(和訳) (2018 年 5 月 30 日) <<https://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>>。

はじめ有用なガイダンスが存在しているなかで新たにソフトローを策定する意義が乏しいこと、EU 非財務情報開示指令²⁹⁹及びそれを改正するコーポレート・サステナビリティ報告指令案³⁰⁰によって報告義務を強化したとしてもデュー・ディリジェンスの実践を促す効果が不十分であり、法的強制力のある方法で実践を促すことが求められていることが指摘された³⁰¹。なお2020年1月欧州委員会報告書では、実効性が不十分な現状の法律枠組みを維持するとデュー・ディリジェンスを義務化する法律が適用されるセクター、企業の大きさ等を定めるルールが国によって異なるという断片化(fragmentation)がますます深刻になり法的安定性を欠くこと、新たなガイドラインを策定すると、既存の確立されたガイドラインとの重複が生じたり混乱が生じるおそれがあること、及び企業にとっての公平な競争環境を欠くといった指摘がなされた³⁰²。

1.1.2 民事責任を伴わず、デュー・ディリジェンスの義務化のみを行う方法

Impact Assessment Report では、民事責任を伴わないデュー・ディリジェンス義務化について、以下のとおり否定的な見解が示された。特定のセクターに特化したデュー・ディリジェンス実施義務を定めた木材規則(EU Timber Regulation, 以下「EUTR」という。)³⁰³の実施報告書³⁰⁴にて分析されたとおり、規制機関による監督の実効性確保には困難が伴っている³⁰⁵。他方で、フランス注意義務法の施行状況から分かるように、民事責任を追及可能であることがコンプライアンス確保に役立っていると思われ、民事責任追及を可能とする立法をすることは、負の影響を防止又は軽減する義務の履行を確保するために必要であると指摘された³⁰⁶。また、バリューチェーン上で生じる人権及び環境への負の影響について、企業はいかなる場合に法的責任を負うかについて、法的不安定性を解消するためにも、民事責任についての規

²⁹⁹ Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups, <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0095&from=EN>>.

³⁰⁰ European Commission, “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2013/34/EU, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Regulation (EU) No 537/2014, as regards corporate sustainability reporting (COM(2021) 189 final)” (21 April 2021) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52021PC0189&from=EN>>.

³⁰¹ Impact Assessment Report Annex13, 184-186 頁。

³⁰² 2020 年 1 月欧州委員会報告書 283 頁。

³⁰³ Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market, <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32010R0995&from=EN>>

EUTR は、2010 年に採択され、2013 年に発効し、EU 及び EEA 市場に適用される規則で、違法に伐採された木材及びそのような木材から作られた木材製品を上市することを禁ずる。また、輸入事業者には、そのような製品が EU 市場に入るリスクを最小限にするためのデュー・ディリジェンスが求められる。

³⁰⁴ European Commission, “Commission Staff Working Document Evaluation of Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market (the EU Timber Regulation) Accompanying the document {COM(2016) 74 final}{SWD(2016) 33 final}” p.25, <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016SC0034>>.

³⁰⁵ Impact Assessment Report Annex 13, 186 頁。

³⁰⁶ Impact Assessment Report Annex 13, 186 頁。

定は必要となる旨が指摘された³⁰⁷。さらに、被害を受けた者への救済手段として民事訴訟は重要である一方で、法的責任が認められるのはバリューチェーンにおいて、企業が合理的に予想できた範囲のみであるから、責任範囲が広範に過ぎることもないと指摘された³⁰⁸。

1.1.3 デュー・ディリジェンスの義務及び民事責任の範囲を企業の直接のサプライヤーに限定する方法

Impact Assessment Report では、人権及び環境への負の影響は、主に EU 域外で生じており、典型的には、バリューチェーン上、直接のサプライヤーよりもさらに川上や、製品そのものがもたらす影響と紐付いた川下において発生するものであり、直接のサプライヤーの活動のみをデュー・ディリジェンスの対象にするのは不十分であると指摘された³⁰⁹。そして、デュー・ディリジェンスの対象を直接のサプライヤーのみに限定することは国連指導原則等の既存のガイドラインとも乖離し得ること³¹⁰、企業は多くの場合直接のサプライヤーを超えてバリューチェーン上で影響力を行使することが可能であり、また、そうすることが期待されていること³¹¹、そして範囲を直接のサプライヤーのみに限定した場合には、例えば意図的に中間会社を設定する等、義務を潜脱するための迂回措置をとられるおそれがあること等が指摘された³¹²。

1.1.4 デュー・ディリジェンスの義務はサプライチェーン全体とするが、民事責任を直接のサプライヤーレベルで引き起こされる負の影響に限定する方法

Impact Assessment Report では、1.1.3 で述べた理由に加えて、昨今形成されつつある、直接のサプライヤーの活動を超えて企業の法的責任を認める判例法理が出てきているにもかかわらず、デュー・ディリジェンスの義務を負う範囲とは別に、民事責任をあえて直接のサプライヤーの活動に限定することは逆効果であり、法的不安定性を惹起すると指摘された³¹³。

1.1.5 民事責任を伴うデュー・ディリジェンスを義務化する方法(1.1.3 及び 1.1.4 を除く)

Impact Assessment Report では、以下の 3 つの観点から、複数の選択肢が議論された³¹⁴。

³⁰⁷ Impact Assessment Report Annex 13, 187 頁。

³⁰⁸ Impact Assessment Report Annex 13, 188-189 頁。

³⁰⁹ Impact Assessment Report Annex 13, 189 頁。

³¹⁰ Impact Assessment Report Annex 13, 189-190 頁。

³¹¹ Impact Assessment Report Annex 13, 190 頁。

³¹² Impact Assessment Report Annex 13, 190 頁。

³¹³ Impact Assessment Report Annex 13, 191 頁。

³¹⁴ Impact Assessment Report Annex 13, 191-194 頁。

- ① どの範囲の主体がデュー・ディリジェンス義務を負うか(personal scope)：全セクターの企業について広く水平的にデュー・ディリジェンス義務を負わせるか、特定のセクター又は特定の経済活動に従事する企業のみでデュー・ディリジェンス義務を負わせるか。
- ② デュー・ディリジェンス義務を負う企業の規模：大企業、中規模、及び小規模の区別に応じて義務の有無・内容に差異を設けるか。
- ③ デュー・ディリジェンス義務の内容：大企業には完全なデュー・ディリジェンス義務を負わせ、高インパクトセクターで事業を営む中規模企業には絞ったデュー・ディリジェンス義務を負わせるか。

また、2020 年 1 月欧州委員会報告書では、具体的な選択肢に基づき検討が加えられた。すなわち、デュー・ディリジェンス義務が、(i)特定のセクターのみに適用される場合、(ii-1)全セクターに適用され、かつ大企業のみに適用される場合、(ii-2)全セクターに適用され、企業規模は問わない場合、(iii)一般的な義務が全企業に課され、これに加えて特定の追加的義務が大企業のみに適用される場合がある³¹⁵。また、それぞれの場合には、いかなる監督及び執行のメカニズムを備えるか、に応じて、司法的又は非司法的救済を含む場合と、加盟国ベースの監督機関及び不遵守への制裁を設ける場合がある³¹⁶。(i)特定のセクターのみに適用する場合には、複数のセクターにまたがって事業を遂行している場合、バリューチェーンを通して異なるセクターの企業と共働している場合や調達を行っている場合にどうすればよいか、という問題や、ハイリスクセクターを特定できるのか、といった問題が提起された³¹⁷。また、(ii-1)適用対象を大企業に限定する場合には、企業の規模に関係なく適用される国連指導原則との間に乖離が生じる点や、小規模の事業者が深刻な影響を与え得る場合を補足できない点が、逆に(ii-2)企業規模を問わずに適用する場合には、中小企業(SME)は大企業のようにデュー・ディリジェンスを実施するためのリソースを保有していないことが短所として指摘された³¹⁸。さらに、(iii)大企業に課される追加的義務としては、気候変動デュー・ディリジェンス義務が想定されていたところ、気候へのインパクトを考慮する一般的な義務と区別することが難しいという短所が指摘された³¹⁹。

2020 年 10 月パブリック・コンサルテーションでは、80%を超える回答者が、デュー・ディリジェンスについての EU レベルでの法的枠組みを作るために何らかの行動を取ることに賛意を示した³²⁰。NGO、企業、産業団体のいずれについても 80%以上が、EU レベルでの法的枠組みを作ることのメリットとして、規制の断片化(fragmentation)を防止することを挙げた³²¹。これに次ぐメリットとして、企業活動の負の影響について周知すること、持続可能な発展に貢献すること、公平な競争環境の整備等が挙

³¹⁵ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 284-288 頁。

³¹⁶ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 288-289 頁。

³¹⁷ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 286 頁。

³¹⁸ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 286-287 頁。

³¹⁹ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 287 頁。

³²⁰ 2020 年 10 月パブリック・コンサルテーション 4 頁。

³²¹ 2020 年 10 月パブリック・コンサルテーション 4 頁。

げられた³²²。これに対して、デメリットとしては、管理コストの増大(55.7%)、EU 域外国と比較した際の競争上の不利さ(52.8%)、費やせるリソースが少ない小規模企業に対する罰則(51.6%)、リスクの高い市場からの離反(disengagement)(51.5%)等が挙げられた³²³。企業及び産業団体の回答者の方が NGO の回答者よりもこれらをデメリットとして挙げる割合が高く、デメリットを重く見る傾向にあり³²⁴、例えば管理コストの増大については、企業の 81.2%及び産業団体の 95.2%がデメリットとして挙げた一方で、NGO はわずか 17.4%のみがデメリットとして回答した³²⁵。

1.2 現在の指令案

一定の従業員数及び/又は売上高要件を満たす EU 域内外の企業に対して、自社、子会社及び確立したビジネス関係を築いているバリューチェーンにおける人権及び環境のリスクに対するデュー・ディリジェンスの実施及び開示を義務付けることとした(指令案第 2 条 1 項及び 2 項)。

2. 対象となる「負の影響」の範囲(人権/環境)

2.1 議論の内容

企業による適切な措置の対象となる「負の影響」の範囲に関して議論された。この点、2020 年 1 月欧州委員会報告書では、対象となる「負の影響」の範囲に関し、国連指導原則では、「人権を尊重する企業の責任は、国際的に認められた人権に拠っているが、それは、最低限、国際人権章典で表明されたもの及び労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言で挙げられた基本的権利に関する原則と理解される」とされており、この理由は、企業活動がこれら全ての人権に影響を及ぼすからであると解釈されている(国連指導原則 18 及び解説)ことに触れつつ、この影響には環境への影響も含まれるべきということが指摘されている³²⁶。また、企業が影響を及ぼす人権につき、国連指導原則 18 が挙げているもの以外にも、女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言上の権利も採りあげるべきことが指摘された³²⁷。

2020 年 10 月パブリック・コンサルテーションでは、デュー・ディリジェンス義務の適切な範囲設定に関して、以下のとおりの回答が寄せられた³²⁸。

³²² 2020 年 10 月パブリック・コンサルテーション 4 頁。

³²³ 2020 年 10 月パブリック・コンサルテーション 4-5 頁。

³²⁴ 2020 年 10 月パブリック・コンサルテーション 4-5 頁。

³²⁵ 2020 年 10 月パブリック・コンサルテーション 5 頁。

³²⁶ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 277 頁。

³²⁷ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 277 頁。

³²⁸ 2020 年 10 月パブリック・コンサルテーション 6 頁。

- ✓ 原則に基づくアプローチ、すなわち、関連するリスクと負の影響の特定、防止、軽減に関して EU レベルで定義された主要なプロセス要件に基づく一般的なデュー・ディリジェンスを義務の範囲とする方式(2 番目に望ましい選択肢。184 人、26.7%)。
- ✓ 原則に基づくアプローチ以上に、環境問題に対するさらなる要件(国際条約・合意の目標との整合性を含む)を付加する方式(回答者全体で最も好まれた選択肢。331 人、48.1%)。
- ✓ いずれの選択肢も適当でないと考える(116 人、14.4%)。

2022 年 7 月に公表された EESC 意見では、企業のビジネス活動において、法的安定性が必要であることから、指令が依拠する国際人権のリストが明確に定義されなければならないと指摘されている³²⁹。

2.2 現在の指令案

企業が適切な措置をとるべき「負の影響」の対象を人権のみならず環境も含めるものとし、以下のよう
に定義している(指令案第 3 条(b)(c))。

- ・ 環境への負の影響：指令案の Annex 第 II 部に記載されている国際環境条約に基づく禁止事項及び義務に違反した結果、環境に負の影響を及ぼすこと
- ・ 人権への負の影響：指令案の Annex 第 I 部第 2 節に掲げる国際条約に明記されている、Annex 第 I 部第 1 節に掲げる権利侵害又は禁止事項の違反に起因する、保護されるべき人々に負の影響を及ぼすこと

3. 適用対象セクター及びリスク

3.1 議論の内容(セクター及びリスクを限定するか否か)

義務的デュー・ディリジェンス規制を特定のセクター又は特定の製品に関連する特定のサステナビリティに関するリスクのみに限定することの適否が検討された。Impact Assessment Report 及び 2020 年 1 月欧州委員会報告書において指摘されている、適用対象セクターを限定する場合の利点及び欠点は以下のとおりである³³⁰。

- 利点
 - ① 法的安定性・明確性につながる
 - ② 特定のセクターの特徴を考慮することができる
 - ③ 規制の執行が(全てのセクターを適用対象とする場合に比べて)容易

³²⁹ EESC 意見 パラ 3.7。

³³⁰ Impact Assessment Report 53 頁、2020 年 1 月欧州委員会報告書 285-286 頁。

● 欠点

- ① 人権及び環境のリスクは多くのセクターのグローバル・バリューチェーンに存在するにもかかわらず、大半のセクター及びリスクが対象とならず、特定されるセクター外で発生する侵害(harms)に対処することができない。
- ② EU 域内で様々なセクター、企業規模、適用対象国又は地域毎にサプライチェーン又はバリューチェーンのデュー・ディリジェンス規制が断片的に存在するという問題(規制の fragmentation の問題)、及びそれに伴う法的不安定性が解決されない。
- ③ セクター横断的に事業を行う企業、及びバリューチェーンにおいて異なるセクターにおいて調達活動をしている又はビジネス上の関係がある企業の対応が難しい。
- ④ 人権及び環境のリスクは全てのセクターにおいて存在することから、「ハイリスク」セクターを特定することが難しい。
- ⑤ セクターに関係なくデュー・ディリジェンスを求める国連指導原則に合致しない。

特に、EU では、木材規則(EUTR)や紛争鉱物規則³³¹等、既に特定の問題に着目した規制が存在する。EUTR は消費者の意識を変容させ、また事業者にデュー・ディリジェンスを促す効果があったものの、特定の問題に焦点をあてることは、他の形態の深刻な人権侵害への対応がないがしろにされるという意図しない効果が指摘された³³²。

また、Impact Assessment Report では、特定のセクター及びリスクに限定することの効率性も検討されたところ、ある特定のリスクについてデュー・ディリジェンス義務を課す場合には、一度確立されたデュー・ディリジェンス手続を他のリスクについて実施することの追加のコストが低いため、全てのリスクについてデュー・ディリジェンス義務を課すことに比べてコストの抑制効果が低いのに対し、人権や環境に対する負の影響を防止・軽減するという観点からはその効果はかなり低いことから、効率性が悪いことも指摘された³³³。また、特定のセクターにデュー・ディリジェンス義務を課すことについても、他のセクターにはデュー・ディリジェンス義務が課されないために、他のセクターとの間でデュー・ディリジェンスのコストを共同で負担することが難しく、適用対象セクターのデュー・ディリジェンスのコストが増大し、効率的ではないことが指摘された³³⁴。

³³¹ Regulation (EU) 2017/821 of the European Parliament and of the Council of 17 May 2017 laying down supply chain due diligence obligations for Union importers of tin, tantalum and tungsten, their ores, and gold originating from conflict-affected and high-risk areas, <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R0821&from=EN>>.
紛争鉱物規制は、錫、タンタル、タングステン及びこれらの鉱石並びに金を紛争地域及び高リスク地域から調達する EU の精錬事業者やに輸入事業者等に適用される。

³³² 2020 年 1 月欧州委員会報告書 253-254 頁。

³³³ Impact Assessment Report 64 頁。

³³⁴ Impact Assessment Report 64 頁。

2020 年 10 月パブリック・コンサルテーションにおいては、92%の回答者が特定のセクターやリスクに限定されたデュー・ディリジェンス義務よりも、セクター横断的なデュー・ディリジェンス義務が望ましいと考えていた³³⁵。

指令案を受けて 2022 年 7 月に公表された EESC 意見においては、指令案が各セクターの特徴を考慮していることは歓迎するが、例えば、カカオ、バナナ、パーム油等特に脆弱な分野については、既に存在する重要なマルチステークホルダーのイニシアティブや基準も考慮すべきであると述べられている³³⁶。また、EESC 意見は、金融セクターが指令案の適用対象となっているが、金融を実行する際の審査手続の内容が曖昧であることから、サプライチェーン上の中小企業が間接的に多大な影響を受ける可能性を指摘している³³⁷。

指令案を受け、Business Europe(EU 加盟国各国の産業団体の連合)は、EU レベルでのデュー・ディリジェンスのフレームワークは支持するものの、金融セクターを適用対象とすることは、望ましくない影響を生むおそれがあり、金融へのアクセスの問題を生じさせると指摘した³³⁸。

3.2 現在の指令案

適用対象企業は基本的には売上高及び従業員数に応じて決定されるため、セクター横断的であるが、高インパクトセクターについてはより低い売上高及び従業員数基準が設けられており(指令案第 2 条 1 項及び 2 項)、折衷的な内容となっている。

4. 適用対象企業の規模(大企業限定にするか否か)・大企業の追加的義務

4.1 議論の内容

4.1.1 適用対象企業の規模

適用対象企業を大企業のみに限定するか、又は中小企業(SME)も含む全ての企業とすべきかが検討された。Impact Assessment Report 及び 2020 年 1 月欧州委員会報告書において指摘されている、適用対象企業を大企業のみに限定する場合の利点及び欠点は以下のとおりである³³⁹。

³³⁵ Impact Assessment Report 53 頁、2020 年 10 月パブリック・コンサルテーション 6 頁。

³³⁶ EESC 意見 パラ 4.4。

³³⁷ EESC 意見 パラ 4.9。なお、指令案第 3 条 g 号において、金融セクターのバリューチェーンの定義には中小企業は含まれないものとされている。

³³⁸ EU Parliament Briefing, “Corporate sustainability due diligence: Could value chains integrate human rights and environmental concerns?”, <[https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI\(2022\)729424](https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI(2022)729424)> pp.8-9.

³³⁹ Impact Assessment Report 54 頁。2020 年 1 月欧州委員会報告書 286-287 頁。

- 利点

- ① 大企業はデュー・ディリジェンスを行う専門性とリソースを有するのに対して、中小企業は同様のリソースを有さないという問題に対処できる。
- ② 大企業がデュー・ディリジェンスを行うことによって、そのサプライチェーン及びバリューチェーンにおける中小企業の事業活動もカバーすることができる。

- 欠点

- ① 大企業の一部は、バリューチェーン全体に必ずしも及んでいなくとも、既に人権及び環境に関するデュー・ディリジェンスを行っているので、効果が限定的である。
- ② 適用対象となる企業のバリューチェーン上の企業は間接的な影響を受けるが、大部分の企業はサステナビリティに関するリスクを企業のリスク管理プロセスに十分に統合しないままとなる。
- ③ 人権・環境への負の影響を特定、防止及び軽減する責任が大部分の企業にとって強化されないことになる。
- ④ 大部分の EU 企業にとって、企業の規模を考慮しない国際的任意基準だけがベンチマークとなるので、バリューチェーン上のサステナビリティへの影響につき、どのような対処が求められているか及びどのような状況下において責任を負うのかが不明確なままとなる。
- ⑤ 規模にかかわらず全ての企業にデュー・ディリジェンスを求める国連指導原則に合致しない。
- ⑥ 中小企業も重大な影響を与える可能性がある。

Impact Assessment Report においては、従業員数のみを基準とした大企業のみでデュー・ディリジェンス義務を課すことの効果は中程度に留まる一方で、従業員数と売上高基準の双方で適用対象企業を定めた上で、さらに、高インパクトセクターの企業には基準をやや低く設定して適用を拡大することが効果的であるとされた³⁴⁰。これは、売上高基準を設けることにより、経済により大きな影響を有する企業を対象とできるという理由、及び一定の規模を有する高インパクトセクターの企業を対象とすることでより大きなリスクに対処することができ、比例原則(proportionality)に合致するという理由による³⁴¹。

また、Impact Assessment Report においては、中規模企業が適用対象となる場合及びその他中小企業が間接的に影響を受けることになる場合、デュー・ディリジェンスの初期的コストが大きく、一方で利益は中長期的にしか現れないものの、デュー・ディリジェンスの義務により小さなサプライヤーと大きな顧客との間でコストを共同で負担することが可能になり、また、様々な支援策が用意されており、高インパクトセクターの中規模企業については、発効までに猶予期間が設けられると述べられている³⁴²。また、業界の連携も加速すると考えられる。ただし、中規模企業のうち、大企業のバリューチェーン上に

³⁴⁰ Impact Assessment Report 54-55 頁。

³⁴¹ Impact Assessment Report 54-55 頁。

³⁴² Impact Assessment Report 66 頁。

ない企業については、コストを共同で負担することができないため、短期的なコストは大きくなると指摘されている³⁴³。

2020 年 1 月欧州委員会報告書の調査において、ステークホルダー全体としては、企業規模にかかわらず義務を課すことを好む傾向であった³⁴⁴。また、中小企業は、大企業はデュー・ディリジェンスを行うための知識・リソースをより多く持っていると考えており、大企業は、中小企業も重大なリスクを発生させ得るため、デュー・ディリジェンスの義務を負うべきと考えていた³⁴⁵。

2020 年 10 月パブリック・コンサルテーションでは、中小企業についてどのように負担を軽減すべきかという質問がなされた。回答全体において、もっとも効果的な方法として選ばれた選択肢の比率は以下のとおりであった³⁴⁶。

- ① ツールボックス・政府のヘルプデスク(回答者数：414, 比率：52.8%)
- ② (資金援助も含めた)能力開発の支援(回答者数：326, 比率：41.6%)
- ③ 中小企業のニーズに応えた、法的拘束力のない詳細なガイドライン(回答者数：265, 比率：33.8%)
- ④ 中小企業には報告義務を軽減する(回答者数：245, 比率：31.3%)
- ⑤ 義務の軽減(プリンシプル・ベース(principles-based)又は最低限の手続及び定義(minimum process and definitions)アプローチ)(回答者数：227, 比率：29%)

指令案を受けて 2022 年 7 月に公表された EESC 意見では、零細・中小企業も間接的に影響を受けることになるとして、欧州委員会がヘルプデスクを設けて、容易にアクセスできる、国や地域の人権リスクに関する情報を提供することを提案している³⁴⁷。このようなヘルプデスクはステークホルダーとのエンゲージメントやパートナー国・地域との協働も可能であるべきであり、また、第三国におけるサプライヤーの人権に関する能力開発や、環境に関する取組みの強化も支援すべきであるとされている。同時に、EU 加盟国も零細・中小企業に対して支援を行うべきであると述べられている³⁴⁸。また、EESC 意見

³⁴³ Impact Assessment Report 66 頁。

³⁴⁴ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 286 頁。

³⁴⁵ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 286 頁。

³⁴⁶ 2020 年 10 月パブリック・コンサルテーション 7 頁。

³⁴⁷ EESC 意見 パラ 4.8。

³⁴⁸ EESC 意見 パラ 4.8。

では、他の関連する EU の規制(例えば、コーポレート・サステナビリティ報告指令案³⁴⁹や森林破壊防止規則案³⁵⁰等)の適用対象会社の範囲と整合的であることが重要であるとされている³⁵¹。

指令案を受け、NGO 等の市民団体は、EU の企業の 99%が指令案の対象とならないことを問題視し、セクターや規模にかかわらず、EU で事業を行う全ての企業を適用対象とすべきとの意見を述べている³⁵²。

4.1.2 大企業の追加的義務

一般的義務は中小企業も含め全ての企業に適用されるが、大企業にのみ追加的義務を課することが検討された(2020 年 1 月欧州委員会報告書の実証研究が終わった後に、欧州委員会の要請に基づき追加的に検討がなされた)。この追加的義務は、特に、特定の大企業に対して、パリ協定上の目標に関連する特別な義務を課することを想定しており、追加的義務においては、各大企業の個別の気候変動のリスクにかかわらず、デュー・ディリジェンスにおいて、目標設定(target setting)、測定(measuring)、及び報告(reporting)が求められる³⁵³。

ただし、大企業に適用される気候変動に関する特別なデュー・ディリジェンス義務を、一般的なデュー・ディリジェンス義務でカバーされる気候変動に関するインパクトと区別することが難しいことが指摘された³⁵⁴。

³⁴⁹ European Commission, “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2013/34/EU, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Regulation (EU) No 537/2014, as regards corporate sustainability reporting (COM(2021) 189 final)” (21 April 2021) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52021PC0189&from=EN>>.

³⁵⁰ European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the making available on Union market as well as export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010” (17 November 2021), <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52021PC0706&from=EN>>.

³⁵¹ EESC 意見 パラ 4.8。

³⁵² EU Parliament Briefing, “Corporate sustainability due diligence: Could value chains integrate human rights and environmental concerns?”, available at <[https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI\(2022\)729424](https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI(2022)729424)> pp.9-10.

³⁵³ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 257 頁。

³⁵⁴ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 257 頁。

4.2 現在の指令案

4.2.1 適用対象企業の規模

適用対象企業は、一定の売上高及び従業員数を基準に決定されることから、中小企業への適用は限定的である。ただし、高インパクトセクターにおいてはより低い売上高及び従業員数基準が設定されている(指令案第2条1項及び2項)。

4.2.2 大企業の追加的義務

大企業についてはパリ協定に基づいた「1.5 度目標」³⁵⁵を達成するための計画を採択することが求められる(指令案第15条)。

5. 越境企業活動の規制(海外子会社、サプライヤー、第三者について)

5.1 議論の内容

EU 域外の越境企業活動を規制の対象とすることの妥当性が議論になった。この点、Impact Assessment Report では、1.1.3 及び 1.1.4 に記載のとおり、EU 域外の、バリューチェーン上、直接のサプライヤーよりもさらに川上や、製品そのものがもたらす影響と紐付いた川下において発生する人権及び環境への負の影響をもデュー・ディリジェンスで捕捉することが必要と指摘されており、越境企業活動をも射程に入れた規制とすることの必要性が説かれている³⁵⁶。

また、2020 年 1 月欧州委員会報告書では、以下の議論が展開されている。すなわち、欧州においては、伝統的に、親会社と子会社とは別個の法人格をもつ者として、法的責任の追及の場面において区別されてきた³⁵⁷。海外子会社の事業活動から被害を受けた者は、それが親会社自身の注意義務違反から生じた損害でない限り、親会社に対して責任追及することは困難である³⁵⁸。異なる法人格を有する、バリューチェーン上のサプライヤー及び第三者についても同様である³⁵⁹。

一方、企業による人権侵害の多くが、EU 域外で活動をする EU 企業の子会社又はバリューチェーン上で生じていることを考慮すると、EU 域外で生じた被害についてもカバーする規制となるように、EU 企業に対して、会社グループ内の他の企業(海外子会社を含む。)が引き起こした損害及びサプライチェーン又はバリューチェーン上での活動により生じる負の影響についてのデュー・ディリジェンスの実施を

³⁵⁵ 世界の気温上昇を産業革命前から 1.5 度に抑えるという目標。2021 年の国連気候変動枠組条約(COP26)でパリ協定を見直す形で合意された。

³⁵⁶ Impact Assessment Report Annex 13, 189-191 頁。

³⁵⁷ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 274 頁。

³⁵⁸ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 274 頁。

³⁵⁹ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 274 頁。

求める内容とすることが必要である³⁶⁰。これにより、EU 域外企業は EU の規制に直接的には服さないが、これらの EU 域内のビジネスパートナーに課されたデュー・ディリジェンスプロセスの一環として、EU 域外企業の活動により生じる負の影響がカバーされるようになる³⁶¹。

ここで、デュー・ディリジェンスの実施義務を負う主体をどのように規定するか、という点が問題となる³⁶²。他の法令における規定ぶりの具体例は以下のとおりで、今回の指令案作成の過程でも参照されている(2020 年 1 月欧州委員会報告書より一部のみ抜粋)³⁶³。

- ・ 非財務情報開示指令：EU 加盟国に住所を有する 500 人超の従業員を擁する大規模な公益に関わる法人(public-interest entities)³⁶⁴及び連結で 500 人超の従業員を擁する大規模グループの親会社等に適用される。
- ・ 紛争鉱物規則：錫、タンタル、タングステン及びこれらの鉱石並びに金を紛争地域及び高リスク地域から調達する EU の精錬事業者やに輸入事業者等に適用される。
- ・ 木材規則：木材又は木材製品を EU に供給する全ての事業者に適用される。

また、企業の子会社による活動も含めた越境企業活動をどのように規制するか、という点も問題となるが、この点についても指令案作成の過程で他の法令における規定ぶりの具体例が参照されている(2020 年 1 月欧州委員会報告書より一部のみ抜粋)³⁶⁵。

- ・ EU 競争法：親会社は、子会社に対して決定的な影響力(decisive influence)を及ぼしている場合には、“single economic entity”として子会社の競争法違反行為についての責任を負う。
- ・ GDPR：自社が決定的な影響力(decisive influence)を行使する相手方による GDPR 違反については、“single economic entity”として自社も責任を負う。

2020 年 1 月欧州委員会報告書では、このように、企業の子会社による活動も含めた越境企業活動についての規制はすでに存在しており、デュー・ディリジェンスについての新たな規制を導入するにあっても、これらは参考になると指摘され³⁶⁶、例えば、EU 加盟国において登録し、住所を有し、又は事業を展開する主な場所が EU 加盟国である企業に加えて、EU において事業を展開する企業、さらには子会

³⁶⁰ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 274 頁。

³⁶¹ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 274 頁。

³⁶² 2020 年 1 月欧州委員会報告書 274 頁。

³⁶³ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 274-276 頁。

³⁶⁴ 具体的には、上場企業、銀行(信用機関)、保険会社、その他、事業内容や規模を考慮して加盟国が Public Interest Entities として指定した事業者。

³⁶⁵ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 276 頁。

³⁶⁶ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 276 頁。

社、下請業者、及び EU 域外のビジネスパートナーまでも適用対象とすることが考えられると述べられた³⁶⁷。

また、2020 年 1 月欧州委員会報告書では、他の規制では、企業が事実上どれほどの影響力を及ぼし得るか、がしばしば決定的な要素として考慮されているが、第三者に対する影響や支配の程度を企業の法的責任を問う際の判断基準とした場合、法的責任を軽減するために企業は影響や支配の程度を弱めるインセンティブが生じ得ることも指摘された³⁶⁸。これは、本来、第三者に対するレバレッジを通して、よりエンゲージメントを深め、問題解決を図ることが期待されているのと逆行するものである³⁶⁹。そこで、同報告書では、デュー・ディリジェンスについての義務を規定する際には、企業の実際の影響や支配の程度ではなく、期待通りのレバレッジを実際に行使しているかに着目することが適切と考えられると述べられた³⁷⁰。

指令案を受けて 2022 年 7 月に公表された EESC 意見では、指令案において、自社、子会社及び確立したビジネス関係³⁷¹を築いているバリューチェーン³⁷²における人権及び環境のリスクに対するデュー・ディリジェンスの実施及び開示が義務付けられるところ、「確立したビジネス関係(established business relationship)」(指令案第 3 条(f))の定義をより明確化すべきこと、及びバリューチェーンの「川下」(指令案第 3 条(g))にどこまで含まれるかをより明確化すべきことが指摘された³⁷³。また、後者に関連して、バリューチェーンの川下(downstream)及び製品やサービスの終末期(end-of-life)の活動まで追跡することは実務上難しいことにも留意すべきことが指摘された³⁷⁴。さらに、デュー・ディリジェンスプロセスは、リスクベースかつ潜在的又は顕在化した影響に応じて適切に構築されるべきで、直接の取引相手以外にも拡大するのであれば、負の影響の予防、軽減、停止及び最小化のために適切な行動をとることが合理的に期待できる範囲にしなければならないことが、あらためて注意喚起された³⁷⁵。

³⁶⁷ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 276 頁。

³⁶⁸ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 276 頁。

³⁶⁹ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 276 頁。

³⁷⁰ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 276 頁。

³⁷¹ 「確立したビジネス関係」(established business relationship)とは、直接的か間接的かを問わず、その強度や持続性から見て、持続的である、又は持続的であると予想される、バリューチェーンのごく一部又は単に付随的な部分ではないビジネス関係をいう(指令案第 3 条(f))。

³⁷² 「バリューチェーン」とは、企業による商品の生産又はサービスの提供に関連する活動をいい、商品又はサービスの開発、商品の使用と廃棄、及び企業の川上及び川下における確立したビジネス関係に関連する活動を含む(指令案第 3 条(g)、前文 18 項)。

³⁷³ EESC 意見 パラ 4.1。

³⁷⁴ EESC 意見 パラ 4.2。

³⁷⁵ EESC 意見 パラ 4.3。

5.2 現在の指令案

デュー・ディリジェンスの実施及び開示を義務付けられる主体には、一定の売上高要件を満たす EU 域外の企業も含むこととし(指令案第 2 条 2 項)、また、デュー・ディリジェンスの対象として、「バリューチェーン」、すなわち企業による商品の生産又はサービスの提供に関連する活動で、商品又はサービスの開発、商品の使用と廃棄、及び企業の川上及び川下における確立したビジネス関係に関連する活動を含むという広範な対象が設定され、EU 域内に限定する文言は規定されなかった(指令案前文 18 項、第 1 条(a)、第 3 条(g))。

6. 監督(oversight)と執行(enforcement)

6.1 議論の内容

EU レベル又は国家レベルによる監督・執行機関が必要か、という点が検討された³⁷⁶(これと対比するものとして、フランスの注意義務法は、企業の不遵守によって生じた損害につき、申立ての利益を疎明する者であれば誰でも責任追及の訴えを提起することができるという形で、解決が民事訴訟に委ねられている。)。

2020 年 1 月欧州委員会報告書によれば、執行メカニズムとしては、罰金、監督者の任命、許認可等の剥奪、又は会社の解散が考えられる。国家レベルの執行メカニズムとしては、取締役等の個人に対する禁固刑等の刑事罰も考えられる³⁷⁷。

監督・執行機関を設けること及び不遵守に対して制裁を科すことは、規制の実効性確保、及びレベル・プレイング・フィールド(公正な競争条件)の確保のために必要であり、2020 年 1 月欧州委員会報告書の調査において、多くのステークホルダーが、規制の遵守を確保し、その効果を促進するために、強力な執行メカニズムが重要であることを指摘した³⁷⁸。また、Impact Assessment Report においては、効果的な執行メカニズムにより、デュー・ディリジェンスやパラレルレポートの信頼性を高める可能性があることも指摘された³⁷⁹。

もともと、2020 年 1 月欧州委員会報告書では、新たな監督・執行メカニズムを確立するためには、多くの企業のデュー・ディリジェンスを監督するためのリソースが必要で、多大なコストがかかることが指摘された³⁸⁰。特に、デュー・ディリジェンスの監督は、現在企業の開示義務について監督・執行を行う国家機関の専門性、リソース及び法的権限を大きく上回ることになる。ただし、この点については、①監督・執行のメカニズムは、英国贈収賄禁止法(UK Anti-Bribery Act)の例のように、リソースが不足し

³⁷⁶ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 258-259、287-288 頁。

³⁷⁷ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 258 頁。

³⁷⁸ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 257 頁。

³⁷⁹ Impact Assessment Report 66 頁。

³⁸⁰ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 258-259 頁。

て十分な訴追を行っていないと非難されていてもなお、効果的であると認められ、また、②企業により支払われる罰金でそのコストを相殺することが考えられると指摘された³⁸¹。

なお、企業に制裁を課すことは企業の行動変容を促すことにつながるとしても、影響を受けた被害者の救済にはならないことも指摘された³⁸²。

2020 年 10 月パブリック・コンサルテーションでは、執行メカニズムについても質問がなされた。回答全体において、もっとも適切な方法として選ばれた選択肢の比率は以下のとおりであった³⁸³。

- ① EU での協力・調整のメカニズムも備えた国家当局による監督(回答者数：555, 比率：70.6%)
- ② 責任の司法的執行(回答者数：388, 比率：49.4%)
- ③ 不遵守の申立てに基づく、効果的制裁を用いた国家当局による監督(回答者数：348, 比率：44.3%)

指令案を受けて 2022 年 7 月に公表された EESC 意見においては、各加盟国の国家当局による、効果的で、比例原則に従い、抑止力のある(effective, proportionate and dissuasive)制裁には賛成であり、過失又は故意のある場合には制裁が科されるべきであると述べられているが、制裁のスコープについては EU レベルで定められるべきであると指摘されている³⁸⁴。

6.2 現在の指令案

指令案では、制裁の内容は各加盟国の国内法で定められるものとし、金銭的制裁を定める場合は、売上高ベースにするべきとされている(指令案第 20 条)。

7. 司法的・非司法的救済メカニズムと民事責任

7.1 議論の内容

デュー・ディリジェンス義務に関連し、指令を司法的又は非司法的救済メカニズムを伴うものとするべきかや、デュー・ディリジェンス義務に対応した民事的責任の範囲等が議論された。

2020 年 1 月欧州委員会報告書で議論されたデュー・ディリジェンス義務に関連し、指令を司法的又は非司法的救済メカニズムを伴うものとするべきかに関し、これらを伴うものとする場合の利点及び欠点と

³⁸¹ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 258-259 頁、288 頁。

³⁸² 2020 年 1 月欧州委員会報告書 259 頁。

³⁸³ 2020 年 10 月パブリック・コンサルテーション 7 頁。

³⁸⁴ EESC 意見 パラ 4.6。

して、Impact Assessment Report 及び 2020 年 1 月欧州委員会報告書において指摘された点は以下のとおりである^{385 386}。

- 利点

- ① 適切な救済が人権への負の影響を受けた被害者に提供されること
- ② 国自体に監督機関を置く必要性がなくなること

- 欠点

- ① 裁判所やその他の救済メカニズムを担当する機関や、人権への負の影響を受けたライツホルダー又は企業への負担
- ② 救済手続を明文化し、内容を規定することで複雑化してしまい、かえって救済手続の利用が減少してしまうことへの懸念

2020 年 10 月パブリック・コンサルテーションでは、救済メカニズムについても質問がなされたが、回答者の大半が無回答であった(448 人、52.4%)。回答者のうち 45.0%(183 人)が、救済措置の利用が困難な事態が発生したという情報を有していると回答している³⁸⁷。

Impact Assessment Report では、上記 1 で議論したように「デュー・ディリジェンスの実施を担保する」という目的に加え、救済メカニズムとの関係でも、デュー・ディリジェンスの義務の範囲や、民事責任の有無や形態が議論されたことが明らかにされている³⁸⁸。Impact Assessment Report では、政策的方法として、当初、①規制的措置に依らない方法(自主的ガイドライン等)を採用する方法(上記 1.1.1)、②民事責任を伴わず、デュー・ディリジェンスの義務化のみを行う方法(上記 1.1.2)、③デュー・ディリジェンスの義務及び民事責任の範囲を企業の直接のサプライヤーに限定する方法(上記 1.1.3)、④デュー・ディリジェンスの義務はサプライチェーン全体とするが、民事責任を直接のサプライヤーレベルで引き起こされる負の影響に限定する方法(上記 1.1.4)等も検討されたが、早期にこれらの方法は選択肢から外され、デュー・ディリジェンスを義務化した上で、民事責任を伴うものとする方向性(上記 1.1.5)で進められた旨が示されている。①から④が除外された理由は以下のとおりである³⁸⁹。

方法	選択肢から外れた理由
①規制的措置に依らない方法(自主的ガイドライン等)	✓ 国連指導原則、OECD ガイダンス等の OECD のフレームワーク、業界のスキームや基準等の既存の基準を基にした勧告やガイドライン等の非規制的な方法は、その有効性が限定的であるため除外 ✓ 勧告の実施に関して、加盟国毎にレベルの違いが生じてしまうという問題も存在

³⁸⁵ Impact Assessment Report 54 頁。

³⁸⁶ 2020 年 1 月欧州委員会報告書 257-258 頁、288 頁。

³⁸⁷ 2020 年 10 月パブリック・コンサルテーション 7-8 頁。

³⁸⁸ Impact Assessment Report 39-40 頁。

³⁸⁹ Impact Assessment Report 39-40 頁。

②民事責任制度を伴わず、デュー・ディリジェンスの義務化のみを行う方法	✓ 上記と同様に効果的な執行の観点から望ましい方法であるとはいえない ✓ 負の影響を受ける被害者が救済へアクセスするために民事責任を規定することは重要であり、国連指導原則等は既に会社に対しそのような負の影響へ救済を提供することを求めている
③デュー・ディリジェンスの義務及び民事責任の範囲を企業の直接のサプライヤーに限定する方法	✓ 人権と環境に対する最も顕著な負の影響は、主に EU 域外で発生している。これらの悪影響は、通常、直接サプライヤーを超えて、バリューチェーンのさらに上流、例えば、原料調達の段階や初期の製造段階で発生するので、デュー・ディリジェンスの義務を限定してしまうのは効果的な執行につながらない ✓ 国連指導原則等はバリューチェーン全体のデュー・ディリジェンスを要請しているので、既存の国際的な基準に合致しない ✓ バリューチェーン上に作為的に事業体を設立することで規制が潜脱されるおそれがある
④デュー・ディリジェンスの義務はサプライチェーン全体とするが、民事責任を直接のサプライヤーレベルで引き起こされる負の影響に限定する方法	✓ 人権や環境への負の影響のほとんどは、直接のサプライヤーのレベルを超えて発生する ✓ このような方法では、最も必要とされる効果的な執行体制が確保されない。法的確実性の懸念は、特にバリューチェーンにおける間接的なビジネスパートナーに関して、企業に合理的に期待できることについて規定した十分に明確な責任レジームを設けることで解決可能である

上記 3 記載のとおり、Impact Assessment Report では、多くの階層と供給ネットワークによって特徴づけられるグローバルなバリューチェーン全体に関して、全てのリスクを防止することは実際には困難である旨も指摘されている。このため、バリューチェーンで発生したあらゆる被害に対して企業に民事責任を負わせるのではなく、Tier 1 を越えたバリューチェーン上で生じた損害に関しては、特定の条件下のみで民事責任を負わせるといった、責任を制限する選択肢も検討されていたことが明らかになっている³⁹⁰。

指令案を受けて 2022 年 7 月に公表された EESC 意見では、より具体的に、救済の範囲・民事責任の関係が議論されている。EESC 意見では、国連指導原則第 15 条及び第 22 条が、企業自身が人権侵害を引き起こし、又助長した場合に救済を要求していることに触れつつ、国連指導原則は、企業は負の影響がサプライチェーン内の他の企業によって引き起こされた場合には、企業が救済措置を提供することを要求していないという解釈が示されている³⁹¹。また、OECD ガイダンスが、サプライチェーンにおける負の影響を防止しようとすることは、負の影響を与えている企業から、その企業と取引関係にある企業へ責任を転嫁するものではないことを強調しているという解釈も示されている³⁹²。これらの解釈を前提

³⁹⁰ Impact Assessment Report 70 頁。

³⁹¹ EESC 意見 パラ 4.5。

³⁹² EESC 意見 パラ 4.5。

に、EESC は、指令案の下でも、企業自身が人権侵害を直接引き起こしたか、又はそれに助長した(つまり部分的に引き起こした)場合にのみ、民事責任を負うべきであると指摘している³⁹³。

一方で、NGO 等の市民団体からは、下記 7.2 で説明する指令案の上記民事責任の例外規定に関し、企業がサプライヤーから自社の行動規範の遵守について「契約上の保証」を得ることで、指令案の遵守を主張できるようにするもので、企業は責任逃れが可能である旨が指摘されている³⁹⁴。

7.2 現在の指令案

指令案第 7 条では潜在的な負の影響に関して、企業が予防又は軽減措置をとることを、指令案第 8 条では実際の負の影響に関して、企業が適切な措置をとることを加盟国が保障すべき旨が規定されている。「救済」の文脈からは、既に起きてしまった負の影響に関して、指令案第 8 条が、企業は、負の影響を受ける者への損害賠償や、負の影響を受けるコミュニティへの金銭的保障等の措置を通じて負の影響を緩和する必要がある旨を規定している。同条は、このような負の影響の緩和のための措置は、負の影響の重大性や規模、企業による行動の寄与の度合い等を勘案して行われるべきとも規定している。

また、指令案第 9 条では、加盟国が負の影響を受けた者や、受けているという合理的な疑いのある者、労働組合その他の労働者の代表機関及び市民団体が申立てを行えるようなシステム(complaints procedure)を企業が提供することを確保しなければならないとされている。

上記に加えて、企業の民事責任に関して、指令案第 22 条で、指令案第 7 条の定める潜在的な負の影響の予防、及び第 8 条の定める実際の負の影響の停止の義務を遵守せず、損害が生じた場合、企業が損害賠償責任を負うように加盟国が確保すべき旨が定められている。

ただし、民事責任の検討の際には適切な救済措置等を講じているか等企業の対応努力が考慮される。また、第 7 条 2 項(b)、第 7 条 4 項、第 8 条 3 項(c)、第 8 条 5 項に従い、直接の取引先から契約上保証を得ている場合には、状況に応じて責任が免除され得るとされている(指令案第 22 条 2 項)。さらに指令案は契約上の保証をとる方法としてモデル契約を挙げており、これに関するガイダンスを欧州委員会が作成することを定めている(指令案第 12 条)。

8. 取締役の義務

8.1 議論の内容

取締役の義務に関する規定を含めることの適否が議論になった。この点、Impact Assessment Report においては、大局的には、企業による人権の尊重、環境保護促進といったサステナビリティ関連の取組み

³⁹³ EESC 意見 パラ 4.5。同パラ 4.1 においても、企業が法的責任の追及を免れる適切な措置(appropriate measure)の定義を明確化する必要がある旨が指摘されている。

³⁹⁴ EU Parliament Briefing, “Corporate sustainability due diligence: Could value chains integrate human rights and environmental concerns?” <[https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI\(2022\)729424](https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI(2022)729424)> の 9-10 頁、Principles for responsible investment 及び Friends of the Earth Europe の意見参照。

には依然時間がかかっており、企業によって取組状況にばらつきのあることを前提とした上で、指令案において取締役の義務に関して特段の規制を設けなかった場合、取締役が企業の最善の利益のために行動する際に、取締役の決議又は決定が会社にもたらす中・長期的結果及び株主のみならず従業員、環境その他のステークホルダーへの影響等についても考慮するという姿勢は不十分な水準に留まるとの予測が示された³⁹⁵。Impact Assessment Report において示されているその根拠は以下のとおりである。

たしかに、指令案において取締役の義務に関する特段の規制を設けなくとも、市場におけるサステナビリティ関連のリスク認識は高まる傾向にある³⁹⁶。例えば、現在審議中のコーポレート・サステナビリティ報告指令案は、開示要請を通して企業によるサステナビリティ関連の取組みを強化することが期待されているし、サステナブルファイナンスに関するアクションプラン(Action Plan: Financing Sustainable Growth)³⁹⁷や欧州中央銀行の気候変動リスクガイドライン³⁹⁸等の要請に基づき、企業のサステナビリティ・リスクに関する情報が広く開示されることで、企業の中・長期的利益及びサステナビリティ関連リスクを考慮した経営を行うことに対する市場圧力が一定程度高まることは期待できる³⁹⁹。しかし、そのような市場圧力が企業の意識改革に十分な影響を与えるまでには時間を要すると考えられるし、諸般の開示規制等の対象にならない非上場企業に与える影響は間接的なものに留まる⁴⁰⁰。また、各加盟国における取締役による企業の最善利益追求義務に関する規制が不統一であることも、取締役の義務を適切な水準に引き上げることを阻害する要因である⁴⁰¹。さらに、既存の非財務情報開示指令に基づく情報開示や法的拘束力のない自主的なガイドラインや取締役に対する研修等を通じた対策では効率的に取締役や企業の行動改革を促すには不十分であると判断された⁴⁰²。

そこで、Impact Assessment Report は、主として取締役に対していかなる「一般的義務(general duty)」及び「個別義務(specific duties)」を課すべきか、という観点から、以下の表「取締役の義務規定設定方法」に掲げる 4 通りの方法について検討した上⁴⁰³、実効性、企業にとっての利点、環境・社会・経済へのイ

³⁹⁵ Impact Assessment Report 36-37 頁、47 頁。

³⁹⁶ Impact Assessment Report 36 頁。

³⁹⁷ European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, Action Plan: Financing Sustainable Growth (COM(2018) 97 final)” (8 March 2018), <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018DC0097&from=EN>>.

³⁹⁸ European Central Bank, “Guide on climate-related and environmental risks” (November 2020), <<https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.202011finalguideonclimate-relatedandenvironmentalrisks~58213f6564.en.pdf>>.

³⁹⁹ Impact Assessment Report 36 頁。

⁴⁰⁰ Impact Assessment Report 36 頁。

⁴⁰¹ Impact Assessment Report 36-37 頁。

⁴⁰² Impact Assessment Report 47 頁。

⁴⁰³ Impact Assessment Report 49-50 頁。

ンパクト、効率、遵守コスト、EU の政策との整合性等の観点から総合して比較した結果、オプション 3 が望ましいと結論づけた⁴⁰⁴。

ここで、企業によるサステナビリティ関連の取組み促進といった視点からの取締役の「一般義務 (general duty)」とは、取締役が企業の最善の利益のために行動する際に、取締役の決議又は決定が会社にもたらす中・長期的結果並びに株主、債権者、従業員(サプライチェーン上の従業員を含む)、消費者、サプライヤー、地元のコミュニティ等の会社又はそのバリューチェーンから影響を現に受け、又は受け得るステークホルダー及び気候変動を含めた環境への影響等についても考慮すべき義務を指す⁴⁰⁵。

他方で取締役の「個別義務(specific duties)」は、一般義務を履行するための具体的な義務であり、以下の 4 つが含まれる⁴⁰⁶。

- ① リスクマネジメント義務及びリスクマネジメント体制構築・監督義務(以下合わせて「リスクマネジメント義務」という。): 事業活動に関係する重要なステークホルダー及びそれらが有する利益を特定し、会社がこれらステークホルダーに依存する程度を把握して、事業活動がこれらステークホルダーにもたらす影響から生じるリスクを、短期・中期・長期全ての視点で把握し、管理するとともにその体制を構築し監督する義務。
- ② インパクトマネジメント義務(以下「デュー・ディリジェンス体制の構築及び実施・監督義務」という。): 事業活動のもたらすインパクトを特定・評価し、対応策の効果を検証し、方針、方法及び予防策について報告することを含む、デュー・ディリジェンス体制を構築し実施・監督する義務。
- ③ ステークホルダーの利益及びサステナビリティの観点(リスク、機会、インパクト)を考慮して経営戦略を策定する義務(以下「経営戦略策定義務」という。): サステナビリティ関連の課題を企業の最高意思決定機関が適切に扱い、短期・中期・長期的観点から企業戦略及びビジネスモデルを構築していく義務。これには、科学的根拠に基づく気候変動緩和のための目標を策定し実行する義務を含み得る。
- ④ ステークホルダーと意思疎通を図る義務(ステークホルダー・エンゲージメント): 取締役が定期的にステークホルダーらと定期的に意思疎通を図る仕組みを構築し、企業戦略やリスクマネジメントに活かしていく義務。

表：取締役の義務内容及び対象

オプション	具体的な内容
オプション 1	✓ 一般義務が課される主体：全ての有限責任会社(LLC)の取締役 ✓ リスクマネジメント義務が課される主体：大企業の取締役、ただし段階的に一定規模の中小企業等にも段階的に範囲を拡大⁴⁰⁷

⁴⁰⁴ Impact Assessment Report 88 頁。

⁴⁰⁵ Impact Assessment Report Annex 13, 204 頁。

⁴⁰⁶ Impact Assessment Report Annex 13, 204-205 頁。

⁴⁰⁷ 当初は大企業の取締役を対象とするが、零細企業ではない上場中小企業の取締役及び高インパクトセクターに属する非上場中規模企業の取締役に対しても適用範囲を段階的に拡大することを予定。Impact Assessment Report 49 頁。

	✓ その他の個別義務が課される主体：大企業の取締役及び高インパクトセクターに属する中規模企業の実務取締役。ただし勧告にとどめ、法的な拘束力はもたせない。
オプション 2	✓ 一般義務が課される主体：オプション 1 と同じ ✓ リスクマネジメント義務が課される主体：オプション 1 と同じ ✓ デュー・ディリジェンス体制の構築及び実施・監督義務が課される主体：超大企業の取締役、高インパクトセクターに属する中型株企業(midcaps)及び中規模企業の実務取締役 ✓ 科学的根拠に基づく気候変動緩和のための策定を含めサステナビリティの視点を考慮して経営戦略策定義務が課される主体：超大企業の取締役、高インパクトセクターに属する中型株企業(midcaps)及び中規模企業の実務取締役 ⁴⁰⁸
オプション 3	✓ 一般義務が課される主体：オプション 1 と同じ ✓ リスクマネジメント義務が課される主体：オプション 1 と同じ ✓ デュー・ディリジェンス体制の構築及び実施・監督義務が課される主体：オプション 2 と同じ ✓ 科学的根拠に基づく気候変動緩和のための目標を策定し実行することを含む経営戦略策定義務が課される主体：従業員 1,000 名超の大企業の実務取締役 ✓ その他の個別義務が課される主体：大企業の実務取締役、ただし段階的に一定規模の中小企業等にも段階的に範囲を拡大 ⁴⁰⁹
オプション 4	✓ 一般義務が課される主体：オプション 1 と同じ ✓ 個別義務が課される主体：大企業の実務取締役、ただし段階的に一定規模の中小企業等にも段階的に範囲を拡大 ⁴¹⁰

2020 年 10 月パブリック・コンサルテーションでは、取締役の注意義務に関連する意識調査の一貫として、「どのステークホルダーの利益が会社の長期的な成功及びレジリエンスの強化に関係するか」、という質問がなされた ⁴¹¹。これに対して、従業員、顧客、長期的意思決定、会社の事業活動又はサプライチェーンに影響を受ける人々やコミュニティ、環境、サプライチェーン上の従業員、社会、及び株主の全てについて、「関連があると思う」という回答が 9 割を超えた ⁴¹²。他方で、取締役の注意義務の執行において、市民団体(civil society organisation)がステークホルダーの利益を代表する役割を担うことについては、NGO の 90%以上が賛同したのに対して、企業の約 70%及び産業団体の約 90%が懸念又は反対の意思を表明した ⁴¹³。

指令案を受けて 2022 年 7 月に公表された EESC 意見では、取締役の義務として適切に機能するデュー・ディリジェンス体制の構築、実施・監督する義務が含まれるべきであり、企業がデューディリ

⁴⁰⁸ Impact Assessment Report 49 頁、Impact Assessment Report Annex 13, 207 頁。

⁴⁰⁹ 当初は大企業の実務取締役を対象とするが、零細企業ではない上場中小企業の実務取締役及び高インパクトセクターに属する非上場中規模企業の実務取締役に対しても適用範囲を段階的に拡大することを予定。Impact Assessment Report 49 頁、Impact Assessment Report Annex 13, 208 頁。

⁴¹⁰ 当初は大企業の実務取締役を対象とするが、零細企業ではない上場中小企業の実務取締役及び高インパクトセクターに属する非上場中規模企業の実務取締役に対しても適用範囲を段階的に拡大することを予定。Impact Assessment Report 49 頁、Impact Assessment Report Annex 13, 209 頁。

⁴¹¹ 2020 年 10 月パブリック・コンサルテーション 5 頁及び Table 1。

⁴¹² 2020 年 10 月パブリック・コンサルテーション 5 頁及び Table 1。

⁴¹³ 2020 年 10 月パブリック・コンサルテーション 6 頁。

ジェンス体制の構築、実施・監督を怠った場合に制裁が加えられる制度を構築する必要があると指摘された⁴¹⁴。

8.2 現在の指令案

現在の指令案によれば、適用対象となる EU 域内企業の取締役は、会社の最善の利益のために行動する義務を果たす際に、人権、気候変動及び環境を含むサステナビリティ関連の課題に影響を及ぼす決定について、短中長期的な観点から十分に考慮する義務を負うことになるとしている(指令案第 25 条 1 項、同条 2 項、第 2 条 1 項)。

また、適用対象となる EU 域内企業の取締役は、デュー・ディリジェンス(指令案第 4 条、第 5 条)を実施・監督する義務を負うこととされている(指令案第 26 条 1 項、2 項)。そして同取締役がデュー・ディリジェンスを実施・監督する際には、ステークホルダー及び市民団体の意見を考慮する必要があるとされた(同条 1 項、2 条 1 項)。

9. 取締役の報酬

9.1 議論の内容

取締役の報酬に関する一般条項を指令案に盛り込むかや、その内容等が議論になった。

Impact Assessment Report においては、取締役の報酬に関する一般条項を指令案に盛り込むオプションが検討されている。具体的には、デュー・ディリジェンス及び取締役の義務を遵守することを促進するか、少なくとも妨げることのないような報酬制度を確保することを求める内容の一般条項を導入することが検討された⁴¹⁵ ⁴¹⁶。

Impact Assessment Report は、デュー・ディリジェンス及び取締役の義務を遵守することを促進するか、少なくとも妨げることのないような取締役の報酬制度に関する一般条項を指令案に盛り込むというオプションについて、実効性、コスト、企業にとっての利点や効率、環境・社会・経済へのインパクト、既存の規制等との整合性、ステークホルダーの見解、費用対効果といった視点から分析した⁴¹⁷。具

⁴¹⁴ EESC 意見 パラ 4.10。

⁴¹⁵ なお、一般条項に留まらず個別条項を設けるというオプションも想定し得るが、まずは 2017 年に改正され、取締役の報酬制度がサステナビリティ課題や社会的責任への貢献度を考慮したものであるべきとされた欧州株主権利指令 (European Union, “Directive (EU) 2017/828 of the European Parliament and of the Council of 17 May 2017 amending Directive 2007/36/EC as regards the encouragement of long-term shareholder engagement”, <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017L0828&from=EN>>)の適用・運用状況を見ていくことが有益であると思われることから、指令案においては一般条項の導入することの検討に焦点が当てられるに留まった (Impact Assessment Report 37-38、50 頁)。

⁴¹⁶ Impact Assessment Report 50 頁。

⁴¹⁷ Impact Assessment Report 88 頁。

体的には、①デュー・ディリジェンス及び取締役の義務を遵守することを促進するか、少なくとも妨げるような取締役の報酬制度に関する一般条項を導入すれば、取締役や企業意思決定にサステナビリティに関する視点を組み込むようなコーポレート・ガバナンス実務の促進に貢献するものと思われること、②指令案の他の箇所において取締役の義務の範囲が明確化される予定であることに鑑みれば、そのような一般条項を導入して取締役にインセンティブを与える形にすることでより相乗効果が見込まれること、③そして、当該オプションは、企業自身の利益につながり、環境・社会・人権に正の影響を与え、EU の他の政策とも整合する一方、企業にさほどのコストを強いるものではないから目的と手段の均衡が認められる等の肯定的評価が示された⁴¹⁸。

もっとも、Impact Assessment Report は、企業の長期的利益を達成するための報酬設計については、もっぱら企業自身に委ねるのが適切であるとするステークホルダーの意見も紹介している⁴¹⁹。

指令案策定後、NGO 等の市民団体からは、下記 9.2 で説明する現在の指令案における取締役の報酬に関する規定が、気候変動対策に関する取締役の義務の履行状況を考慮する趣旨の規定に留まったことに関し、報酬は企業や取締役の行動変革を促すのに強力なツールであるにもかかわらず、取締役の変動報酬の一定割合を持続可能性目標と連動させる等のより具体的な提案がなされなかったとして、懸念も示されている⁴²⁰。

9.2 現在の指令案

現在の指令案では、取締役の報酬設計について一般条項は盛り込まれなかったが、従業員 500 名超かつ全世界純売上高 1.5 億ユーロ超の EU 域内の企業及び EU 域内での純売上高 1.5 億ユーロ超の企業が、経営戦略、長期的利益及びサステナビリティに対する取締役の寄与に応じて変動報酬を設計する場合には、気候変動対策に関する企業の義務(指令案第 15 条 1 項、2 項)の履行状況を十分に考慮しなければならないとされている(指令案第 15 条 3 項)。

以 上

⁴¹⁸ Impact Assessment Report 84-88 頁。

⁴¹⁹ Impact Assessment Report 86-97 頁、Annex 2, 26 頁。

⁴²⁰ EU Parliament Briefing, “Corporate sustainability due diligence: Could value chains integrate human rights and environmental concerns?” (16 May 2022), <[https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI\(2022\)729424](https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI(2022)729424)> の 10 頁、Finance Watch の意見参照。